

## 令和3年2月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (令和3年度当初予算等関係)

### 生活環境部

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和3年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	( 総括表 )	4
		環境立県推進課	5
		低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	10
		衛生環境研究所	21
		原子力環境センター	26
	循環型社会推進課	27	
	緑豊かな自然課	34	
	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	53	
	くらしの安心推進課	56	
	消費生活センター	74	
	住まいまちづくり課	76	
	水環境保全課	101	
	西部総合事務所地域振興局 →西部総合事務所県民福祉局	113	
	西部総合事務所生活環境局 →西部総合事務所環境建築局	114	
	2 公共事業当初予算総括表	緑豊かな自然課 他	115
	3 歳入歳出事項別明細書		118
	4 節の明細		126
	5 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課 他	132

## (企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第17号	令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算		
	1 予算説明資料 (令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算実施計画)	水環境保全課	136
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		138
	3 給与費明細書		139
	4 予定貸借対照表(当年度分)		142
	5 予定損益計算書(前年度分)		143
	6 予定貸借対照表(前年度分)		144

【予算関係以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第34号	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	くらしの安心推進課	146
議案第37号	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例	環境立県推進課	166
議案第38号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	175
議案第39号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	177
議案第40号	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	179
議案第41号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	183
議案第46号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅中南団地)について	住まいまちづくり課	187
議案第47号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅智頭第2団地)について	住まいまちづくり課	188

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,078,549	2,091,417	△ 12,868	27,286		172,372	1,878,891	
低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	222,259	206,562	15,697	89,081	(6,300) 9,000	30,136	94,042	
衛生環境研究所	381,079	156,588	224,491	10,058	(108,000) 216,000	11,904	143,117	
原子力環境センター	31,930	37,714	△ 5,784	31,930				
循環型社会推進課	143,293	150,513	△ 7,220	9,382		23,860	110,051	
緑豊かな自然課	1,460,907	1,829,826	△ 368,919	294,198	(192,500) 235,000	26,992	904,717	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	109,979	64,281	45,698	2,000	(22,000) 44,000	179	63,800	
くらしの安心推進課	1,182,042	184,775	997,267	1,011,705		41,890	128,447	
消費生活センター	63,105	61,379	1,726	14,844		400	47,861	
住まいまちづくり課	2,243,471	2,264,425	△ 20,954	473,830	(497,000) 497,000	667,503	605,138	
水環境保全課	751,595	696,307	55,288	494,351		2,288	254,956	
西部総合事務所地域振興局 →西部総合事務所県民福祉局	1,656	811	845				1,656	
西部総合事務所生活環境局 →西部総合事務所環境建築局	44,519	41,995	2,524	5,514		1,646	37,359	
合計	8,714,384	7,786,593	927,791	2,464,179	(825,800) 1,001,000	979,170	4,270,035	5,095,835

説明

(主な事業)

- ・鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業
- ・(新)家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業
- ・企業の再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業
- ・(新)鳥取発地産エネルギー活用推進事業
- ・(新)県有施設の省エネ・創エネ等推進事業
- ・(新)気候変動による水環境への影響調査等事業(気候変動適応センター事業)
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業
- ・国立公園満喫プロジェクト等推進事業
- ・自然公園等管理費
- ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費
- ・(新)みんなでかぶろう！守ろう！ヘルメット着用推進事業
- ・犯罪被害者等相談・支援事業
- ・(新)鳥取県西部犬猫センター(仮称)整備事業
- ・(新)徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業
- ・(新)新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)
- ・消費生活センター事業費
- ・(新)成年年齢引下げに向けた環境整備事業
- ・(新)広域景観形成支援事業
- ・(新)県営住宅上栗島団地建替事業
- ・(新)公営住宅整備事業(IoTによる高齢者見守り・緊急通報モデル事業)
- ・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業
- ・住宅セーフティネット支援事業
- ・上・下水道広域化・共同化計画調整事業
- ・”ラムサール条約登録湿地”中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

### 令和3年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	1,976,073	1,983,493	△7,420	23,441		(使用料) 38,061 (手数料) 61,290 (受託事業収入) 16,687 (雑入) 56,334	1,780,260	

事業内容の説明

生活環境部一般職員260（定数外12含む）名分及び会計年度任用職員54名分の人件費である。

（単位：千円）

区分			本年度		財源内訳				
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源	
			一般職員	会計年度任用職員					
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	4	2	33,672		(手数料) 286 (雑入) 14	33,372	
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	40,819		(雑入) 14	40,805	
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	27	7	210,729	8,220	(受託事業収入) 16,687 (雑入) 45	185,777	
		02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	109	18	815,299	7,405	(手数料) 61,004 (雑入) 56,084	690,806
		03 保健所費	01 保健所費	50	13	384,993		(雑入) 84	384,909
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	3		20,988			20,988	
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		34,980			34,980	
		05 都市計画費	01 都市計画総務費	2		13,992	3,555		10,437
		03 公園費	1		6,996			6,996	
	06 住宅費	01 住宅管理費	54	12	413,605	4,261	(使用料) 38,061 (雑入) 93	371,190	
計			260	54	1,976,073	23,441	172,372	1,780,260	

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
環境保全行政費	2,941	2,913	28				2,941									
トータルコスト	17,991千円（前年度17,866千円）[正職員：1.9人]															
主な業務内容	審議会等の運営、鳥取県環境白書の発行、環境衛生担当職員の研修、環境先進県を目指す鳥取県の取組についての情報発信															
工程表の政策目標(指標)	とっとり環境イニシアティブの推進、環境影響評価の適切かつ円滑な運用															
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、令和新時代とっとりイニシアティブプランの進捗管理、鳥取県環境審議会等の運営及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 鳥取県環境審議会等の運営（2,941千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">鳥取県環境審議会</td> <td>鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県環境影響評価審査会</td> <td>鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県公害審査会</td> <td>公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する機関</td> </tr> <tr> <td>とっとり環境推進県民会議</td> <td>環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う会議</td> </tr> </table> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和新時代とっとりイニシアティブプランの進捗管理</li> <li>・鳥取県環境白書の発行</li> <li>・環境衛生担当職員の研修実施 等</li> </ul>									鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う機関	鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う機関	鳥取県公害審査会	公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する機関	とっとり環境推進県民会議	環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う会議
鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う機関															
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う機関															
鳥取県公害審査会	公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する機関															
とっとり環境推進県民会議	環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う会議															

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	24,595	23,942	653				24,595	
トータルコスト	48,358千円（前年度 47,552千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	関係機関・者との各種調整、会議・イベント等準備・運営、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	鳥取の美しい星空を「守り」・「活かす」取組の拡大							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

鳥取県星空保全条例（平成30年4月1日施行）の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要な事業を実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【新規】新型コロナ予防に配慮した「電視観望（※1）」を導入し、新たなプログラムを加えた県所有の移動プラネタリウムと組み合わせた星空イベント等を県内各地で実施する。</li> <li>○大学の天文サークル等の若者グループと連携し、星空の普及啓発等を行うとともに、参画グループの能力向上・普及啓発等の取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円</li> <li>○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。</li> </ul>	3,785
星空保全地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村… [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000千円</li> <li>・団体等… [補助率] 10/10 [補助上限] 500千円</li> </ul> </li> </ul>	5,000
光害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 130千円/基</li> <li>・建築物や看板を照射する照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 200千円/式</li> </ul> </li> <li>○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。 [補助率] 市町村負担の1/4</li> </ul>	14,000
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【新規】「星空案内人資格（※2）」取得に係る講座を開催するとともに、当該講座を修了した人材を地域等の星空観察会、観光イベントの講師等として斡旋・派遣する。</li> <li>○星空の関心を高めるための一般向け講座等を実施する。</li> </ul>	1,810
合計		24,595

※1 電視観望…リアルタイムの星空や星雲・星団等をディスプレイに映す観察方式。望遠鏡等を介した接触の機会を減らせるほか、星雲等の鮮やかな色や多くの微光星など、肉眼よりはるかに美しい星空を視認できる。

※2 星空案内人資格…「星空案内人資格認定制度運営機構」が運営する資格制度。

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県民等への更なる星空普及に向け、星空案内人材の育成を促進する。

星空講座の参加者数：100人（令和3年度中）

###### 【取組状況・改善点】

- ・条例制定からこれまでに4地域（鳥取市佐治町、日南町、若桜町、倉吉市関金町）を星空保全地域に指定し、令和2年度中に新たに日野町を指定する予定である。
- ・同地域内における地域振興事業（R2補助：5件交付決定）のほか、他地域でも自主イベント等が活発に実施されている。コロナ禍でも感染予防を図りながら星空観察が楽しめるよう、新たに電視観望等を導入するとともに、星空案内人の養成講座を開催するなど、本県の星空の美しさについて引き続き県民への普及啓発と人材育成を進める。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	(債務負担行為 54,179)  51,671	56,640	(債務負担行為 54,179)  △4,969	3,845			(債務負担行為 54,179)  47,826	
トータルコスト	126,128千円（前年度130,618千円） [正職員：9.4人]							
主な業務内容	各種環境調査（大気汚染、騒音等）、届出事務、立入検査 等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、工場や事業場等への監視・指導等を実施し、清浄な環境の保全に努める。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
大気汚染防止対策事業	○県内測定局で微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染の状況を常時監視する。 ・（臨）測定機器老朽化に伴う機器更新(5,770千円) ・（臨）測定機器老朽化に伴う機器リース（2,567千円） [債務負担行為（R3～R13）54,179千円] ○工場等に対し定期的に立入検査を実施し、排出されるばい煙等の調査測定・指導を行う。							23,009
環境汚染化学物質対策事業	○県内の各調査地点における環境（大気、水、土壌）中のダイオキシン類濃度を測定するとともに、施設への立入検査を行う。 ○環境中の化学物質の残留状況を把握するため、生物中に含まれる化学物質の調査を行う。							19,945
石綿飛散防止対策事業	○石綿飛散による健康被害を防止するため、解体工事現場等への立入検査・指導等を行う。 ○県内測定局等で大気中の石綿粉じん濃度の測定を行う。							612
環境状況調査	○県内の環境状況を把握するため、各種調査（騒音・振動・悪臭調査・酸性雨調査、ウラン残土たい積場環境調査）を実施する。							8,105
合計								51,671



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境立県推進課管理運営費	9,936	11,396	△1,460				9,936	
トータルコスト	16,273千円（前年度17,692千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	課内の連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明  環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費。（標準事務費）								
生活環境部管理運営費	13,333	13,033	300				13,333	
トータルコスト	20,126千円（前年度19,756千円）[正職員：0.5人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	部内の連絡調整・管理運営、予算・決算、人事・組織							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明  生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費。								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 家庭の省エネ・再エネ 快適生活促進事業	32,088	0	32,088			(基金繰入金) 3,000	29,088	
トータルコスト	40,801千円（前年度 0千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	ガイドブック制作、企画調整、広報、補助金に関する手続きや市町村との調整							
工程表の政策目標(指標)	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

家庭で行う創エネ、蓄エネ及び省エネの取組の普及啓発を行い、効率のよいエネルギー利用や家庭用小規模発電設備等の設置を促進する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
ゼロカーボン社会 実現に向けた家庭 の消費エネルギー 効率アップ事業	より快適で経済的な省エネ生活の定着を図るため、家庭における効率のよいエネルギー利用を促すキャンペーンを実施するとともに、分かりやすい省エネ・再エネの実践方法を紹介する。  ・省エネ快適生活実践キャンペーンの実施 家庭内での電気やガスの使用量削減など、効率よくエネルギーを使う方法を実践した家庭へ賞品をプレゼントする。  ・WEB版ガイドブックの制作による実践方法の紹介 家庭で効率よくエネルギーを使う方法と取組の意義を分かりやすく紹介するガイドブックを制作し、WEBサイト等で発信する。	5,500
家庭用小規模発電 設備等導入支援	(地域エネルギー社会構築支援事業から移管) 太陽光発電(10kW未満)、太陽熱利用機器、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 [実施主体] 市町村 [補助率] 市町村補助額の1/2	26,588
合 計		32,088

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

脱炭素社会実現に向け、家庭生活を快適にしながら実行できる省エネ・再エネ導入を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・政府が示した成長戦略実行計画(2020年12月)において、2030年までの温暖化対策は、”既存技術により省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入”とされていることから、2030年までは既存技術をベースとした取組により温室効果ガス削減を目指す必要がある。
- ・温暖化防止活動に取り組む県民や市町村担当者から、快適な生活環境をつくりながら脱炭素社会へシフトする具体的な方法の発信が必要という声もあることから、令和3年度は家庭で行う効果的な取組をガイドブックとしてまとめ、省エネ実践を促すキャンペーンを実施する。
- ・引き続き家庭用の小規模発電設備等の導入を支援することにより、防災力を高めつつ、家庭の消費エネルギー削減をより一層進める。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7205）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
C02を減らして未来を守る 県民運動推進事業	2,354	3,979	△1,625			(基金繰入金) 2,354		
トータルコスト	3,938千円（前年度 5,553千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、委託・補助業務 等							
工程表の政策目標(指標)	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

脱炭素に係る全県的な機運醸成を推進し、家庭や学校、地域等のCO2排出削減に向けた実践的な取組の充実を図るため、事業者や鳥取県地球温暖化防止活動推進センター等と連携して普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する住民向けの環境実践活動を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「とっとりゼロ・カーボン・チャレンジ」啓発キャラバン	温暖化対策の現状や取り組むべき課題等について幅広く県民の理解を広げるため、県、市町村、事業者等が主催する県民向けフォーラムやイベント等と連携した啓発キャラバンを実施する。 [内容] 動画・パネル展示、省エネ相談会、環境実践ワークショップ等の開催	854
C02削減・省エネ活動の支援	地域における省エネ意識の定着や先進的事例の他市町村への拡大を推進するため、学校等を活用した断熱改修ワークショップなど、市町村等が実施する住民向けの取組を支援する。 [補助事業者] 国が推進するゼロカーボン宣言を表明した市町村等 [補助率] 1/2 [補助限度額] 500千円	1,500
合計		2,354

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

イベント等の場で、直接的に県民とコミュニケーションを図りCO2削減を働きかける。

啓発キャラバンや地域におけるワークショップ等に関わった人数：500人/年

【取組状況・改善点】

- ・国際的な温暖化対策の枠組「パリ協定」（2016年11月発効）のもと深刻化する地球温暖化への対策は世界中が取り組むべき重要課題となっており、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より充分低く保つことを目標に、脱炭素に向けた世界的な潮流が加速している。
- ・2020年10月、日本政府が「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す」ビジョンを表明し、脱炭素化の取組が加速化している。
- ・本県では、国に先駆けて2020年1月に2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す旨の宣言を行った。今後より一層の温室効果ガス削減に向けて、団体・事業者、行政等による連携・協働体制を強化するとともに、県民の意識を高め行動に繋げるため啓発キャラバンの実施など具体的な施策に取り組んでいく。

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	22,576	22,733	△157	3,239		(寄附金) 1,000 (基金繰入金) 17,668 (財産収入) 314 18,982	355	
トータルコスト	43,963千円（前年度 47,130千円） [正職員：2.7人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、他団体との調整、委託・補助金業務 等							
工程表の政策目標(指標)	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】  
事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

温室効果ガス削減、持続可能な社会の構築、気候変動への適応を推進するため、県民の環境への関心を高め行動につなげるための環境教育、普及啓発、活動支援等に取り組む。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「エネルギーシェア」の推進	【拡充】クールシェアだけでなく、ウォームシェアの取組を補助対象に加えるとともに、WEBによる情報発信を行い、年間を通じたエネルギーシェアの取組を支援する。 ・商業施設による「エネルギーシェア・スポット」新設の支援 [補助率] 1/2 [補助限度額] 150千円 ※エネルギーシェア・スポット：屋外施設や店舗等の一部を誰もが密を避けて夏季は涼しく、冬季は暖かく快適に過ごせる場所として提供される場所	1,325
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 [補助率] 10/10 [補助限度額] 100千円 ・こどもエコクラブ活動の支援 [補助率] 市町村負担額の1/2 [補助限度額] 700円/人	2,811
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運營業務委託	地球温暖化防止の普及啓発等や環境教育に関する業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」に委託する。（債務負担行為設定済） ・地球温暖化防止の普及啓発を行う人材(推進員)の育成 ・学校や保育所等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関	9,598
普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業に委託する。 ・廃物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」の小学生向け「エコアイデアコンテスト」の実施等	6,573
その他	県有施設の TEAS II 種審査委託、会議・研修会開催等の経費	2,269
合計		22,576

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら行動する人材の育成を図る。  
エコ宣言の数 10,000人（令和3年度末）

#### 【取組状況・改善点】

- ・県内の温室効果ガス排出量は、平成25年度以降減少傾向にあるが、令和新時代とっとり環境インシアティブプランに掲げる「2030年に2013年度比40%減」の目標達成には更なる排出量削減が求められる。
- ・令和3年度から、夏季の省エネ・節電や熱中症防止にもつながる「クールシェア」だけでなく、冬季の「ウォームシェア」を加え、通年での啓発活動に取り組む。また、環境教育についても、より効果的な事業となるよう、市町村や団体・事業者等と連携・協働し、引き続き推進していく。

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

#### 4目 環境保全費

低炭素社会推進課 → 事業実施: 脱炭素社会推進課 (内線: 7895)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業の再エネ100宣言RE Action 推進・再エネ活用支援事業	9,374	2,686	6,688	4,687			4,687	
トータルコスト	13,335千円 (前年度 4,260千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	セミナー等開催、補助金の制度設計、周知説明、申請書審査・支払い							
工程表の政策目標(指標)	自然・環境・暮らしに調和した安心・安全な再生可能エネルギーの推進							

#### 事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

県内企業等が率先的に環境配慮経営を行う環境を構築し、脱炭素社会が実現できるよう、再エネ100宣言RE Action(※)への参加など使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組の普及啓発や実効性のある取組に対して支援等を行う。(令和2年度「再エネ100%を目指す企業応援・支援事業」から事業名を変更)

※日本の中小企業などが、2050年までに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し行動していく枠組み(国内イニシアティブ)。世界的な大企業を中心に加盟する国際イニシアティブ「RE100」の国内中小企業版的な位置づけ。

#### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
再エネ100宣言RE Actionセミナー開催事業	脱炭素経営のメリット、再エネ・省エネの実践手法を理解するセミナーをRE Action参加企業や地域新電力、金融機関、商工団体、市町村等と連携して開催する。	1,074
【拡充】再エネ100宣言RE Action拡大等支援事業	地域新電力やRE Action参加企業等と市町村や地域が連携し、企業のRE Action参加拡大につながる動画制作等の取組を支援する。 [補助件数] 3件、[補助率] 1/2、[補助上限額] 500千円	1,500
【新規】省エネ対応設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い機器への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 5件、[補助率] 1/3、[補助上限額] 500千円	2,500
【新規】太陽光発電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 5件、[補助上限額] 46千円/kw(1件当たり上限額460千円)	2,300
【新規】IoT技術を活用したRE100電力調達支援事業	地域新電力によるIoT(※)技術を活用した再エネ電力の需給調整(再エネマネジメント)を行う仕組み作りを支援し、再エネ100%電気の利用による企業のRE Action参加につながる。 (※)IoT・様々な物をインターネットにつなげる技術。 [補助件数] 1件、[補助率] 1/2、[補助上限額] 2,000千円	2,000
省エネ推進支援事業	無料で省エネ診断できる一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ支援サービス」の活用推奨を行う。	(標準事務費)
その他	・市町村と一緒に企業向け個別セミナーや商工団体向けの出前説明会を実施 ・市町村や商工団体等と連携し、情報共有や発信を行う体制の整備	
合 計		9,374

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

県内の再エネ100宣言RE Action参加企業25社(令和4年度末)

##### 【取組状況・改善点】

- ・県内の再生可能エネルギーは県内の民生部門の電力量を賅える水準に達しており、今後はエネルギー使用量の約5割を占める企業部門について、自家消費型の太陽光などの再エネ導入、使用電力の再エネ由来の電気への転換、一層の省エネ化などを促す必要がある。
- ・本県は令和元年12月に「再エネ100宣言RE Action」のアンバサダー(応援者)に就任した。令和2年度は市町村や商工団体と連携してセミナーを開催し、県内企業等に活動への参加推奨を行った。令和3年度は新たに企業の再エネ等機器導入経費の一部を支援するなど、企業の使用電力の再エネ100%化に向けた取組を進める。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取発地産エネルギー活用推進事業	28,200	0	28,200				28,200	
トータルコスト	41,666千円（前年度0千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	自然・環境・暮らしに調和した安心・安全な再生可能エネルギーの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県内の小水力発電等で産み出した再生可能エネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO、市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援し、本県における地産エネルギーの導入を促進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
計画策定・可能性調査支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における地産エネルギー活用のための計画の策定・検証、協議会の開催</li> <li>・事業者による地産エネルギー発電事業可能性調査を支援</li> <li>[補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限額] 3,000千円</li> <li>[事業主体] 市町村、地域団体、NPO法人、中山間地振興に寄与する事業を計画する再エネ発電事業者</li> <li>[補助事業期間] 最長2年（債務負担行為限度額：12,000千円(令和4年度)）</li> </ul>	12,000
事業化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における小水力等の発電・熱供給施設整備・体制整備等</li> <li>・事業者による発電所整備事業を支援</li> <li>[補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限額] 10,000千円</li> <li>（但しFIT(※2) 価格算定対象費用(※3)を除く）</li> <li>[事業主体] 市町村、地域団体、NPO法人、中山間地振興に寄与する事業を計画する再エネ発電事業者</li> <li>[補助事業期間] 最長3年（債務負担行為限度額：15,000千円(令和5年度)）</li> </ul>	15,000
体制づくり・啓発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産エネルギー活用の体制づくり・啓発支援</li> <li>[補助率] 定額 [補助上限額] 300千円</li> <li>[事業主体] 地域団体、NPO法人</li> </ul>	900
	<ul style="list-style-type: none"> <li>とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入にに必要な展示物やガイドンスコナー等の導入を支援</li> <li>[補助率] 1/2 [補助上限額] 300千円</li> <li>[事業主体] エネルギーパークの施設管理者</li> </ul>	300
合 計		28,200

※1 補助率が2/3となる場合：市町村が計画策定を支援する等、積極的な関与があると特に認める場合

※2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

※3 FIT 価格算定対象費用例：FIT認定を受けた設備の設置費、本体費、撤去費、1km以下の電源線費用 等

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

県内の電力自給率60%（令和12年度）達成に向けて、地域が主体となった自家消費・地域内消費も含めた再生可能エネルギー発電や熱供給の取組を支援していく。

###### 【取組状況・改善点】

- ・エネルギーの脱炭素化による温室効果ガス削減は急務であり、本県では「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」に基づき、再生可能エネルギーへのシフトを積極的に進めてきた結果、電力自給率38.7%（令和元年度末）に達した。令和2年度以降は「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」により電力自給率目標60%の達成に向けて引き続き取組を進めている。
- ・今後は地域が主体となった取組、地域の域内消費や企業の自家消費の取組を支援することにより、地域貢献度が高い取組へと誘導していくことで、地域エネルギーの最大限の導入と環境保全との両立を図っていく。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域エネルギー社会構築支援事業	20,270	66,896	△46,626			(基金繰入金) 5,800	14,470	
トータルコスト	21,854千円（前年度 81,849千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い、企画・運営・実施、普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	自然・環境・暮らしに調和した安心・安全な再生可能エネルギーの推進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

エネルギーの地産地消による地域内経済循環や安全・安心な地域社会を構築するため、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援し、本県における地域エネルギーの導入を促進する。

（地域向け補助金及び事業者向け補助金は鳥取発地産エネルギー活用推進事業へ統合、家庭向け補助金は家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業へ統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
事業可能性調査支援	【令和2年度債務負担行為設定分】 再生可能エネルギー（バイオマス、小水力、地熱、地中熱）や開発途上の自然エネルギー（波力、潮汐力、温度差エネルギー等）を活用した発電等事業の可能性調査の実施を支援する。 [補助率] 1/3 [補助上限額] 3,000千円 [補助事業期間] 最長2年	9,000
発電設備導入支援	【令和2年度債務負担行為設定分】 発電所の整備に伴う系統連系設備の整備に係る費用及び借入金の利子相当額等を支援する。 [主な補助率] 系統連系用電源線5百万円/km [補助上限額] 10,000千円 [補助事業期間] 最長3年	5,000
その他	地域エネルギーの普及啓発に要する経費等	6,270
合計		20,270

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7874）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有施設の省エネ・創エネ等推進事業	10,200	0	10,200		<6,300> 9,000		1,200	県費負担 7,500
トータルコスト	19,705千円（前年度 0千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	導入施設への予算配分、進捗管理、再エネ設備導入等検討委員会運営							
工程表の政策目標（指標）	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

2050年「脱炭素社会」の実現に向けて、将来的な県有施設のZEB（※）化を目指し、既存施設におけるLED照明等の率先導入、再エネ導入等の検討を行う。

#### ※ZEB（ゼブ）

快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額										
LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業	<p>県をあげて温室効果ガスの削減、省エネルギー化をさらに推進するため、令和3年度はLED照明導入施設を増やし、県有施設の照明LED化を加速させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>主な導入箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立武道館</td> <td>弓道場</td> </tr> <tr> <td>燕趙園</td> <td>レストラン、トイレ等</td> </tr> <tr> <td>大山まきばみるくの里</td> <td>事務室、厨房等</td> </tr> <tr> <td>米子コンベンションセンター</td> <td>事務室、会議室等</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	主な導入箇所	県立武道館	弓道場	燕趙園	レストラン、トイレ等	大山まきばみるくの里	事務室、厨房等	米子コンベンションセンター	事務室、会議室等	10,000
施設名	主な導入箇所											
県立武道館	弓道場											
燕趙園	レストラン、トイレ等											
大山まきばみるくの里	事務室、厨房等											
米子コンベンションセンター	事務室、会議室等											
県有施設のゼロエネルギー化を目指した再生可能エネルギー導入等検討事業	将来的な県有施設のZEB化を念頭に、発電電力の自家消費等に向けた県有施設の屋根部分等への太陽光発電設備導入等について検討を行う。	200										
合計		10,200										

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

将来的なゼロエネルギー化を目指し、県有施設における高効率設備の導入による省エネの推進、再生可能エネルギーの導入による創エネの推進等に取り組む。

##### 【取組状況・改善点】

- 令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン(令和2年3月策定)において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現という長期目標を見据え、2030年度の二酸化炭素40%削減(2013年度比)の目標を設定している。
- この削減目標達成に向けては、地域や環境と調和した再生可能エネルギーの導入や森林整備によるCO2吸収量の拡大を図るとともに、排出全体の8割以上を占めるエネルギー起源のCO2の削減を図る必要があるため、県有施設における高効率照明の率先導入、再生可能エネルギーの導入検討等に取り組む。

（注）起債額の上段<>書きは交付税措置置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は記載欄の<>書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	7,652	20,546	△12,894				7,652	
トータルコスト	17,949千円（前年度 30,777千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	セミナー等開催、大学への奨学寄附、研究会等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

メタンハイドレートに関する県民の理解促進や機運醸成、調査・研究や技術開発を支える人材育成、産学官連携による資源回収技術の開発に取り組む。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
メタンハイドレートの普及啓発	・一般向け公開講座：1回/年 ・学生企業向け公開セミナー：2回/年 ・小中学生向け実験教室：1回/年	550
鳥取大学への奨学寄附（技術開発促進・人材育成）	鳥取大学への奨学寄附により、メタンハイドレート関連の研究開発等を行う。（債務負担行為設定済）	5,930
その他	ワークショップ、研究会の開催など	1,172
合計		7,652

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

メタンハイドレート開発機運を醸成させるための県民への普及啓発や資源回収技術の研究を行うとともに、調査・採掘技術開発を行う人材を育成する。

【取組状況・改善点】

- ・国は、第3期海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成31年2月15日改定）において、日本海沖の表層型メタンハイドレートについて、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5年度から9年度までの間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとした。
- ・また、国は、同開発計画において表層型メタンハイドレートの回収技術に関する調査研究や海洋産出試験を行うこととしていることから、鳥取県沖で国の調査が行われるよう、資源賦存の優位性を示しながら国に要望していく。
- ・県は、国の事業実施状況も踏まえながら、鳥取大学や県内企業と連携して研究開発支援、県民の理解促進や機運醸成を行い、産学官連携による商業採掘開始に向けた資源回収技術開発等に取り組む。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7875）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー推進事業	4,396	5,473	△1,077	4,396				
トータルコスト	15,485千円（前年度16,491千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	会議等の開催・運營業務、委託先への発注業務、契約業務など							
工程表の政策目標(指標)	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

#### 事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

2050年「脱炭素社会」の実現に向けた取組として、再生可能エネルギーの一層の推進に不可欠な水素に対する県民理解の促進を進める。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
水素エネルギー実証（環境教育）拠点整備プロジェクト	子どもから大人まで水素エネルギーを学習できる施設「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営を行う。（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会 （構成団体：鳥取ガス、積水ハウス、本田技研工業、とっとり市民電力、アクシス、ホンダカーズ鳥取、公立鳥取環境大学、鳥取市、鳥取県）	3,466
水素利活用にかかる会議等の開催	・水素の利活用推進等の検討 再生可能エネルギー由来のカーボンフリー水素の利活用や水素エネルギーの推進方策等を検討するため、鳥取県水素エネルギー推進協議会において、有識者等を交えた意見交換を行う。 ・水素関連産業にかかる勉強会 将来的な産業発展や人材育成等に繋げるため、国内外における水素エネルギーの開発・普及動向や幅広い事業領域における水素利活用の可能性等、水素関連産業に関するセミナーを開催する。	930
合 計		4,396

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

「鳥取すいそ学びうむ」を拠点として、子どもたちの環境教育の推進や幅広い普及啓発等に取り組む。

##### 【取組状況・改善点】

- ・水素エネルギーの幅広い普及に向けては、未だコストや技術面における課題が多く、現在国主導で様々な研究開発や技術実証等が進められている段階にある。
- ・本県では平成29年9月に開設した学習施設「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」を活用し、将来的な普及を見据えて水素エネルギーの特性や活用意義に係る理解を広げる取組を行っている。（令和2年11月末現在の累計来場者数：3,700人）
- ・令和元年8月には、鳥取すいそ学びうむの整備に取り組んだ「鳥取県水素エネルギー推進コンソーシアム」の後継として、新たに地域新電力や教育機関、地元自治体などを含めた「鳥取県水素エネルギー推進協議会」を設立し、水素社会実現に向けた推進体制の強化を図っている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	〔債務負担行為〕 20,119		〔債務負担行為〕 20,119				〔債務負担行為〕 20,119	
	8,566	5,898	2,668	8,566				
トータルコスト	14,111千円（前年度11,407千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	委託先への発注業務、契約業務など							
工程表の政策目標(指標)	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

#### 事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

EV等の普及やモーダルシフト（輸送・交通手段の転換）等によるCO2削減を取組方針とした「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（令和2年3月策定）」に基づき、環境にやさしい移動手段としてだけでなく、災害時の非常用電源や家庭や事業所の蓄電池としての機能を有するEV・PHV・FCVの普及促進を図る。

※EV：電気自動車 PHV：プラグインハイブリッド車 FCV：燃料電池自動車

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
EV・FCV導入事業	電気自動車の活用による交通手段の低炭素化を広く啓発するとともに、災害等の非常時における電力供給源として活用するため、蓄電能力に優れた電気自動車を公用車として導入する。 〔債務負担行為〕13,024千円（令和4～8年度）	3,241
EV用充電器更新事業	・県庁第2庁舎前等に設置している電気自動車用急速充電器が耐用年数（8年）を超過しているため、更新を行う。 ・民間事業を活用することにより、イニシャルコストゼロで充電器を更新するとともに、コールセンター及び保守点検を委託する。〔債務負担行為〕7,095千円（令和4～11年度）	5,325
合計		8,566

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

水素エネルギー推進事業とも関連させながら、従来のガソリン車にはない環境面及び防災面での有用性を周知し、次世代自動車の普及促進を図る。

##### 【取組状況・改善点】

- ・本県における次世代自動車の普及台数は、令和2年12月末時点で1,352台（EV:669台、PHV:681台、FCV:2台）となっており、年150台前後のペースで増加している。
- ・令和元年9月には「とっとりEV協力隊」を設立し、県民や県内企業などの協力の下、災害時や屋外イベント等において次世代自動車を電源として活用することにより、防災体制の向上を図るとともに、蓄電池としての価値を訴求することにより、次世代自動車の一層の普及に努めている。（令和2年12月末現在の登録台数：48台）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

低炭素社会推進課 → 事業実施：脱炭素社会推進課（内線：7879）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電源立地地域整備費	68,193	69,580	△1,387	68,193				
トータルコスト	68,985千円（前年度70,367千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請内容の審査、交付金の支払、市町・文部科学省との協議・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。

##### 2 主な事業内容

- ・ 交付金名 電源立地地域対策交付金
- ・ 補助率 10/10（文部科学省）
- ・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費
- ・ 限度額 対象市町村の面積、人口や電力需要家数等により算定
- ・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町

#### < 交付金の内訳 > (単位：千円)

電源立地地域対策交付金	68,061
鳥取市（佐治町）	19,011
三朝町	49,050
交付金事務費	132
合計	68,193

脱炭素社会推進課管理運営費	8,390	7,598	792				8,390	
トータルコスト	9,182千円（前年度8,385千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内の連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費。（標準事務費）

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所 調査研究費	13,243	16,002	△2,759				13,243	
トータルコスト	39,383千円（前年度 49,056千円）〔正職員：3.3人〕							
主な業務内容	衛生・環境分野の調査研究							
工程表の政策目標 （指標）	廃棄物のリサイクル、湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応に資する研究成果							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

廃棄物のリサイクル、湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：5課題）

2 主な事業内容

（1）湖山池の湖内流動の解明（5,929千円）

ア 主な事業内容 湖山池の貧酸素水塊形成や塩分濃度管理に重要な遡上海水の挙動を詳細に把握するため、次の調査を行い、第4期湖山池水質管理計画策定に向けた水質シミュレーションに提供するデータの信頼性を確保する。 ○湖内水質（塩分濃度、溶存酸素濃度）の空間分布の把握 ○超音波を利用した流向流速計による3次元流況調査
イ 取組状況・改善点 ・海水が遡上しやすい大潮の時期を中心に、日本海から遡上した海水の流入に伴う湖内の塩分濃度の変化や広がりをつ捉えた。 ・超音波を利用した流向流速計を用いて、遡上海水の通り道と考えられる湖山池東側のうち、特に遡上海水の挙動をつ捉えた。

（2）【新規】県内河川におけるプラスチックごみの汚染実態調査（1,537千円）

ア 主な事業内容 県内における海洋プラスチックごみの排出源の一つである、河川からのプラスチックごみによる汚染状況の実態を把握するため、次の調査を行う。 ○河川を漂流するプラスチックごみを採取し、河川水中のプラスチックごみ量を測定する。 ○河川敷に散乱しているごみを回収し、散乱ごみ中のプラスチックごみ量を測定する。 ○回収したプラスチックごみを品目ごとに分類し、形状、色調、素材判別結果等からその発生由来を推定する。
イ 取組状況・改善点 ・海洋プラスチックごみは国際的に問題視されているが、海洋への排出源の一つである河川のプラスチックごみについては全国的に十分に調査されておらず、県内の実態も把握されていない。 ・循環型社会推進課が「『とっとりプラごみゼロ』チャレンジ事業」の一環として令和2年10月に実施した河川のプラスチックごみ調査に協力し、河川水中に浮遊するゴミを捕集して現地で顕微鏡観察を行い、参加者の理解を深めた。

**3 その他の事業**

(単位：千円)

事業名	予算額
水銀の迅速分析法に関する研究	4,327
鳥取県におけるPM2.5発生源の寄与解析～隣接県からの移流にも注目して～	386
水環境における生物多様性の保全と再生に関する研究	1,064

(参考) 終了事業

事業名
写真画像による赤潮等判別の実証研究
焼却残渣の無害化技術の実証及び環境安全性評価手法の構築
鳥取県におけるPM2.5発生源寄与解析

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 気候変動による水環境への影響調査等事業 (気候変動適応センター事業)	(債務負担行為) 12,383 9,239	0	(債務負担行為) 12,383 9,239	9,239			(債務負担行為) 12,383	
トータルコスト	21,121千円（前年度0千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	気候変動による水環境への影響調査							
工程表の政策目標(指標)	廃棄物のリサイクル、湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応に資する研究成果							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

気候変動適応法に定められている「地域気候変動適応センター」（以下「センター」とする。）として、気候変動に関する情報収集・分析等を実施する。

令和3年度からは、気候変動による水環境への影響についての調査等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
気候変動影響に係る調査・整理・分析	気候変動による水環境への影響に注目して、陸域から日本海までの水循環等を把握し、考察する。 ・測定機器リース料 ・分析委託料、調査に要する消耗品費等	5,758
県民向け勉強会・ワークショップの開催	気候変動に関心のある一般県民・漁業者・農業従事者等を招き、専門家を交えて勉強会・ワークショップを開催し、気候変動の影響で生じていると考えられる事象についての情報収集や意見交換を行う。	881
普及啓発	気候変動に係る啓発動画・ホームページ・リーフレットを作成し、県民や事業者等への普及啓発に活用する。	2,600
合計		9,239

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

気候変動に関する様々な情報収集・分析等を行うとともに、県民・事業者等への普及啓発を実施し、気候変動への適応促進を図る。

【取組状況・改善点】

- ・平成30年12月に「気候変動適応法」が施行され、地域気候変動適応計画の策定やセンターの確保が地方自治体の努力義務となった。
- ・県では、地域気候変動適応計画を「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（R2.3月）に包含して策定するとともに、衛生環境研究所をセンターとして位置づけ、県内の気候変動による影響や適応策について情報収集・分析等を行う。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

#### 6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所管理運営費	353,015	134,861	218,154	819	<108,000> 216,000	(財産収入) 260 (受託事業収入) 11,644 11,904	124,292	県費負担 232,292
トータルコスト	401,908千円（前年度 183,362千円） [正職員：5.1人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	衛生環境研究所の管理運営							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>衛生環境研究分野における科学的・技術的中核機関として、また県民の安全確保と環境の保全・再生・活用に資する研究所として衛生環境研究所の適切な管理運営を行う。（研究所運営費、建物設備保守管理費、分析機器維持管理費等）</p> <p>また、令和3年度は空調設備の更新を行う。（債務負担行為設定済）</p>								
ISO17025認定維持及び精度管理事業	3,810	3,976	△166				3,810	
トータルコスト	14,107千円（前年度 14,207千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	試験所認定の国際規格 ISO17025 の登録維持、検査精度管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>試験研究機関としての機能を十分に発揮し、県民の安全確保や豊かな環境確保に資するため、ISO17025 の取組を継続して実施し、試験検査の信頼性確保と精度の向上を図るとともに、県内民間検査機関等の試験検査精度の向上のための支援を行う。</p>								

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

#### 6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所発信事業	1,772	1,749	23				1,772	
トータルコスト	13,654千円（前年度 13,554千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	試験研究成果及び環境・感染症情報の提供、鳥取県・江原道環境衛生学会の開催、環境学習・活動の支援							
工程表の政策目標（指標）	北東アジア地域と連携した環境保全活動の推進、住民・NPO等の環境学習や環境活動の支援							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>関係機関と広く連携し、試験研究成果及び環境・感染症情報を県民、企業等へ積極的に情報発信するとともに環境学習・活動を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民の意識向上を図る。</p> <p>また、当所と韓国江原道保健環境研究院で環境衛生学会を開催し、相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。 ※鳥取県・江原道環境衛生学会の開催（令和3年度開催予定地：江原道）</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた研究所を目指し、施設見学の受け入れ等環境学習や各種団体の活動支援を行う。</li> <li>・学会や研修会、江原道との環境衛生学会等で研究成果を発表する。</li> <li>・感染症の流行情報をホームページ等で県民や医療関係者に提供する。</li> <li>・当所の調査研究課題について、有識者による外部評価を行う。</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>試験研究成果や環境・感染症に係る情報を県民等へ積極的に情報発信するとともに、環境学習を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民等の意識向上を図る。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生環境研究所の技術ノウハウ等を活用しながら、小中学生の環境学習や各種団体の活動を支援する。</li> <li>・調査研究成果、環境情報等を広く一般県民に提供し、環境情報に対する県民の関心を高めるとともに、感染症情報を提供する。</li> </ul>								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 6項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	21,251	21,172	79	21,251				
トータルコスト	46,718千円（前年度 46,423千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	平常時モニタリング業務、緊急時モニタリング計画の改定、原子力防災訓練等、交付金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」を活用して、島根原子力発電所30km圏内の環境放射能のモニタリングを行い、平常時の放射線量や環境試料等の放射能レベルを把握するとともに、センター職員の資質向上のため各種研修等に参加し、人材の育成を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 平常時モニタリング (2,970千円)								
島根原子力発電所周辺地域（UPZ）において、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び住民の受ける線量等の推定、評価を行うため、毎年度測定計画を定め、大気中の粉じんや陸水、海水等の環境試料を採取し、調査を行う。								
(2) センター職員に係る人材育成 (2,104千円)								
放射能分析研修、専門講習会等に職員を派遣し放射能測定に係る技術の習得及び習熟に努めるとともに、放射線障害防止法で設置が義務づけられている放射線取扱主任者の資格者を養成する。								
また、原子力施設立地県等の測定機関で構成する「原子力施設等放射能調査機関連絡協議会」へ参加し、相互の課題を共有するとともに、対応・課題解決につなげる。								
(3) センターの管理運営 (16,177千円)								
測定結果の精度を確保するため、測定機器の点検・校正、クロスチェック等の精度管理を行うとともに、センター設備の維持管理等を適切に行う。								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
放射線量や環境試料等の放射能レベルを測定する機器の維持管理及びモニタリング要員の確保、並びに研修による要員の資質向上により、県民の安心安全を守る体制を維持・強化する。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター整備と並行して機器整備を進め平成25年度から本格的に島根原子力発電所周辺地域での平常時モニタリングを開始した。測定項目の拡充を図り県民の安心安全を守る体制整備を行ってきた。</li> <li>・モニタリング要員への訓練等により、更なる資質向上に努めていく。</li> </ul>								

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査事業	10,679	16,542	△5,863	10,679				
トータルコスト	19,056千円（前年度 24,839千円）〔正職員：0.7人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	測定、取りまとめ・報告、国との調整、委託費事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
原子力施設の放射線監視成果の精度を高め、放射能の影響の正確な評価を行うため、全国的な環境放射能レベルを把握することを目的とした環境放射能水準調査を実施する。（原子力規制庁委託事業）								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7198)

#### 4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	5,401	5,252	149	1,008		3,384	1,009	
トータルコスト	15,698千円 (前年度 15,483千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	協議会運営、委託事業に係る事務、補助金等交付事務、各種啓発							
工程表の政策目標(指標)	食品ロス及びプラスチックごみの削減等を県民運動として盛り上げ、ごみゼロ社会の実現へとつなげていく。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12 つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。

### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
【新規】もったいない! 食べ残しゼロ事業	飲食店等で食べきれない料理を持ち帰ってもらうため、ドギーバッグ(食品を持ち帰るための容器)を県民モニターに配布し、その取組を情報発信することで食品ロス削減の意識醸成を図る。	860
ごみゼロポスターコンクール事業	食品ロス削減やプラスチックごみの排出抑制・再資源化を呼びかけるポスターを県民から募集し、選考したポスターを県内公共機関等へ掲示することで意識啓発を図る。	120
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や紙芝居などを使った啓発活動を行う。	750
フードドライブ事業の推進	フードドライブ活動への理解と認知向上、取組拡大を図るため、民間団体に委託してイベントを活用した「フードドライブ」を実施する。	1,000
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの発生抑制と削減に向けた方策を検討する。	482
食品ロス削減普及啓発活動	宴会等での食べ残しを減らす「30・10 食べきり運動」の実施、とっとり食べきり協力店の登録要請、スーパー等での食品ロス啓発キャンペーンの実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。	標準事務費
Let's 4 R 実践活動推進補助金	食品ロスを減らす料理レシピの開発、環境講演会の開催など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2(上限 500 千円)	654
4 R 推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2(上限 5,000 千円) ハード事業 1/3(上限 20,000 千円)	1,535
合計		5,401

### 3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 ごみ排出量の削減等に向けた普及啓発を推進する。

一般廃棄物の目標値 (R5年度) 排出量: 193千トン

【取組状況・改善点】

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため宴会時の食べ残しを減らす「30・10 食べきり運動」、保育所等への訪問による幼児向けの意識啓発活動、家庭の余剰食品を集め食料支援団体等へ提供するフードドライブ活動等を実施している。
- ・令和2年3月に県廃棄物処理計画を改定し「食品ロスの削減」を主要項目に掲げ、県食品ロス削減推進計画として位置づけて食品ロス削減の取組を進めているが、より一層県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線：7198)

#### 4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」 チャレンジ事業	22,288	15,433	6,855	8,350		10,088	3,850	
トータルコスト	27,041千円 (前年度 23,303千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	食品ロス及びプラスチックごみの削減等を県民運動として盛り上げ、ごみゼロ社会の実現へとつなげていく。							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】  
事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

多量の使い捨てプラスチックごみ(以下「プラごみ」という。)が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。

(新型コロナウイルス対策リユース容器等活用支援事業を統合)

### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
【新規】プラごみアート巡回事業	小学生等とともに、拾い集めたプラごみ等でシンボルアートを制作し、県内小学校への巡回及び公共の場での展示を行うことで、プラごみゼロの意識啓発を図る。	3,646
【新規】プラスチック・フィッシング事業	海のアクティビティや観光の事業者等が企画するごみ拾いツアーに要する経費の一部を支援する。[補助率] 1/2 (上限3,000円/人) また、活動の様子を撮影し、ホームページ掲載や展示などにより、プラごみゼロの情報発信を行う。	4,902
【新規】とっとりプロギング開催事業	ごみ拾いをしながらジョギング(プロギング)する大会を開催し、健康志向の高い県民にもごみ拾いを体験していただくことで、プラごみゼロの意識向上を図る。	791
河川を流れるプラごみ調査	県民(小学生以上)が河川に流れ込むプラごみの実態調査を体験することでプラごみ問題の認識を深めてもらう。また、調査結果を新聞広告等で公表し、県民意識の向上を図る。	1,677
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	・テイクアウト用容器を新たにリユース容器等へ切り替える事業者を支援する。 [補助率] 1/2 (上限50千円) ・飲食を伴うイベントでリユース容器等を活用する団体を支援する。 [補助率] 初回10/10、2回目以降1/2 (上限250千円) ・河川・海岸における清掃活動を行う団体等を支援する。 [補助率] 10/10 (上限250千円)	5,200
鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金	脱プラスチックへの転換や再生材の利用を促進するために必要な研究・開発等に取り組む県内企業を支援する。 [補助率] 1/2 (上限5,000千円)	5,000
マイボトル使用推進事業	マイボトル運動キャンペーンの実施及びマイボトル運動協力店マップの更新を行う。	1,072
合 計		22,288

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

プラごみゼロ社会の実現を目指すため、県民参加型の事業を実施し、県民のプラごみに対する認識を深め、プラごみゼロの意識醸成を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・本県では、プラごみ排出ゼロに向け「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、ポスターコンクールやマイボトル運動キャンペーンの実施、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジャー(削減協力企業等)の登録、テイクアウトにおけるリユース容器活用支援など、プラごみゼロに対する県民の意識啓発やプラごみの排出抑制・再資源化の取組をする企業等の増加を図っている。
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組について、県民運動として更に推進するため、引き続き周知・啓発し県民を巻き込みながら行う。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課(内線:7562)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業(運営費)	43,561	49,104	△5,543				43,561	
トータルコスト	47,522千円(前年度53,039千円)[正職員:0.5人]							
主な業務内容	企画・連絡調整、補助金審査、支払等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
(公財)鳥取県環境管理事業センターに対し、運営に必要な経費を支援する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位:千円)								
区分	内容							予算額
支出 ①	管理運営費等(人件費、旅費交通費、会議費、印刷製本費等)							31,255
収入 ②	基本財産利息収入等							7
補助金(①-②) ③								31,248
貸付金 ④	県派遣職員の人件費貸付							12,313
合計(③+④)								43,561

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課(内線:7562)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業(事業費)	15,945	33,300	△17,355				15,945	
トータルコスト	19,906千円(前年度37,235千円)[正職員:0.5人]							
主な業務内容	環境管理事業センターへの補助金、貸付金							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)に対して、周辺整備計画策定準備等に必要経費を支援する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
補助金	センターが行う周辺整備計画策定準備等に対して補助する。 [補助率] ・周辺整備計画策定準備経費:10/10 ・埋蔵文化財本調査(報告書作成)経費:2/3 [補助額] ・周辺整備計画策定準備経費:8,245千円 ・埋蔵文化財本調査(報告書作成)経費:5,133千円	13,378
貸付金	センターは自己資金を持っていないため、業務の遂行に当たり必要となる資金を貸し付ける。 [内容] ・埋蔵文化財本調査(報告書作成)経費の1/3(センター自己負担額) [貸付利率]無利息 [償還期限]施設稼働後10年目の年度末	2,567
合計		15,945

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県内での産業廃棄物管理型最終処分場の整備を目的とするセンターへの支援により、産業廃棄物の適正処理の促進を図る。

【取組状況・改善点】

現在、センターは最終処分場の整備に向けて必要となる測量・調査業務などを実施しているところであり、県内の最終処分場の早期確保に向けて引き続き支援を行う。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7684）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB廃棄物処理対策推進事業	5,000	5,000	0			(雑入) 5,000		
トータルコスト	17,674千円（前年度17,592千円） [正職員：1.6人]							
主な業務内容	未確認PCB廃棄物掘り起こし調査、保管届出受理・監視指導							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物適正処理の推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
PCB廃棄物の早期・適正処理のため、保管事業者に対する指導や、PCB特別措置法に基づく漏れのない確実な期限内処理に向けて、未処理PCB廃棄物等について指導等を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
行政代執行	平成28年度法改正により期限内の処理が見込めない場合の代執行が可能となったことから、これに備えるための枠予算を設定する。（処理は産業廃棄物処理業者に対する業務委託で実施）							5,000
PCB廃棄物処理の普及啓発等	低濃度PCB廃棄物の適正処理について周知啓発を行うとともに、保有事業者に対して、早期処理に向けた指導を行う。							(標準事務費)
合 計							5,000	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
低濃度PCB廃棄物の期限内処理完了。（処理期限：令和8年度末）								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物の処理が種類ごとの期限までに完了するよう、保有事業者への指導や周知啓発を継続して行っている。</li> <li>・低濃度PCB廃棄物の期限内処理が計画的に進むよう指導及び周知啓発を継続して取り組んでいく必要がある。</li> </ul>								
廃棄物処理施設紛争予防事業	1,213	1,368	△155				1,213	
トータルコスト	3,589千円（前年度3,729千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	廃棄物審議会の運営・企画・連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物のリサイクル率のアップ							
事業内容の説明								
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、廃棄物処理施設の設置に係る紛争事案の予防・調整を図るため、「鳥取県廃棄物審議会」を開催するとともに、必要に応じて学識経験者等から意見聴取を行う。								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

#### 4目 環境保全費

循環型社会推進課 (内線: 8457)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不法投棄廃棄物対策事業	8,035	8,125	△90			(雑入) 4,787	3,248	
トータルコスト	43,799千円 (前年度 43,607千円) [正職員: 3.8人、会計年度任用職員: 2人]							
主な業務内容	巡回監視・指導、原因者の調査、啓発活動、補助金事務、行政代執行							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制、リサイクル率アップ							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、不法投棄された投棄者不明の廃棄物を処理する市町村への支援、問題の生じる恐れがある不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
不法投棄対応等検討会議の開催	廃棄物不適正処理事案の解明等のため、必要に応じて学識経験者、弁護士等を招聘し助言を得る。	72
夜間パトロールの委託	不法投棄重点警戒箇所での夜間パトロールを警備会社に業務委託して引き続き実施する。	2,020
不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成する。 [補助率] 1/2	1,138
不法投棄産業廃棄物代執行対策費用	問題の生じる恐れがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等を行う。	4,787
その他	不法投棄対策の産業廃棄物適正処理推進指導員(警察OB) 2名に係る旅費等。	18
合 計		8,035

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

不法投棄の監視対策等により、不法投棄の未然防止を図るとともに廃棄物の適正処理を推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・本庁に現職警察官、中・西部総合事務所に産業廃棄物適正処理推進指導員(警察官OB)を配置し、不法投棄事案に対する迅速な対応、パトロール、原因者への指導を実施している。(東部地区は、中核市移行に伴い、鳥取市が指導員を配置。)
- また、監視カメラの積極的な設置、夜間パトロールの実施等により、不法投棄対策を行っている。
- ・不法投棄件数を減少させるため、引き続き不法投棄対策連絡協議会等を通じて効果的な対策事例の紹介、パトロール、現場指導等を行う。



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7681)

#### 4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産業廃棄物適正処理推進事業	28,515	18,866	9,649				28,515	
トータルコスト	182,240 千円 (前年度 171,593 千円) [正職員: 19.3 人、会計年度任用職員: 0.3 人]							
主な業務内容	産業廃棄物処理業・施設許可、施設等の立入検査、適正処理指導事業							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物のリサイクル率のアップ							
<b>事業内容の説明</b>  産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づき処理施設等への立入検査を行うとともに、排出事業者や廃棄物処理業者に対して指導等を行う。また、県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査等を行う。								
鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	7,349	7,966	△617			(財産収入) 1	7,348	
トータルコスト	8,141 千円 (前年度 8,753 千円) [正職員: 0.1 人]							
主な業務内容	基金積立業務、連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の最終処分量の抑制、リサイクル率のアップ							
<b>事業内容の説明</b>  鳥取県産業廃棄物処分場税の税込について、産業廃棄物最終処分場の設置を促進する施策に充当するための基金に積立を行う。  <参考> 令和2年度末の基金積立残高見込額: 80,575 千円								
循環型社会推進費	5,986	6,099	△113	24		(基金繰入金) 600	5,362	
トータルコスト	22,620 千円 (前年度 22,626 千円) [正職員: 2.1 人]							
主な業務内容	市町村への助言、連絡調整、適正処理指導等 (国庫補助含む)							
工程表の政策目標(指標)	—							
<b>【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】</b>								
<b>事業内容の説明</b>  循環型社会推進課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に係る事務的経費。								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

緑豊かな自然課（電話：0857-22-0583）

#### 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘景観保全再生事業	13,089	9,718	3,371				13,089	
トータルコスト	24,971千円（前年度 21,523千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、除草ボランティアの募集及び実施、国・鳥取市との許認可事務の調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

#### 2 主な事業内容

(1) 鳥取砂丘景観保全再生事業負担金（鳥取砂丘未来会議への負担金） 12,939千円

（単位：千円）

区 分	内 容	全体事業費
保全・再生の事業	外来系移入植物の除草活動、スリバチの保全・下草刈り、景観改善のための植生処理、堆積砂移動処理 等	15,419
保全・再生の調査研究	長期的な砂丘の地形変動調査、除草のための調査、動植物の調査、景観の改善調査、航空写真測量 等	10,330
その他	事務用品経費 等	128
合 計		25,877
県負担額 (1/2)		12,939
鳥取市負担額 (1/2)		12,938

(2) 事務費 150千円

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

国の天然記念物指定当時（昭和30年代）のような「砂の動く生きている砂丘」を取り戻し維持していく。

除草ボランティア参加者数 3,000人（令和3年度末）

##### 【取組状況・改善点】

- ・県民・企業等のボランティア活動や鳥取砂丘未来会議の保全・再生に係る取組により、砂丘の草原化は食い止められている状況である。
- ・今後も年間を通して、多くの県民や観光客等も参画した除草活動等の保全・再生の取組を進め、眺望を阻害する樹木や下層植生の処理など景観の改善に取り組むとともに、新たな企業・団体に対して除草活動参加への働きかけを進めていく。

[除草ボランティアの実績] 令和2年12月末現在

種 別	期 間	参加者数
夏季ボランティア除草活動	7月11日～9月6日（15日間）	945人
企業団体による除草活動	通年	527人（10団体）
観光客による除草体験	コロナ対策のため中止	0人
夕方除草	コロナ対策のため中止	0人
アダプトプログラム	通年	457人（8個人、8団体）
合 計		1,929人

＜参考＞ 3,927人（前年同期）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（電話：0857-22-0582）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	8,813	13,053	△4,240				8,813	
トータルコスト	22,681千円（前年度 26,778千円） [正職員：1人、会計年度任用職員：2.1人]							
主な業務内容	砂丘ガイド、巡視活動、普及啓発活動、関係機関・団体との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力を伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
【新規】ドローンによる監視に要する経費	熱中症対応等、巡視活動の強化を図るため、試験的にドローンによる監視を実施し、今後の導入について検討する。	532
ボランティア除草業務等の委託	ボランティア除草業務、砂丘周辺保安林の手入れ等の業務を委託する。	5,566
事務費	事務所賃借料等	2,715
合 計		8,813

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

砂丘利用者と協働し鳥取砂丘の保全と再生を推進するとともに、適切な利活用が図られるよう条例の趣旨の普及啓発、巡視指導等を行う。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ボランティア除草など計画的に除草を行い、砂丘景観の保全を図っている。
- ・平成21年度から鳥取砂丘レンジャーを配置し、条例に規定する禁止事項を取り締まるとともに、鳥取砂丘の貴重な自然環境等を伝えることによって、利用者に鳥取砂丘の価値や魅力を認識していただくなど、条例の趣旨の啓発を行っている。

	令和2年4月～令和2年12月	前年同期
落書き件数	82件（うち条例対象57件）	112件（うち条例対象80件）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業	11,634	11,566	68				11,634											
トータルコスト	14,802千円（前年度 14,714千円） [正職員：0.4人]																	
主な業務内容	鳥取砂丘ビジターセンターに係る予算事務、管理運営状況の調整																	
工程表の政策目標(指標)	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。																	
事業内容の説明																		
<b>1 事業の目的・概要</b>																		
平成30年10月にオープンした「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター」を魅力的かつ円滑に管理運営する。																		
また、鳥取砂丘への理解と関心を深め、多彩な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民・観光客等とその滞在時間の増を図る。																		
<b>2 主な事業内容</b>																		
鳥取砂丘ビジターセンターにおいて、県民・観光客へのワンストップサービス、周辺の観光情報の提供、自然体験学習・砂丘に関する各種情報の提供を行う「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）」に対して負担金を交付する。																		
(1) 管理運営協議会の概要及び経費負担の考え方																		
管理運営協議会は、施設を所管する環境省と、地方自治体である県・鳥取市の3者で構成している。経費負担は、環境省が建物や展示設備の維持管理経費を負担し、県と鳥取市は人件費・事務費・事業費について応分の負担をしている。																		
<p>&lt;経費負担の内訳&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">環境省</td> <td style="width: 15%;">約 9,000千円（要求中）</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>11,634千円（人件費（事務職員、インバウンド、ガイド）、事務費）</td> </tr> <tr> <td>鳥取市</td> <td>18,469千円（人件費（事務職員、ガイド）、事務費）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,159千円（自動販売機収入、ガイド利用料等）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 44,262千円</td> </tr> </table>									環境省	約 9,000千円（要求中）	鳥取県	11,634千円（人件費（事務職員、インバウンド、ガイド）、事務費）	鳥取市	18,469千円（人件費（事務職員、ガイド）、事務費）	その他	5,159千円（自動販売機収入、ガイド利用料等）	合 計	約 44,262千円
環境省	約 9,000千円（要求中）																	
鳥取県	11,634千円（人件費（事務職員、インバウンド、ガイド）、事務費）																	
鳥取市	18,469千円（人件費（事務職員、ガイド）、事務費）																	
その他	5,159千円（自動販売機収入、ガイド利用料等）																	
合 計	約 44,262千円																	
(2) 運営体制の強化																		
鳥取砂丘を訪れる観光客へのサービス向上、鳥取砂丘ビジターセンターの展示やイベントを魅力あるものとするため、ガイド技能向上等の人材育成を図る。																		
また、体調不良者への対応（発生現場での対処及び搬送、救急への通報など）を迅速かつ安全に行うため、体調不良者が多く発生する夏季に専任の臨時職員を雇用する。																		
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>																		
<b>【事業目標】</b>																		
鳥取砂丘を訪れる観光客が安心して砂丘を満喫できるよう、充実したサービスを提供する。																		
<b>【取組状況・改善点】</b>																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘ビジターセンターでは、企画展示やガイドの実施を行い、砂丘の魅力発信や観光情報の提供に取り組んでいる。</li> <li>・令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で入館者数が減少したが、開館以来2年3ヶ月で入館者数50万人を超えた。</li> <li>・体調不良者の救護については、鳥取砂丘レンジャーと共同で対応しているが、体調不良者が多く発生する夏季には、令和2年度から専任の臨時職員を配置し、救急体制の強化を図っている。</li> </ul>																		

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	296,722	684,706	△387,984	143,050	<91,000> 117,000		36,672	県負担額 127,672
トータルコスト	351,377千円（前年度 739,009千円） [正職員：6.9人]							
主な業務内容	委託、工事発注及び補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため、整備を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額						
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	・国立公園満喫プロジェクト等推進事業費 [国庫 1/2]	295,067						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然歩道改修</td> <td>・一向平～大山滝 (28,000) ・大山滝吊り橋 (73,000)</td> </tr> <tr> <td>登山道改修</td> <td>・夏山登山道 (160,000)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	箇所名	自然歩道改修	・一向平～大山滝 (28,000) ・大山滝吊り橋 (73,000)	登山道改修	・夏山登山道 (160,000)
	区分		箇所名					
	自然歩道改修		・一向平～大山滝 (28,000) ・大山滝吊り橋 (73,000)					
登山道改修	・夏山登山道 (160,000)							
・自然環境整備交付金 [国庫 45/100] 三徳山展望休憩所新設整備 (27,890)								
鳥取県立自然公園施設整備事業補助金（単県）	・馬ノ山入口公園整備 (2,970) [実施主体] 湯梨浜町 ・小鹿溪探勝歩道整備 (3,207) [実施主体] 三朝町 [補助率] 1/2							
美しい大山登山道管理事業	大山登山道の美化向上を目的に平成30年度に実証実験的に導入した大山山頂及び六合目の仮設携帯トイレブースに係る管理及び普及啓発を行う。	155						
日本山岳ガイド協会公認ガイド養成事業補助金	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格（公益社団法人日本山岳ガイド協会実施）の取得者に対し、資格取得に要した経費の一部を定額補助する。 [補助限度額] 100千円	1,500						
合計		296,722						

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

次期ステップアッププログラムに基づき、大山登山道や中国自然歩道を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

###### 【取組状況・改善点】

- ・平成28年7月に、同公園が同プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めてきた。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、引き続き利用しやすい環境整備に努める。

（注）起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりの山」魅力発信事業	2,401	1,580	821				2,401	
トータルコスト	3,193千円 (前年度 2,367千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	企画・立案、契約等事務、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
平成28年に8月11日が「山の日」として祝日化されたことで、登山・アウトドア等に対する関心が全国的に高まっている。また、平成30年度に開催した伯耆国「大山開山1300年祭」及び第3回「山の日」記念全国大会により、全県において「とっとりの山」が注目された。この機運を継承し、自然保護思想の普及啓発を図る。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位: 千円)								
区 分	内 容							予算額
「わかさ氷ノ山山フェス」実行委員会負担金	県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山山フェス実行委員会」に対して、負担金を交付する。							800
自然体験活動・自然保護普及啓発	大山キャリアアップボランティア、三徳山ふれあい自然体験教室を開催する。							1,466
(一財)全国山の日協議会負担金	(一財)全国山の日協議会年会費							35
【新規】日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	日本みどりのプロジェクト推進協議会年会費							100
合 計							2,401	

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館 管理運営費	54,268	74,335	△20,067		<500> 1,000		53,268	県費負担 53,768
トータルコスト	58,229千円（前年度 78,270千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	管理運営状況の確認、指定管理者との調整、各工事契約等事務							
工程表の政策目標(指標)	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」を適切に管理運営する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
指定管理委託料	[指定管理者] (一財)鳥取県観光事業団 [指定管理期間] 5年(平成31年4月1日～令和6年3月31日) [委託料総額] 261,000千円(債務負担行為設定済)	52,300
空調機器修繕	故障の恐れや不具合が見られる部分の修繕・更新を行う。	1,968
合計		54,268

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にすることを育む。

【取組状況・改善点】

- ・年間を通じたファミリー向け体験プログラムや一般対象の自然観察会・トレッキング等のメニューを充実させることにより、利用者数は増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した利用者数の回復を図るため、引き続きプログラムの魅力向上に努め、更なる利用者増と満足度の向上につなげていく必要がある。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	72,162	86,669	△14,507	20,683	<1,000> 1,000	(雑入) 2,473	48,006	県負担額 49,006
トータルコスト	136,778千円（前年度 150,843千円）〔正職員：7.8人、会計年度任用職員1人〕							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、規制・マナーの普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、県が管理する自然公園施設、自然歩道等の整備・修繕工事、維持管理委託等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、国立公園を始めとする自然公園の価値が改めて見直されていることから、鳥取砂丘においてアフターコロナを見据えた滞在環境の上質化及び公園利用者の受入環境の整備を進める。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	○鳥取砂丘西側等整備事業費〔国庫1/2〕 ・鳥取砂丘西側休憩舎整備（4,228） ・鳥取砂丘エリア多言語標識等整備検討（6,892） ○自然環境整備交付金〔国庫45/100〕 ・那岐山登山道公衆トイレ改修（1,911） ・那岐山登山道頂上展望デッキ整備（6,162） ・鷲峰山登山道合目標柱等整備（18,000） ○修繕工事等〔単県〕 ・鴨ヶ磯斜面点検（1,900） ・寂静山・利生水休憩舎修繕（847） ・公園施設修繕工事枠（9,800） （うち大山登山道年間管理委託（1,600））	49,740
自然公園施設等の管理委託	・公衆トイレ及び自然歩道等の管理（17,917） ・公園施設に係る借地料（1,224） ・施設賠償責任保険料（411）	19,552
国立公園清掃活動への補助	○自然公園清掃活動費補助金 国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。 〔負担割合〕国 1/4、県 1/4、市町村 1/2	2,870
合 計		72,162

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

自然公園における安全で快適な利用環境の整備及び鳥取砂丘の滞在環境の上質化を進める。

###### 【取組状況・改善点】

- ・自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施しているところである。
- ・鳥取砂丘においては、スロープ階段、公衆トイレの改修など利用環境の整備を進めており、引き続き利用しやすい環境整備に努める。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7872）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	10,764	13,525	△2,761				10,764	
トータルコスト	23,269千円（前年度 25,937千円） [正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人]							
主な業務内容	希少野生動植物の保護、外来生物の防除、自然環境の保全推進に資する取組							
工程表の政策目標(指標)	地域住民等による野生動植物保護の普及啓発や教育実践に取り組む活動を支援していく。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進するとともに、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額														
希少野生動植物保護対策事業	・生物多様性GIS（※）ハードウェア保守管理業務委託	4,456														
	・特定希少野生動植物等の生育（繁殖）状況に係るモニタリング調査															
	・希少野生動植物の保護等活動団体への支援															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・経費</th> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金</td> <td>特定希少野生動植物の保護等に係る経費</td> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体</td> <td>定額（上限250千円）</td> </tr> <tr> <td>生物多様性保全活動支援事業補助金</td> <td>生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費</td> <td>自然保護団体等</td> <td>定額（上限100千円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【新規】開発における生息地の代替措置に係る経費</td> <td>民間事業者</td> <td>1/2（上限100千円）</td> </tr> </tbody> </table>		補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率	鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額（上限250千円）	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額（上限100千円）		【新規】開発における生息地の代替措置に係る経費
補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率													
鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額（上限250千円）													
生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額（上限100千円）													
	【新規】開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2（上限100千円）													
生物多様性推進事業	・とっとり生物多様性推進センターの運営 生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会の実施及びドローン等を活用した生息地の監視に向けた検討を行う。	5,938														
	・生物多様性交流会の開催 自然保護団体の活動事例発表や有識者による基調講演等を行い、県内の自然保護団体等が互いに連携し情報交換や仲間づくりができる交流会を開催する。															
	・「レッドデータブックとっとり」の改定															
外来生物防除事業	・外来生物捕獲技術講習会の開催	70														
自然環境保全地域管理事業	・自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。	300														
合 計		10,764														

※生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

自然保護団体の活動を活性化し、県民参加による生物多様性の保全を推進するとともに、希少種に係る情報収集を進め、令和3年度中のレッドデータブック改定を行う。

【取組状況・改善点】

- ・平成27年度から「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリスト」掲載種の保全活動、特定外来生物の防除活動などへの支援等を行ってきた。また、令和2年度には、「とっとり生物多様性推進センター」を設立し県内の自然保護団体等の支援体制を整えた。
- ・引き続き、有識者や関係団体とより緊密な連携を取り、生物多様性の保全活動等を進めていく。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

緑豊かな自然課(内線:7200)

#### 4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然保護監視事業	280	280	0				280	
トータルコスト	19,985千円(前年度 19,729千円) [正職員:0.7人、会計年度任用職員:5人]							
主な業務内容	自然公園内巡視、自然保護ボランティア制度、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							
事業内容の説明								
自然公園(国立、国定、県立)の巡視、鳥獣保護や狩猟取締の監視・指導、自然保護思想の普及啓発、自然保護ボランティアの登録等に伴う事務的経費。								
緑豊かな自然課管理運営費	5,098	8,000	△2,902				5,098	
トータルコスト	5,890千円(前年度 8,787千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
緑豊かな自然課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。								

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 6款 農林水産業費

### 4項 林業費

#### 9目 狩猟費

緑豊かな自然課(内線:7978)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
特定鳥獣保護管理事業	92,490	99,220	△6,730	38,111			54,379		
トータルコスト	136,631千円(前年度142,999千円) [正職員:4.5人、会計年度任用職員:3人]								
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関との調整								
工程表の政策目標(指標)	—								
事業内容の説明									
<b>1 事業の目的・概要</b>									
ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、人身被害や農林業被害の発生等が問題となっていることから、「第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画・第二種特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)管理計画」に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。									
<b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)									
区分	内 容							予算額	
生息状況調査及び対策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【拡充】特定鳥獣生息状況調査(10,301) ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシの生息状況等の調査を継続して行うとともに、新たにイノシシの個体数推定を行う。(専門機関への委託)</li> <li>・特定鳥獣保護管理検討会(628) 保護管理検討会を開催し、生息状況調査の結果を踏まえて保護管理計画の達成状況や対策等について検討する。</li> </ul>							10,929	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマ遭遇回避対策費(984) 出没時の追い払い、注意喚起看板の作成、学習会の開催等、住民の安全・安心を確保するための活動を支援する。 [事業主体]市町村、地元自治会 [補助率]1/2(間接補助の場合1/3)</li> <li>・堅果類豊凶調査(500) 秋の人里へのクマ出没動向を予測し、対策の参考とするため、ブナ科堅果類(ドングリ)の豊凶を調査する。(鳥取大学への委託)</li> <li>・放獣と追跡調査(7,984) 人里離れた場所で錯誤捕獲されたクマの放獣作業を行うとともに、電波発信器を装着し行動を把握することで人里への接近による事故を未然に防止する。</li> <li>・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金(500) クマの広域的な保護管理・被害対策のため、京都・兵庫・岡山・鳥取の4府県で、地域個体群の個体数推定に必要なデータ収集システムを運用する。</li> </ul>								9,968
ツキノワグマ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業(調査業務)(5,990) 事業の実施計画策定に必要な調査、個体数推定、事業の効果検証等を行う。(専門機関への委託)</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業(捕獲業務)(65,233) 実施計画に基づき、シカを捕獲する。(認定鳥獣捕獲等事業者への委託) [対象地域]県全域の奥山 [捕獲目標]約2,300頭</li> <li>・3県広域連携捕獲実践会議(370) 兵庫県・岡山県と連携した奥山・県境域でのシカ捕獲体制を整備する。(10月の捕獲強化月間の実施、合同研修会の開催等)</li> </ul>							71,593	
	<p style="text-align: center;">合 計</p>								92,490
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>									
<p>【事業目標】科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。 管理計画における捕獲目標 シカ 9,000頭以上、イノシシ 6,000頭以上</p>									
<p>【取組状況・改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クマのゾーニング(棲み分け)管理の適正な運用によって、人里では被害防止のため有害個体の駆除を行うとともに、山地では錯誤捕獲個体の放獣を行い個体群の安定存続を図っている。</li> <li>・シカ・イノシシの捕獲強化により、令和元年度の捕獲数は過去最多となった。今後も捕獲強化を継続するとともに、適正な個体数管理のため新たにイノシシの個体数推定を行う。</li> </ul> <p>&lt;令和元年度の捕獲実績&gt; シカ 9,086頭、イノシシ 12,985頭</p> <p>※「ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援事業」は、捕獲増加の効果が小さかったため廃止する。</p>									

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

緑豊かな自然課（内線：7978）

9目 狩猟費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護及び適正狩猟推進事業	7,109	6,829	280			(手数料) 4,700	2,409	
トータルコスト	49,882千円（前年度49,327千円） [正職員：5.4人]							
主な業務内容	狩猟免許・狩猟者登録事務、普及啓発、委託契約の締結、鳥インフルエンザウイルス保有状況調査							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>鳥獣保護区等による鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境がもたらす恩恵を享受できる県民生活の確保、地域社会の健全な発展を推進する。</p> <p>また、愛鳥週間ポスター・巣箱コンクールの開催や傷病鳥獣の救護等を通じて野生動物とのふれあいを推進するほか、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施	更新講習会報償費、旅費、講習会テキスト、会場使用料等							1,830
狩猟関係物品購入	狩猟地図・登録証の印刷、狩猟者記章等の購入等							1,750
鳥獣保護区等の指定・管理	標識の設置等							448
傷病鳥獣の救護	傷病等により収容された野生鳥獣の治療（動物病院への委託）							1,019
各種コンクールの開催	愛鳥ポスターコンクール及び野生動物のすみかコンクールの開催（賞品、審査委員謝金等）							382
鳥獣生息状況等の調査	鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査							901
高病原性鳥インフルエンザウイルス等対策	糞便採取調査、死亡野鳥等調査							779
合 計							7,109	

令和3年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7872）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	11,949	11,843	106	3,134			8,815	
トータルコスト	15,117千円（前年度 14,991千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助金交付事務、委託業務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害や、現場の対策を担う狩猟者の高齢化等により、特にニホンジカ・イノシシ捕獲の即戦力となる若手や銃猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援を行うほか、銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容				予算額
【拡充】狩猟者の養成	猟友会に委託して、ニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。 ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・狩猟者確保のための広報活動 ・安全な捕獲を行うための猟具の取扱講習会の実施 ・散弾銃、大口径ライフル銃等射撃技能向上対策（射撃大会）の実施 ・獣肉処理・加工衛生講習会の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 等 ※従来の銃猟コースの年齢制限（50歳以下）を撤廃する。				3,650
ハンター養成スクール運営	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				4,268
新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 [対象者] 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟免許狩猟者登録した者。支援は初回登録1回限り。				3,400
銃猟者への直接的な支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等への支援を行う。				631
	補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	
	射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3<市町村1/3> (5,000円/人)	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 (3,000円/人)	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	
大口径ライフル銃等に係る技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習終了証明書の交付を受けた者	5,000円(定額)		
合 計					11,949

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の確保・育成を図る。  
60歳未満の県内狩猟免許所持者 1,300人（令和12年度末）

【取組状況・改善点】

- ・本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。
- ・シカ、イノシシの捕獲数を今後も増加・維持していくためには、若手に限らず狩猟者全体の底上げが必要であり、ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導について、令和3年度から受講者の年齢制限を撤廃し、60歳前後の退職者層の捕獲技術向上を促す見直しを行う。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

9 目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線：7872)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
カワウ被害緊急対策事業	4,231	6,491	△2,260				4,231	
トータルコスト	8,984千円 (前年度 11,213千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	各種調査に係る委託業務、捕獲技術研修会、カワウ被害対策検討会の開催							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
カワウの淡水魚捕食による漁業被害が深刻化していることを踏まえ、主要河川（千代川、天神川、日野川）のうち、カワウによる被害から守るべき重要区間を選定し、重点的に調査と被害対策に取り組む。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(単位：千円)								
区 分	内 容							予算額
モニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カワウの胃内容物調査 漁業被害の実態を把握するとともに、今後重点的に被害対策に取り組むべき時期の検討材料とする。</li> <li>・カワウ生息実態調査 県内全体の営巣地等での季節毎の生息数や繁殖数を調査し、被害対策に関する検討材料とする。また、中国5県や関西広域連合と調査結果等を共有し広域的な被害対策に取り組む。</li> <li>・河川の飛来数調査（※1） 河川へのカワウの飛来数を調査し、捕獲等による事業効果の検討材料とする。</li> </ul>							2,004
捕獲・被害抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲技術研修会の実施 足場の確保が困難な場所でのシャープシューティング（※2）の実施に向けて、県内の狩猟免許保持者を対象に、安全対策を含めた捕獲技術についての研修を行う。</li> <li>・漁場における追い払い対策（※1） 漁業協同組合又は任意団体を対象に、カワウを追い払うために必要な器具等の購入経費について支援を行う。</li> </ul>							2,171
カワウ被害対策検討会の開催	「鳥取県カワウ被害対策指針」（令和2年6月改定）による対策の実施状況やカワウの生息状況等を踏まえ、対策の効果検証及び今後の対策等について検討を行う。							56
合 計							4,231	

※1 「魚を育む内水面漁業活動支援事業」（水産課事業）により実施。

※2 シャープシューティング

カワウの卵や雛への執着を利用し、高性能空気銃（エアライフル）によって拡散を抑制しつつ精密狙撃を行う捕獲方法。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

カワウによる被害実態や生息状況等を把握し、より効果的な捕獲・防除対策を検討する。

#### 【取組状況・改善点】

- ・令和2年6月に「鳥取県カワウ被害対策指針」を改定し、市町村、関係団体等と連携して効果的な対策の検討を行うほか、捕獲技術研修会等を実施し人材育成を図っている。
- ・県内最大の営巣地である湖山池において、シャープシューティングによる捕獲を試験的に実施し、効果・有効性について一定の成果が見られた。引き続き、シャープシューティング等によるカワウ被害軽減と適正な個体数管理に取り組んでいく。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

緑豊かな自然課(内線:7200)

1目 観光費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
「日本一のすなば」魅力○ ごと事業	6,800	6,900	△100	6,800										
トータルコスト	7,592千円(前年度7,687千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容	鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、イベントの公募・審査・実施決定													
工程表の政策目標(指標)	砂丘の魅力を学び、利活用を促進するイベントの実施													
<p>事業内容の説明 <span style="float: right;">【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】</span></p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 鳥取砂丘の魅力を学びや体験、砂丘西側エリアの利活用を促進するため、「学び、遊び、泊まり」に繋がるイベントに支援を行う鳥取砂丘未来会議に対して、負担金を交付する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> (1) 事業内容 鳥取砂丘未来会議が公募し、採択した令和3年度新規イベントに対し支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">募集対象</td> <td>・鳥取砂丘の自然体験を通じ、砂丘の魅力を学習するイベント (すなばを通じた教育、県民の砂丘魅力再発見、砂丘ガイドの育成) ・鳥取砂丘特に西側エリア(多鯰ヶ池含む)の利活用を促進し、インバウンドを含めた観光客の滞在につながるイベント</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>非営利の団体及び個人</td> </tr> <tr> <td>補助率等</td> <td>1年目: 4/5    2年目: 2/3    3年目: 1/2 [補助年数上限] 3年間    [補助上限額] 1,000千円/年</td> </tr> </table> <p>(2) 負担割合 県1/2、鳥取市1/2 (3) 負担額 県6,800千円、鳥取市6,800千円(全体事業費13,600千円)</p>									募集対象	・鳥取砂丘の自然体験を通じ、砂丘の魅力を学習するイベント (すなばを通じた教育、県民の砂丘魅力再発見、砂丘ガイドの育成) ・鳥取砂丘特に西側エリア(多鯰ヶ池含む)の利活用を促進し、インバウンドを含めた観光客の滞在につながるイベント	実施主体	非営利の団体及び個人	補助率等	1年目: 4/5    2年目: 2/3    3年目: 1/2 [補助年数上限] 3年間    [補助上限額] 1,000千円/年
募集対象	・鳥取砂丘の自然体験を通じ、砂丘の魅力を学習するイベント (すなばを通じた教育、県民の砂丘魅力再発見、砂丘ガイドの育成) ・鳥取砂丘特に西側エリア(多鯰ヶ池含む)の利活用を促進し、インバウンドを含めた観光客の滞在につながるイベント													
実施主体	非営利の団体及び個人													
補助率等	1年目: 4/5    2年目: 2/3    3年目: 1/2 [補助年数上限] 3年間    [補助上限額] 1,000千円/年													

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市公園費

緑豊かな自然課 (内線：7981)

3目 公園費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	(債務負担行為) 1,000 9,192	10,975	(債務負担行為) 1,000 △1,783				(債務負担行為) 1,000 9,192	
トータルコスト	13,945千円 (前年度 15,697千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	緑化推進イベントの支援、補助金交付事務、全国都市緑化くまもとフェアへの出展							
工程表の政策目標(指標)	鳥取の自然を活かした緑づくりを地域全体で進めていく。緑化活動を支える関係団体との連携や住民主体の活動支援に重点的に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア(平成25年9月～11月)」及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい(令和元年5月)」の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	細事業	内容	予算額
地域活動の拡充及び啓発	「鳥取みどりの伝道師」の派遣	県内で実施する地域の緑化活動に対し、活動団体等のニーズに応じた指導・助言を行い、活動のスキルアップ等につなげるため、県に登録した緑化の専門的知識を有する「みどりの伝道師」を派遣する。	762
	鳥取みどりの交流会の開催	県内の緑化活動団体等がそれぞれの活動を参考としながら、互いに連携し情報交換や仲間づくりなどができる交流会を開催する。	480
緑化の普及啓発への支援	花と緑のまちづくり支援事業補助金	県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。 [補助率] 市町村負担額の1/2 [補助上限] 50千円/件	600
	地域緑化活動育成支援補助金	ととりの緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材育成など、花と緑のまちづくりを実施する団体等を支援する。 [補助率] 定額 [補助上限] 1,000千円/件	3,000
	花と緑のフェアの開催負担金	県内3箇所で開催する「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する。(東中西部実行委員会への負担金：負担率1/3)	1,350
	全国都市緑化くまもとフェアへの出展	県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術の育成、向上及び伝承の機会として「全国都市緑化くまもとフェア」(令和4年3月下旬～5月下旬)に出展する。 [債務負担行為] 1,000千円(令和4年度)	3,000
合計			9,192

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地域に根ざした継続的な緑化活動の定着と拡大を図る。

「鳥取みどりの伝道師」の派遣回数 15件以上/年

【取組状況・改善点】

- ・緑のまちづくり活動が県内全域に更に広がるよう、幅広い緑化の普及啓発や人材育成の取組等を実施している。
- ・県内の緑化活動団体等が互いに連携し、仲間づくりができるような交流会を開催することで、鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域でのまちづくりの意識を継承し広げていく必要がある。



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7403）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	540,161	536,111	4,050			(使用料) 4,685 (雑入) 15,134 19,819	520,342	
トータルコスト	555,211千円（前年度551,064千円） [正職員：1.9人]							
主な業務内容	指定管理者等との協議調整、委託業務の執行・管理、備品等の整備、都市公園法等に係る許認可など							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者への管理委託、備品の購入等を行う。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p>								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	・指定管理料 (287,980) [指定管理者] (公財)鳥取県スポーツ協会 [指定管理期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日 [委託料総額] 1,437,280千円 (債務負担行為設定済)							305,204
	・備品等購入費 (13,724) トレーニングマシン等の更新							
	・大会必備器具等の貸借 (3,500) 不正スタート発見装置等の貸借に係る業務の委託							
	・写真判定装置一式リース 陸上競技場写真判定装置一式のリース費用							標準事務費
東郷湖羽合臨海公園 (燕趙園を除く。)	・指定管理料 (126,380) [指定管理者] (一財)鳥取県観光事業団・(株)チュウブ共同企業体 [指定管理期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日 [委託料総額] 630,750千円 (債務負担行為設定済)							128,523
	・備品等購入費 (2,143) トレーニングマシンの更新及び気化式冷風機の購入							
燕趙園	・指定管理料 (97,400) [指定管理者] (一財)鳥取県観光事業団 [指定管理期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日 [委託料総額] 486,100千円 (債務負担行為設定済)							99,036
	・備品購入費等 (1,636) 放送設備の購入等							
米子駅前だんだん 広場(直営管理)	・米子駅前だんだん広場管理委託料 清掃、植栽管理、時計塔保守に係る業務の委託							1,531
その他	(一社)日本公園緑地協会会費等(160)、標準事務費							5,867
合計							540,161	

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園機能向上 推進事業	57,904	80,000	△22,096		(42,000) 42,000		15,904	県費負担 57,904
トータルコスト	60,280千円（前年度 82,361千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策目標 (指標)	県立都市公園の機能向上を図り、公園施設利用者の増に寄与する。 (年間利用者：約200万人)							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園を訪れる多様な利用者の満足度を高めるため、環境整備を継続的に進め、利用者の利便性向上を図るとともに機能向上を推進する。（布勢総合運動公園機能向上推進事業を統合）								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	第1駐車場駐輪場整備							14,000
東郷湖羽合臨海公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あやめ池スポーツセンター換気設備整備</li> <li>・南谷地区（キリン公園）駐車場整備</li> </ul>							43,904
合計							57,904	
(公共事業) 都市公園安全・安心 対策事業	84,840	52,500	32,340	42,420	(30,000) 38,000		4,420	県費負担 34,420
トータルコスト	87,216千円（前年度 54,861千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等の協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策目標 (指標)	県立都市公園の機能向上を図り、公園施設利用者の増に寄与する。 (年間利用者：約200万人)							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園施設の耐震化や円滑な移動の確保（バリアフリー化）等の整備を行い、安全で快適な公園づくりを推進する。（県立都市公園移動円滑化推進事業を統合）								
<b>2 主な事業内容</b>								
布勢総合運動公園内各施設のバリアフリー化に係る改修・整備を行う。								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1駐車場、陸上競技場、県民体育館トイレ改修（洋式化等） 64,840千円</li> <li>・車いす使用者用屋根付駐車場整備 20,000千円</li> </ul>								

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 公園施設長寿命化事業	80,000	18,000	62,000	40,000	(28,000) 36,000		4,000	県費負担 32,000
トータルコスト	82,376千円（前年度 20,361千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	公園施設の長寿命化計画に基づく計画的な改修・更新							
工程表の政策目標 (指標)	長寿命化計画に基づいた公園施設の計画的な改修・更新により、維持管理コストの縮減に寄与する。							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園利用者の安全・安心の確保及び公園施設長寿命化計画に基づいた機能維持を図るため、公園施設の改修・更新を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	休憩施設修繕							13,500
東郷湖羽合臨海公園	遊具更新及び休憩施設修繕							66,500
合計							80,000	
(公共事業) 都市公園維持費	91,000	91,662	△662				91,000	
トータルコスト	98,921千円（前年度 99,532千円） [正職員：1人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督等							
工程表の政策目標 (指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者数：約200万人)							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県立都市公園施設の計画的な修繕等により、施設修繕費の低減を図り、安全・安心に利用できる都市公園の整備を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
布勢総合運動公園	・ 県民体育館空調設備更新 ・ テニス場管理棟天井等補修 等							70,475
東郷湖羽合臨海公園	・ 転落防止柵更新 ・ 浮標灯修繕 等							5,906
燕趙園	電気設備更新							9,619
その他	災害等による緊急修繕対策費							5,000
合計							91,000	

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[終了] 大山入山料実証事業	0	5,863	△5,863					
トータルコスト	0千円（前年度 6,650千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明  事業終了。（令和2年度予算を繰り越し、令和3年度に実施。）								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	44,853	47,901	△3,048	2,000			42,853	
トータルコスト	78,577千円（前年度 81,382千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、国内外に向けた魅力発信等							
工程表の政策目標(指標)	ユネスコ世界ジオパーク『山陰海岸ジオパーク』の魅力発信を通じて、ジオパークの認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」でのロングトレイルやシーカヤック等アクティビティ活動の推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図るとともに、地域住民の機運醸成を図る取組を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
中核拠点施設としての整備	・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としてエリア全体の情報発信を行うデジタルサイネージの運用を行う。	424
ツーリズムの推進	・【新規】密にならない山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン造成事業 絶景ジオスポット、グルメ、アクティビティなどを関連付けたモデルツアープランを造成し、アウトドア情報誌等を通じて広報することでマイクロツーリズムの推進を図る。	4,000
国内外に向けた魅力発信	・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合での情報発信（2,000） ・雑誌・テレビ等メディアを活用等した情報発信（3,000） ・ガイドスキルアップ研修（15）	5,015
民間活力の振興	・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金（17,606） 産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進などジオパークに関連した取組を支援する。 ・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。	19,106
研究・教育活動の推進	・サイエンスカフェの開催（1,111） ・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（3,250） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。	4,361
国際化対応	・テレビ電話通訳サービスの運用（223） テレビ電話通訳サービス（12か国語対応）を利用できるタブレットをジオパーク拠点施設等へ配備する。	223
その他	・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000） ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（4,908） ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ経費（99） ・標準事務費（5,717）	11,724
合計		44,853

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

山陰海岸ジオパークの魅力発信を通じて、その認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。

ジオパークエリアにおけるアクティビティ(自然体験活動)年間参加者数 7,000人(令和6年度末)

【取組状況・改善点】

- ・ロングトレイルやシーカヤックなど山陰海岸ジオパークでのアクティビティ(自然体験活動)が人気であり、それらを利用したツーリズムにより山陰海岸ジオパークへの誘客を図っている。
- ・令和2年度は、トレイル全ルート完成記念イベント(令和2年11月)を開催し、その状況をアウトドア情報誌で広報するなどトレイルの魅力発信を行った。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	59,219	10,773	48,446		<22,000> 44,000	(使用料) 81 (雑入) 98 179	15,040	県負担額 37,040
トータルコスト	69,180千円（前年度 20,644千円）〔正職員：0.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	会計事務、物品管理、施設管理、関係機関との調整							
工程表の政策目標(指標)	ユネスコ世界ジオパーク『山陰海岸ジオパーク』の魅力発信を通じて、ジオパークの認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
施設・設備維持管理費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備改修工事</li> <li>・ 施設管理 機械警備、館内清掃、一般廃棄物等処理、ろ過海水搬入</li> <li>・ 設備管理 自動ドア保守点検、ペレットボイラー保守点検 等</li> </ul>							55,828
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員旅費、光熱水費、消耗品費 等</li> </ul>							3,391
合 計							59,219	

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 7款 商工費

### 3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）

#### 1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	5,907	5,607	300				5,907	
トータルコスト	29,568千円（前年度 29,023千円）〔正職員：1.7人、会計年度任用職員：3.6人〕							
主な業務内容	山陰海岸ジオパークに関する教育普及活動業務、資料の収集、展示、調査研究							
工程表の政策目標(指標)	ユネスコ世界ジオパーク『山陰海岸ジオパーク』の魅力発信を通じて、ジオパークの認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの拠点施設として、その魅力をより多くの方に知っていただくため、対象地域の資料収集や調査研究を行い、「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」内の展示を充実させるとともに、教育普及活動を図るための魅力的な講座を開催する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
資料収集研究費	山陰海岸ジオパークの海洋生物研究及び潜水調査による生物の採取	781
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3D映像機器等リース・保守料</li> <li>・ 展示用消耗品</li> <li>・ チラシ、リーフレット印刷費</li> <li>・ デジタル地球儀サーバ利用料</li> </ul>	5,126
合計		5,907

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の魅力をより多くの人に伝えるため、資料展示の充実や教育普及活動を推進する。

##### 【取組状況・改善点】

- ・ 平成22年4月のリニューアルオープン以降、日本海形成に伴う地形地質の紹介、浦富海岸や鳥取砂丘の地元の地形地質の紹介、山陰海岸の海の生き物の展示、日本海海底地形の紹介、体験コーナーの設置などを行い、子どもから大人まで楽しめるように展示の工夫を行ってきた。また、平成24年度からは3D映像を制作・放映しており、3作品を毎年1万人以上の方が視聴している。
- ・ 生物の観察や山陰海岸ジオハイキング、星空観望会など、子どもを中心とした自然体験学習を実施しており、年々回数も増やし（令和元年度：23講座→令和2年度：32講座）教育の普及啓発と来館者の増加に繋げている。
- ・ 冬季の来場者数減少の対策やリピーターの確保のため、継続的に新たな企画や体験コーナーの教材の開発など工夫をしていく必要がある。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7159）

#### 3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) みんなでかぶろう！ 守ろう！ヘルメット着用 推進事業	3,392	0	3,392				3,392	
トータルコスト	8,145千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	自転車用ヘルメットの着用促進に係る啓発・支援							
工程表の政策目標(指標)	自転車の安全利用							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

平成28年10月に制定した鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、自転車の安全利用を推進するため自転車用ヘルメット着用に取り組む企業と連携した着用促進やレンタサイクルサービスを営む事業者へのヘルメット購入支援等を実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
支え愛交通安全協力 企業制度	○自転車通勤を行う従業員のヘルメット着用に自主的に取り組む企業と県が協定を結び、企業の取組を積極的に支援する。 （県の支援内容） ・県ホームページによる協力企業の取組内容の紹介 ・研修会講師の派遣 ・研修資料及び見本用の自転車用ヘルメットの貸与 等 ○従業員に対し、自家用車通勤からヘルメットを着用した自転車通勤に切替えを促す企業に対し、継続的な取組につなげるための啓発物品を交付する。	2,692
おもてなしヘルメット 購入支援事業	○観光客・宿泊客を対象に自転車の貸出サービス（レンタサイクルサービス）を行う事業者が、利用者のための自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助する。 [補助対象] 観光協会、ホテル、旅館組合 等 [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000円/個	200
ヘルメット着用推進等 に係る広報予算	○ヘルメット着用広報チラシの制作等に係る経費	500
合 計		3,392

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・県民の自転車用ヘルメットの着用率向上を図る。
- ・県職員のヘルメット着用率 100%（令和3年度末）

###### 【取組状況・改善点】

- ・本県では、平成22年から令和元年度までの10年間で自転車事故によって32人が死亡し、1,634人が負傷している。（鳥取県警調査）
- ・本県の自転車用ヘルメット着用率は全国第3位であるものの、わずか18%にとどまっている。（令和2年7月に実施された自転車ヘルメット委員会の全国調査結果）
- ・県民の自転車用ヘルメット着用率向上を進めるため、令和2年11月に庁内ワーキンググループを立ち上げ、部局横断で対策を検討し、街頭でのチラシ配布や県政だよりへの掲載等を実施した。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

くらしの安心推進課（内線：7159）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策推進事業	7,467	12,361	△4,894				7,467	
トータルコスト	18,557千円（前年度 21,805千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	交通安全に係る各種広報啓発、補助金交付、補助事業者との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	交通事故の発生件数、交通事故死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故のない地域社会を実現するために、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進し、交通事故の抑止を図る。

また、鳥取県交通安全対策協議会の活動経費を助成し、国、市町村、関係機関及び団体と連携して交通安全対策を実施する。

2 主な事業内容

(1) 交通安全対策推進事業

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
鳥取県交通安全対策会議の開催	鳥取県交通安全対策会議の開催及び鳥取県交通安全実施計画の策定・広報	72
チャイルドシート使用普及啓発街頭活動費	チャイルドシート使用促進を図る街頭広報活動の実施	109
鳥取県交通対策協議会補助事業費	県交通対策協議会の活動支援（補助率：10/10） ・交通安全普及ポスター、啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の実施 ・事務局運営経費（事務員1名の人件費含む）	7,061
合計		7,242

(2) 支え愛交通安全総合対策事業

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
安全運転サポート車の普及促進	安全運転サポート車の体験試乗会の開催（東・中・西部地区で各1回）	225

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・交通事故の発生件数、交通事故による死者数の減少を図る。  
年間交通事故死者数 16人以下（令和7年度末目標）  
年間交通事故重症者数 85人以下（令和7年度末目標）
- ・安全運転サポート車体験試乗会等の普及啓発活動を実施し、高齢者起因の事故の抑止を図る。

【取組状況・改善点】

- ・県内の交通事故は、発生件数・負傷者数・死者数ともに平成7年から16年連続で減少している。  
発生件数 628件（前年比△177人、△22.0%）  
負傷者数 749人（前年比△208人、△21.7%）  
死者数 17人（前年比△14人、△45.2%）
- ・チャイルドシートの使用徹底、自転車の安全利用等の重点目標を定め、交通安全運動を実施した。
- ・高齢者に対し、車両に衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の機能が整備されている「安全運転サポート車」の普及に努めている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7159）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通事故相談所運営事業	590	590	0				590	
トータルコスト	7,838千円（前年度 7,740千円） [正職員：0.2人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	交通事故相談所の運営							
工程表の政策目標(指標)	交通安全対策の推進							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的、概要</b> 交通事故被害者等の救済を行うため、交通事故相談所（鳥取・米子）を運営する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 鳥取・米子の交通事故相談所において公正・中立な立場で、相談者に対し損害賠償問題、示談交渉等に関する示唆、助言を行うことにより、交通事故に関する紛争解決と被害者等の救済を図る。</p>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線:7183)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	20,386	16,972	3,414	7,494			12,892	
トータルコスト	32,268千円(前年度28,777千円) [正職員:1.5人]							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、性暴力被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策目標(指標)	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪被害者等に対して見舞金を支給する市町村を支援するとともに、行政関係者の理解を促すための研修会を開催する。

また、被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援などを総合的に行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の運営費を助成し、性犯罪・性暴力被害者支援や、性犯罪・性暴力の撲滅に向けた出前講座の開催等を行う。令和3年度は相談体制の24時間365日化を図るとともに、支援拠点の増設等の体制拡充を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額												
犯罪被害者等支援事業	○【新規】鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金 犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給する市町村を支援する。 [事業主体] 市町村 [補助率] 1/2(遺族見舞金:上限15万円、傷害見舞金:上限5万円) ○犯罪被害者支援を考える研修会の開催	1,000												
性暴力被害者支援事業	○鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金 [事業主体] 鳥取県性暴力被害者支援協議会 [補助率] 10/10 [補助対象経費] (1) 被害者支援費 ・相談窓口の支援拡充 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>現行</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局職員</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>東部・西部</td> <td>東部・中部・西部</td> </tr> <tr> <td>電話相談窓口</td> <td>10時~16時(月~金) 18時~20時(月・水・金)</td> <td>夜間・休日は、国のコールセンターを活用し、24時間365日化</td> </tr> </tbody> </table> ・産婦人科、精神科等受診費用、弁護士費用支援費 ・被害者支援連携会議の開催費等 (2) 啓発・支援員研修費 ・支援員養成講座、性暴力被害者支援を考える公開講座の開催費 ・【新規】出前講座の実施経費 ・相談窓口の広報経費等 (3) 性暴力被害者支援協議会組織の運営等	内容	現行	拡充後	事務局職員	2人	3人	相談室	東部・西部	東部・中部・西部	電話相談窓口	10時~16時(月~金) 18時~20時(月・水・金)	夜間・休日は、国のコールセンターを活用し、24時間365日化	19,386
内容	現行	拡充後												
事務局職員	2人	3人												
相談室	東部・西部	東部・中部・西部												
電話相談窓口	10時~16時(月~金) 18時~20時(月・水・金)	夜間・休日は、国のコールセンターを活用し、24時間365日化												
合 計		20,386												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・犯罪被害者等支援に関する条例制定市町村目標数 19市町村(令和4年度末)
- ・性犯罪・性暴力被害者がいつでも必要な時に、必要な支援が受けられる体制を構築する。

【取組状況・改善点】

- ・犯罪被害者等支援条例制定市町村数 令和2年度当初:0市町村→令和2年度末見込:5町
- ・令和元年10月から性暴力被害者支援センターの事務局をとっとり被害者支援センターに移管し、犯罪被害者支援に係る体制を一本化するとともに、相談窓口開設時間を週12時間から36時間に拡大する等内容の充実を図ってきた。

<性暴力被害者支援センターと通りの相談受案件数>

平成29年度:147件、平成30年度:311件、令和元年度:323件

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

#### 1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	1,731	2,028	△297				1,731	
トータルコスト	11,236千円 (前年度 11,472千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	県民の総合的防犯意識啓発、防犯リーダー養成、優良防犯施設の認定							
工程表の政策目標(指標)	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県民の防犯意識を高め、通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化や犯罪被害者等の支援体制を構築することにより、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
県民の総合的防犯意識啓発	○鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の周知 ○街頭キャンペーンの実施 啓発物品を制作するとともに、鍵かけ推進・万引き防止のチラシを配布し、街頭啓発を行う。 ○ながら見守り、通学路等の見守り活動の啓発 日常生活をしながらの見守り活動により、子ども達を地域全体で守るという取組が重要であることから、啓発チラシを活用し、関係機関と連携して普及啓発を行う。	416
地域安全フォーラム開催補助金	主催の公益社団法人鳥取県防犯連合会に対し、講師謝金・旅費、会場借上料等を助成する。	541
防犯リーダー研修会の開催	地域の防犯活動や見守り活動の活性化を図るとともに、核となって活動するリーダーや防犯見守り活動者を養成する研修会を開催する。	295
優良防犯施設認定制度の促進	学校、共同住宅、駐車場、深夜小売業店舗等を対象とした優良防犯施設を認定する。	88
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画に基づく施策の実施状況や重要事項を調査審議するための協議会を開催する。	261
青色防犯パトロール活動促進事業	青色防犯パトロール活動を実施する際、パトロール車両に必要な装備品として義務づけられている「青色回転灯」と「広報用マグネットシート」を民間の活動団体に支給する。	130
合計		1,731

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

地域で活躍する防犯ボランティア等を養成し、地域防犯力向上に繋がる啓発活動を行うことで、安全な地域を実現する。

防犯リーダー研修会年間参加者目標数 100人 (令和4年度末)

###### 【取組状況・改善点】

- ・防犯リーダー研修会では子どもの防犯等について専門家による講演を実施し、見守り活動者の能力向上を図った。研修会参加者: 75名 (令和2年度)
- ・令和2年度は、「ながら見守り」啓発チラシを制作し、防犯ボランティア団体等を通じて配布を行った。令和3年度も引き続き街頭キャンペーン等を通じて、防犯について啓発を行う。

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県西部犬猫センター（仮称）整備事業	3,278	0	3,278				3,278	
トータルコスト	4,070千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	鳥取県西部犬猫センター（仮称）の整備に係る検討委員会の開催 等							
工程表の政策目標(指標)	動物愛護の推進							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

西部総合事務所の新棟整備に伴い、令和5年度末までに西部犬管理所の移転が必要となることから、新たに「鳥取県西部犬猫センター（仮称）（以下「センター」とする。）」を整備するにあたって、センター機能の全体構想や運営体制等を検討する。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
鳥取県西部犬猫センター（仮称）整備事業	センター検討委員会委員の報償費、旅費	557
	センターの建築工事に係る設計委託費	2,721
合 計		3,278

< 移転スケジュール（予定） >

令和3年4月～6月	「鳥取県西部犬猫センター（仮称）」検討委員会における構想の策定
7月～11月	施設設計
令和4年5月～9月	建築工事
10月	西部犬管理所機能移転（新体制スタート）

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

センターを西部地域における動物愛護管理施策推進の拠点施設として活用するとともに、官民連携での事業（譲渡活動、普及啓発）を実施する。

**【取組状況・改善点】**

西部管内の市町村、地元自治会、関係団体、ボランティアなど幅広い関係者からの意見を踏まえて、令和3年度中に鳥取県西部犬猫センターの機能や運営の在り方を検討する。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護センター機能支援事業	28,403	28,403	0				28,403	
トータルコスト	29,195千円（前年度 29,190千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	犬猫の譲渡促進・動物愛護の普及啓発、補助金業務等							
工程表の政策目標(指標)	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

（公財）動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を、鳥取県動物愛護センターとして位置付け、動物の保護・譲渡活動や動物愛護の普及啓発等の事業を委託するとともに、県が引取り等を行った犬猫の中長期的な飼養や新たな飼い主への譲渡などを、同施設と連携して行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
動物愛護センター機能委託	○委託先 （公財）動物臨床医学研究所 （人と動物の未来センター“アミティエ”） ○委託内容（R3～4年度債務負担行為設定済） ・県収容動物のうちアミティエに譲渡した譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡に係る事業 ・譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術に係る事業 ・負傷動物の治療に係る事業 ・動物愛護の普及啓発行事（動物愛護週間行事） ・適正飼養指導（犬のしつけ方教室） ・県直接譲渡動物の不妊去勢手術（犬猫） ・県直接譲渡動物のマイクロチップ装着（猫のみ）	27,438
鳥取県動物愛護センター施設費補助金	○事業主体 （公財）動物臨床医学研究所 ○補助内容 ・動物愛護センター機能を維持・向上するために必要な施設の整備費 [整備概要] 駐車場の緑化整備（事業費：2,915千円） [補助率] 1/2（県965千円、鳥取市493千円、事業主体1,457千円）	965
合計		28,403

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

アミティエと連携して収容動物の譲渡促進及び普及啓発の取組を推進する。

アミティエへの譲渡頭数 85頭（令和3年度）

【取組状況・改善点】

- ・年間犬猫70頭以上を県及び鳥取市の収容施設から受け入れており、譲渡促進に貢献している。
- ・来場者は年間約3,000人あり、犬猫の適正飼養指導、動物愛護啓発のための重要な拠点である。（来場者数：H28：2,541人、H29：3,749人、H30：3,823人、R1：3,605人）
- ・収容・処分頭数の一層の削減のため、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を更に推進する必要がある。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護管理推進事業	9,796	12,082	△2,286			(手数料) 1,413	8,383	
トータルコスト	48,609千円（前年度 50,645千円） [正職員：4.9人]							
主な業務内容	犬・猫の保護収容、監視指導、各種申請事務、普及啓発、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現のため、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び狂犬病予防法に基づき、動物の適正飼養の普及啓発等の事業を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県動物愛護推進協議会	協議会委員の報償費、旅費	196
鳥取県動物福祉推進事業補助金	動物福祉、動物愛護管理に取り組む県内民間団体等への支援 [事業主体] ・県譲渡ボランティアに登録している団体及び個人 ・公益法人 ・NPO法人又は営利を目的としない団体 [補助対象] ・啓発活動 譲渡会、写真展などのイベント、小学校等への出前教室、啓発資料作成などの活動にかかる経費 ・譲渡活動 県から譲渡された犬、猫の譲渡会に係る会場費、広告費、不妊去勢手術費、マイクロチップ装着費、疾病検査等の衛生費、狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料、離乳前の子猫を預かり離乳するまで飼養管理するためのミルク（ボランティアには子猫1匹につき、粉ミルク1缶を現物支給） [補助率] ・県登録譲渡ボランティア（団体、個人）、公益法人 啓発活動 1/2（法人・団体：上限300千円、個人：上限100千円） 譲渡活動 1/2（団体：上限500千円、個人：上限200千円） ※譲渡活動のうち、不妊去勢手術費、マイクロチップ装着費（猫のみ）の補助率は10/10 ・一般団体（啓発活動のみ） 1/3（上限100千円）	1,638
動物取扱責任者研修会	外部講師の報償費、旅費	237
犬管理所委託料	休日管理、脱臭設備保守点検、浄化槽管理、医療廃棄物処理	2,319
動物の収容、飼養管理、譲渡、適正飼養の普及啓発、監視指導等に係る経費等	○動物取扱業者の監視指導経費、動物福祉・動物愛護に関する普及啓発指導経費、ボランティアと連携した活動経費、収容動物の餌代 ○医薬材料費、動物病院治療費、処分動物火葬費、事業実施に係る連絡調整費	5,406
合計		9,796

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

犬・猫の致死処分頭数をゼロにする。

【取組状況・改善点】

・適正飼養等の啓発や収容動物の譲渡推進等により、県が引取りや致死処分を行う犬猫の頭数は減少している。

犬猫の収容・引取り頭数 H26：犬250頭、猫1,107頭⇒R1：犬154頭、猫420頭

犬猫の処分頭数（死体収容を除く）H26：犬65頭、猫959頭⇒R1：犬6頭、猫160頭

・飼い主の適正飼養・終生飼養の徹底について普及啓発していくとともに、登録譲渡ボランティア等と連携して譲渡促進に取り組み、更なる収容・処分頭数の削減を図る。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

#### 3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と猫の共生社会推進対策事業	3,485	3,503	△18			(寄附金) 200	3,285	
トータルコスト	9,030千円（前年度 9,012千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	繁殖制限措置の普及啓発、適正飼養・動物愛護意識の普及啓発、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	動物愛護の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

収容動物の多くを占めている猫の繁殖制限対策を実施することにより、収容頭数を縮減する。また、適正飼養・動物愛護意識の一層の普及啓発を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
飼い主のいない猫の繁殖制限対策	○不妊去勢手術への助成を行う市町村に対する支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限額] 5千円/頭 ○猫捕獲用の檻を県と市町村に配備し、捕獲者に貸し出す。 ・市町村への購入支援 [補助率] 1/2 [補助上限額] 9千円/台	1,945
地域猫活動モデル事業	○繁殖制限措置支援 地域猫活動への助成を行う市町村に対する支援を行う。 [対象経費] 不妊去勢手術費及び広報費 [補助率] 1/2 [補助上限額] メス 23千円/頭、オス 15千円/頭 ○飼養管理支援 繁殖制限措置支援により不妊去勢手術を行った猫を対象に地域猫活動モデル事業を行う地域住民集団に対して地域猫の管理費（猫砂、エサ代、衛生・治療費等）を支援する。 [補助率] 定額（10千円/頭） ○意見交換 地域猫活動に対する理解を深め、普及促進するために、知見のある専門家を呼び、意見交換を実施する。 ※地域猫活動：所有者のいない猫を捕まえて不妊去勢手術を行った後、元の場所に戻し、地域で飼養管理する活動	740
飼い猫の繁殖制限対策	○不妊去勢手術への助成を行う（公社）鳥取県獣医師会に対する支援を行う。 [補助額] 定額（メス4千円/頭、オス2千円/頭）	800
合計		3,485

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

猫の繁殖制限対策を推進し、猫の収容・処分頭数及び猫に関する苦情件数を削減する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・犬、猫とも収容数は減少したが、猫に係る苦情・相談件数は増加傾向にある。  
犬の収容数 H21：540頭⇒R1：154頭  
猫の収容数 H21：1,390頭⇒R1：420頭（うち所有者のいない猫 H21：871頭⇒R1：202頭）  
猫に係る苦情・相談件数 H21：406件⇒R1：1,228件
- ・所有者のいない猫の繁殖制限対策に取り組む市町村は、平成28年度は10市町のみであったが、令和2年度から全市町村が実施しており、全県的な取組へと発展した。
- ・猫の繁殖制限対策を推進するとともに、猫の糞尿等の地域課題への対応を含め、地域猫対策に引き続き取り組む必要がある。



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

#### 2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心HACCP（ハサップ）推進事業	39,655	38,341	1,314				39,655	
トータルコスト	45,200千円（前年度 43,850千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業者へのHACCP導入の指導及び支援、消費者への啓発、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

食品衛生法の改正に伴い、原則として全ての食品等事業者に義務づけられるHACCPによる衛生管理について、県内事業者が義務化に対応できるよう、研修会の開催等による指導や補助金の交付による支援を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
HACCP導入指導等	HACCP導入に取り組む県内事業者の施設に応じた衛生管理計画作成等の指導を行う。	166
食品事業所への専門員派遣	施設に応じた相談対応を行う専門員を各事業所に派遣し、HACCP導入に取り組む事業者の支援を行う。	6,336
事業者への施設・設備整備への補助	事業主体	HACCP導入に取り組む事業者
	補助要件	条例HACCP適合施設（県食品衛生条例に基づく認定制度）の認定取得又は当該認定基準と同等の衛生管理の導入
	対象経費	HACCP導入に係る施設・設備の整備及び外部専門家への委託
	補助率	1/2（上限額：1,500千円/件）
HACCP導入研修会の開催	対象基準及び手引書による業種ごとのHACCP導入についての研修会を開催し、HACCP導入に取り組む事業者の支援を行う。 [開催回数] 88回	15,981
食品事業所のHACCP運用確認	HACCP導入した各事業所を食品衛生指導員が巡回し、継続運用の支援を行う。	1,471
改正食品衛生法の周知広報	新聞等によりHACCP義務化について広報し、県内事業者の導入を促進する。	701
消費者への普及啓発、周知広報	パンフレットの作成やスーパー等でのHACCP認定食品の紹介により、HACCPの手法で衛生管理を行う事業者を広報する。また、講演会や工場見学等の機会を設け、消費者への啓発を行う。	(標準事務費)
合計		39,655

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

令和3年6月の改正法施行に向け、県内事業者のHACCP導入をさらに推進する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・鳥取市保健所とも連携を行いながら、事業者への技術的及び資金的な支援を適宜行い、普及を効果的に進めている。

＜参考＞令和2年度実績（R2.12月時点）

条例HACCP認定数：6施設6業種（累計認定数：107施設130業種）

補助金活用数：3施設

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	26,104	26,577	△473	190		(手数料) 21,100	4,814	
トータルコスト	180,564千円（前年度 180,042千円） [正職員：19.5人]							
主な業務内容	営業許可、監視指導、普及啓発、消費者及び営業者教育など							
工程表の政策目標(指標)	県民の食の安全の確保と食に対する信頼性の向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導を行うとともに、食品検査及び食品衛生の普及啓発を行う。また、生産から消費まで食品に携わる様々な立場の人の相互理解を促進するとともに、県民の意見を県の施策に反映させ、食品の安全性の確保を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額		
食品取扱い施設に対する営業許可、監視指導	食品衛生法に基づく営業許可を要する営業（飲食店営業等）について、施設の事前調査及び営業許可を行うとともに、営業施設へ立入り、監視指導等を実施する。	2,115		
食中毒発生時の調査及び拡大防止	食品による健康被害が発生した際に、原因究明等を行い、被害拡大防止のための的確な対応を実施する。	20,763		
食品営業者への指導教育	食品営業者等で組織する（一社）鳥取県食品衛生協会が、食品衛生の普及・向上のため自主的に実施する食品衛生指導等の事業に対し支援を行う。	1,708		
	<table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>（一社）鳥取県食品衛生協会</td> </tr> <tr> <td>補助内容</td> <td>・食品衛生指導員活動推進事業 [補助率] 1/2 ・食品衛生大会開催事業 [補助率] 1/2</td> </tr> </table>		事業主体	（一社）鳥取県食品衛生協会
事業主体	（一社）鳥取県食品衛生協会			
補助内容	・食品衛生指導員活動推進事業 [補助率] 1/2 ・食品衛生大会開催事業 [補助率] 1/2			
消費者及び営業者への啓発	消費者及び食品事業者に対して、食中毒への注意喚起のための啓発広報及び予防のための講習会等を実施する。	612		
食の安全推進会議の開催	様々な立場の方から食に関する情報や意見をいただき、県の食品安全施策に反映させる。 ・開催回数 年3回程度 ・委員構成 学識経験者、生産者、食品事業者、消費者等 12名	436		
食品衛生検査の信頼性確保	衛生環境研究所の検査結果の信頼性確保のため、外部機関による精度管理調査及び内部点検を実施する。	280		
カネミ油症健康実態調査	国が行うカネミ油症に関する研究のための健康実態調査を実施する。（国委託事業）	190		
合計		26,104		

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・食品衛生法に基づく違反率を0%とする。
- ・食品重点監視対象施設への年間監視目標数 4,800件

【取組状況・改善点】

- ・食品衛生監視指導計画に基づき効果的な監視指導を行い、食品衛生法違反防止に努めている。
- ・適切な指導を徹底するとともに、広域連携協議会への参加や鳥取市との情報共有など、他自治体と連携した指導を行っている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

#### 2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食肉衛生検査所管理運営事業	14,022	14,129	△107			(手数料) 14,022		
トータルコスト	117,787千円（前年度117,226千円）[正職員：13.1人]							
主な業務内容	と畜検査、と畜場及び食肉処理施設の監視及び指導							
工程表の政策目標(指標)	—							
<b>事業内容の説明</b>  <b>1 事業の目的・概要</b> 食肉衛生検査所において「と畜検査」等を実施し、食肉の衛生確保に努める。  <b>2 主な事業内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)鳥取県食肉センターに搬入される牛・豚等の獣畜のと畜検査を実施する。</li> <li>・と畜場管理者及び作業員への衛生指導を実施する。</li> </ul>								
くらしの安心推進課管理運営事業	2,513	4,216	△1,703			(手数料) 116	2,397	
トータルコスト	6,474千円（前年度8,151千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
<b>事業内容の説明</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安心推進課が実施する事業、各地方機関及び各種関係機関との連絡調整に要する経費。</li> <li>・調理師法に定められた免許の登録事務に要する経費。</li> </ul>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7982）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	100,000	0	100,000	100,000				
トータルコスト	121,506千円（前年度 0千円） [正職員：2人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	補助金事業、セミナーの開催、啓発活動等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

事業者が新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った取組を継続的に実施するための経費を支援する。

また、安心して消費者が訪れる環境を創出し、需要喚起につなげるため、より高度な感染予防対策を実施する「新型コロナ対策認証事業所」(※)の普及促進、事業所の認証取得に向けた支援等を行う。

※「新型コロナ対策認証事業所」：県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や各種業界団体作成のガイドライン等を基に手順書を作成し、取り得る全ての感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所を、専門家の意見を聞きながら認証する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
感染予防対策推進補助金	○新型コロナウイルス感染予防対策設備等の導入経費に対して補助する。 [対象店舗・事業者] 飲食店、宿泊施設、理美容業等の接客を伴う営業施設 [補助対象経費] 非接触式体温計、CO2 モニター（二酸化炭素濃度計測器）等の備品購入費、パーティションや換気扇の設置等の工事を伴う設備改修費 [補助額] 1施設上限 20万円 (複数店舗を有する事業者は店舗数に関わらず上限 40万円) [補助率] 1/2	100,000
専門家の助言体制の整備	○認証事業所の認証にあたり、専門家の助言を受けることで、対策の有効性を確保する。	
認証取得に向けたセミナー開催	○商工団体、業界団体等と連携し、認証取得に向けた実務的なセミナーを開催する。 ○感染予防対策の技術的指導のほか、個別のマニュアル作成指導を行う。	
認証事業所の誘客促進事業	○認証制度を広く普及し、事業所の認証取得を促すとともに、県民の利用を呼びかける広報活動を行う。 ・多くの事業所が認証取得に向かうよう促すための広報 ・県民に向けて「安心な認証店」の利用を呼びかける広報	
合計		100,000

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

店舗の感染予防対策を進め、県民や観光客等の店舗利用を促進することで、事業者の事業活動の継続と新型コロナウイルス感染症の拡大防止の両立を図る。

【取組状況・改善点】

- 令和2年6月から新型コロナウイルス感染予防対策協賛店制度と新型コロナ対策認証事業所制度を運用し、店舗の感染予防対策と営業継続の両立を図っている。
- 認証の推進にあたっては、庁内他部局も含めて応援体制をつくり、現地確認や手順書作成の支援を行っている。また、専門家も当初の3名から11名に増員し、認証件数の増加に対応している。  
新型コロナウイルス感染拡大予防対策認証制度認証事業所数：95事業所（2月4日時点）
- 店舗の感染予防対策を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金を交付した。（申請件数3171件、交付申請額570,483千円：2月12日時点）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)	895,625	0	895,625	895,625				
トータルコスト	896,417千円(前年度0千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	軽症者等宿泊療養施設の運営、感染者のペットの一時預かり							
工程表の政策目標(指標)	-							

【「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

新型コロナウイルス感染症患者(以下「患者」とする。)のうち、無症状の方や軽症者が宿泊施設で安静・療養を行えるよう、居室を確保するとともに、宿泊療養に必要な備品等を整備する。

また、患者が入院又は宿泊療養することとなった際に、ペットの預け先を確保できなかった場合に備え、一時的に預けられる体制を整える。

**2 主な事業内容**

(単位:千円)

区分	内容	予算額
軽症者等宿泊療養運営事業	○患者のうち無症状者・軽症者が療養する居室を確保、運営する。 [借上げ施設、確保数] 民間宿泊施設(東・中・西部の各地域1か所) ※東部88室 中部104室 西部60室 合計252室 [借上げ期間] 令和3年4月1日～令和4年3月31日 [必要経費] 宿泊施設借上げ費用、備品リース料、廃棄物処理料等	891,125
ペット一時預かり体制整備事業	○患者が入院又は宿泊療養する際に、預け先が見つからないペットを県が指定する動物病院で一時的に預かる。 [対象動物] 患者が飼養する犬又は猫 [預かり場所] 指定の動物病院(東・中・西部の各地域1か所) [預かり期間] 2週間(飼い主の療養状況に応じて期間を短縮又は延長) [必要経費] ペットホテル利用料 ※通常料金に防護具やコロナ対応手当等の必要経費を加算する。 ※治療が必要な場合、治療費は自己負担とする。	4,500
合計		895,625

**3 事業目標・取組状況・改善点**

【事業目標】

新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状の方や軽症者が宿泊施設で安静・療養を行える居室とペットを一時的に預けられる体制を確保する。

【取組状況・改善点】

- ・宿泊療養に備え、令和2年5月に東・中・西部の民間宿泊施設と協定を締結し、東部は令和2年8月、西部は令和3年1月に立ち上げを行った。
- ・ペットの一時預かりについては、令和2年6月に東・中・西部の動物病院での受入体制を確保した。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生向上推進事業	19,635	19,671	△36	8,237		(手数料) 1,641	9,757	
トータルコスト	42,606千円（前年度 42,494千円） [正職員：2.9人]							
主な業務内容	各種生活衛生営業許可、監視指導、免許交付、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

生活衛生関係営業について、各法令に基づく届出受理、許可、監視指導を行う。また、補助事業等により生活衛生業界の振興を図ることで、公衆衛生の向上を推進する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
営業許可・監視指導事業	○生活衛生営業（理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物）に係る届出受理、許認可事務、監視指導 ○資格試験の実施（クリーニング師試験）	659
生活衛生指導事業	○各種生活衛生同業組合の育成指導 ○鳥取県生活衛生営業審議会の開催 ○生活衛生功労者知事表彰	300
助成事業	○（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることを目的として設立された（公財）鳥取県生活衛生営業指導センターに対し、助成を行う。 [補助率] 10/10  ○生活衛生関係営業振興事業補助金 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図るための（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合（3組合）が実施する事業に対し助成する。 [補助率] 33/100  ○公衆浴場確保対策費市町村補助金 年度の営業日数が200日以上的一般公衆浴場の運営及び利用促進の事業に対して市が行う補助事業に対して県が助成（間接補助）を行う。 [補助率] 市町村補助額の1/2（経営経費助成） 市町村補助額の1/4（施設整備助成）	18,676
合計		19,635

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉資源保全利用推進事業	1,643	1,585	58			(手数料) 455	1,188	
トータルコスト	13,525千円（前年度 13,390千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							
工程表の政策目標(指標)	資源の保全利用							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため、源泉の調査及び温泉法に基づく許可、監視を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 県下の利用源泉の温泉成分・温度等の調査を行うとともに、温泉の掘削・増掘・動力装置の許可及び利用施設の監視・指導等を行う。</p>								
民泊適正化指導事業	500	500	0				500	
トータルコスト	1,292千円（前年度 1,287千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	住宅宿泊事業法に基づく事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 平成30年6月に施行された「住宅宿泊事業法」に基づく届出受付、実績報告受理及び監督事務を実施し、適正な管理指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○届出受付事務 届出書の審査、届出番号の発行及び標識の交付、関係機関等への情報共有を行う。</li> <li>○実績報告受理事務 住宅宿泊事業者からの定期報告を受理し確認する。</li> <li>○監督事務 住宅宿泊事業者に係る監督（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告徴収、立入検査）を実施する。</li> </ul>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

くらしの安心推進課(内線:7247)

6 目 農作物対策費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかりやすい食品表示推進事業	500	500	0				500	
トータルコスト	13,966千円(前年度13,879千円) [正職員:1.7人]							
主な業務内容	普及・指導に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品の表示や米トレーサビリティ(流通経路確認)について、法令に基づく相談・指導・立入検査等を実施し、食品表示の適正化の推進、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の徹底を図る。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
わかりやすい食品表示推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品表示に係る立入検査及び指導(食品表示法第8条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般消費者、国等からの情報提供に基づき、県内の食品製造業及び販売業者への立入検査等を実施する。</li> </ul> </li> <li>○表示の適正化のための研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や消費者団体等の要請による研修会を開催する。</li> </ul> </li> <li>○景品表示法に係る調査・指導等(景品表示法第7条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に流通する商品、食品等に係る不当な広告・表示について調査等を実施し、違反事例に対しては適切に指導等を行う。</li> <li>・消費者や事業者を対象に景品表示法の内容を踏まえた食品表示に関する研修会を実施する。</li> </ul> </li> <li>○米トレーサビリティ法に係る立入検査・指導等(米トレ法第11条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内米穀関係事業者に立入り、取引の記録作成・保存状況及び産地情報伝達義務を指導する。</li> </ul> </li> <li>○食品表示法に係る事業者説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法に係る基準等の周知及び適正化を図るため、県内の食品関係事業者に対して説明会を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	500

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

食品表示違反件数 0件

【取組状況・改善点】

鳥取市及び国などの関係者との連携のもと、令和2年度は832件の立入検査を行い、適宜表示違反に対する指導を行うことで、適正な食品表示の普及を図った。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

7目 肥料植物防疫費

くらしの安心推進課(内線:7247)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	500	500	0	159		(手数料) 126	215	
トータルコスト	9,213千円(前年度:9,157千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	許認可及び普及・指導に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>肥料及び農薬販売事業者等の法令に基づく登録・届出事務、農業資材の販売店への立入検査、販売者及び使用者に対する研修会の実施等により、農薬・肥料の適正使用の推進を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○農薬取締法に基づく事務等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の適正使用の指導及び啓発</li> <li>・農薬販売店の届出に係る事務</li> <li>・農薬販売店への立入検査及び指導</li> <li>・農薬適正使用推進研修の実施</li> <li>[対象] 農協、農薬卸売会社、ゴルフ場等の責任者等</li> <li>・農薬販売者研修の実施</li> <li>[対象] 量販店等で農薬購入者に使用方法をアドバイスする従業員</li> </ul> <p>○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料販売業者、特殊肥料(堆肥等)の生産業者の届出に係る事務</li> <li>・普通肥料(有機質肥料)の登録に係る事務</li> </ul>								

7款 商工費

2項 工鉦業費

4目 計量検定費

くらしの安心推進課(内線:7601)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	2,817	2,817	0			(手数料) 2,317 (雑入) 500 2,817		
トータルコスト	21,827千円(前年度 21,705千円) [正職員:2.4人]							
主な業務内容	計量器の検定・検査、計量事業者の監視指導、計量関係事業者の登録等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>適正な計量の実施に向けて、計量器の検定・検査及び事業者・使用者の監視指導を行う。また、県民に適正計量の重要性について普及啓発を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○計量関係事業</p> <p>計量証明事業者の登録、適正計量管理事業所の指定、計量器製造・修理・販売事業者の届出受理、特定計量器の検定・定期検査及び基準器検査を行う。</p> <p>○監視指導</p> <p>登録、指定、届出事業者への監視指導、特定計量器使用者の監視指導及び特定商品の販売に係る商品量目監視指導を行う。</p> <p>○計量の普及啓発</p> <p>計量記念日(11月1日)に県民に対する啓発事業を実施する。</p>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2760）

7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	59,037	61,379	△2,342	13,417		(基金繰入金) 400	45,220	
トータルコスト	100,346千円（前年度 106,305千円） [正職員：4.5人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、審議会等開催、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策目標 (指標)	消費生活相談体制の充実・強化、消費者教育の推進、消費者被害防止のための広報・啓発活動の充実・強化							
事業内容の説明				【「消費者行政活性化基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
県民の安全で安心な暮らしを確保するため、広域的な消費生活に関する相談や苦情等に対応する消費生活センターの設置運営及び消費者教育・啓発等を実施する。								
<b>2 主な事業内容</b> (単位：千円)								
区分	内容						予算額	
消費生活 相談事業	○消費生活相談業務の委託 (33,110千円) 消費生活相談員による消費生活相談業務（相談対応、助言、あっせん（事業者との間に入って調整すること））						33,959	
	相談室		開所日		配置相談員数			
	東部：県庁第二庁舎2階		平日		2名			
	中部：倉吉交流プラザ2階		火～土（祝日とその翌日除く）		1名			
	西部：米子コンベンションセンター4階		毎日（祝日除く）		2名			
[委託先] NPO法人コンシューマーズサポート鳥取 [委託期間] 5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日） ○多重債務・法律相談会の開催 (849千円)								
消費者 教育推進 事業	○とっとり消費者大学の開催 公開講座の実施、啓発講座への講師派遣、啓発新聞記事掲載 ○SDGs・エシカル消費（※）の普及啓発 エシカル消費の普及に向けたエシカル標語コンテストの開催 ※エシカル消費：環境、人や社会、地域に配慮した商品やサービスを選択して購入する消費行動 ○その他（消費者教育推進地域協議会の開催、消費者団体への活動支援等）						3,455	
消費者 行政費	○市町村消費者行政強化交付金（市町村事業） 市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対し交付する。 [補助対象] 消費生活相談員配置人件費、啓発資料作成費、研修参加費等 [補助率] 定額、1/2 ○消費者行政経費 消費生活審議会の開催・運営、市町村・警察・その他関係機関との連携のための会議（消費者安全確保地域協議会等）の開催 ○消費生活センター（東部・中部・西部）管理運営費						21,623	
合 計							59,037	

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・安全安心な消費生活に資するため、消費生活相談対応を行うとともに、消費生活上の配慮を要する高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制を構築する。
- ・賢い消費者の育成を目指して、幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、学校、地域など様々な場において多様な主体と連携した体系的な消費者教育を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・県内の消費生活相談について、消費生活相談員（有資格者）が所属するNPO法人への業務委託により、複雑多様化する相談に適切に対応している。<令和元年度の消費生活相談実績>県消費生活センター2,681件（48.9%）、市町村相談窓口2,806件（51.1%）
- ・「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、消費者の自立を支援するため、各年代やライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組んでいる。
- ・SDGs・エシカル消費の実践的な普及を図るため、幅広い年齢層の認知度向上に向けた取組を行う。
- ・高齢者等の消費者被害防止のため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を一層促進する。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

#### 7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）成年年齢引下げに向けた環境整備事業	4,068	0	4,068	1,427			2,641	
トータルコスト	8,028 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.5 人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報・啓発講座実施							
工程表の政策目標(指標)	消費者教育の推進、消費者被害防止のための広報・啓発活動の充実・強化							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

民法の一部改正による 2022 年 4 月 1 日の成年年齢引下げにより、特に、社会経験の乏しい成人直後の若年者の消費者被害が増加する恐れがあるため、成年年齢引下げによる注意点や影響などの周知広報を重点的に実施する。

また、若年者の消費者被害を未然に防止し、自立した消費者を育成するための消費者教育を実施する。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
成年年齢引下げに向けた環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年年齢引下げによる注意点や影響などの周知広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS 広告、ケーブルテレビスポット特集 等</li> </ul> </li> <li>○学生への周知等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内高等学校及び特別支援学校高等部（42 校）において、弁護士による実例に基づく実践的な授業を行う。</li> <li>・ 専修学校の入学時ガイダンス等において啓発講座（講師派遣）を行う。</li> <li>・ 大学及び高専での「くらしの経済・法律講座」（大学連携講座）において、契約の基礎、成年年齢引下げによる影響、消費者トラブル事例と対処方法等の講義を行う。</li> </ul> </li> <li>○DVD 教材の作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年年齢引下げに関する DVD 教材を作成し、PTA（保護者）や地域への普及啓発に活用する。</li> </ul> </li> </ul>	4,068
合 計		4,068

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

成年年齢の引下げに備え若年者への消費者教育の実施等の環境を整備し消費者被害の発生を防ぐ。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 若年者への消費者教育については、これまで「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、各年代やライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組んできた。
- ・ 消費生活相談においては、成人（20 歳）になると同時に相談件数が増加する傾向にあったことから、今回の民法改正に伴い新成人（18 歳・19 歳）直後の消費者トラブルが増加することが懸念されるため、大学や教育委員会等との連携により、学校現場において重点的に民法改正の注意点や契約の意義等の授業を実施する。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課（内線：7363）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	2,131	1,775	356			(手数料) 254	1,877	
トータルコスト	21,141千円（前年度 20,663千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	審議会の運営、景観形成巡視員・景観アドバイザーの運用、研修会等の開催 等							
工程表の政策目標(指標)	市町村の景観行政団体への移行促進							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

景観審議会、屋外広告物審議会の運営など景観行政及び屋外広告物行政に関する事務等を行う。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区分	内容	予算額	
景 観 事 業	景観審議会の運営	景観形成条例等に基づく知事の諮問に応じて、景観形成等に関する事項について審議を行う。	422
	景観形成巡視員の設置、研修	景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。	628
	景観アドバイザーの設置、派遣	景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。	291
	景観行政市町村職員担当者研修会等	学識経験者及び先進的自治体による講演等により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。	446
屋外 広 告 物 事 業	屋外広告物審議会の運営	屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準、その他の重要事項について審議する。	344
合計		2,131	

# 令和3年度一般会計当初予算説明資料

## 2款 総務費

### 2項 企画費

住まいまちづくり課(内線:7130)

#### 2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 広域景観形成支援事業	3,400	0	3,400				3,400	
トータルコスト	7,361千円(前年度0千円)[正職員:0.5人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務							
工程表の政策目標(指標)	市町村の景観行政団体への移行促進							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

広域にわたる景観資源(日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等)を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取組を推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づき実施する事業に対し支援を行う。

#### 2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	補助対象	限度額	補助率	予算額
広域景観形成支援事業補助金	○展望地・滞留拠点(道の駅等)整備に要する費用 ・基本構想策定費用 ・基本計画、基本設計、詳細設計費用 ・施工費用	500/箇所	1/2	2,000
	○住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催費(講師謝金・旅費、会場費、需用費等)	100/件		400
	○広報等に要する費用(委託費等)			
	○景観への配慮を目的とする広告物の改修等に要する費用 ○農業用資材等の改修又は交換等に要する費用 ○美化・緑化活動(ガードレール等の塗装、植栽管理)に要する費用 ○民間事業者等が行う景観形成のための事業に市町村が補助する費用(市町村間接補助)	500/市町村		1,000
合計				3,400

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

良好な広域景観を形成し、観光促進・地域振興を図る。

##### 【取組状況】

- ・日本風景街道に登録されている「新因幡ライン」(国道29号(鳥取市~兵庫県宍粟市)及び国道482号(八頭町・若桜町内))沿線では、民間団体を中心に沿道緑化等の景観づくりやイベント実施による地域活性化に取り組まれている。一方で、景観上好ましくない屋外広告物や道路工作物等が数多く存在している。
- ・令和2年度、八頭町及び若桜町では、沿線の景観の改善、展望地・滞留拠点(道の駅等)の整備、景観資源の保全等を内容とする「新因幡ライン景観形成行動計画」の策定が進められており、令和3年度から計画に沿った取組を実施する予定とされている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	30,482	55,414	△24,932	1,781			28,701	
トータルコスト	39,195千円 (前年度 64,071千円) [正職員: 1.1人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務、応急危険度判定士関係事務、耐震化支援環境整備事務、耐震化促進計画関係事務、津波対策支援事業 等							
工程表の政策目標(指標)	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修まで所要の費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

**2 主な事業内容**

(1) 震災に強いまちづくり促進事業

昭和56年5月31日以前(戸建住宅は平成12年5月31日以前)に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修の費用の一部、道沿いの危険なブロック塀等の撤去・改修にかかる費用の一部を助成する。

(単位: 千円)

区分	内 容							予算額	
戸建住宅	補助対象	補助率	負担割合				補助上限	13,038	
			国	県	市町村	所有者			
	診断(所有者負担無)	10/10	1/2	1/4	1/4	-	134		
	診断(所有者負担有)	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	134		
	総合支援メニュー	改修設計	1/2	-	1/4	1/4	1/2		120
		耐震改修	4/5	2/5	1/5	1/5	1/5		1,000
	耐震改修		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%		1,000
	除却		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%		822
	耐震シェルター		23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%		822
	非構造部材対策	避難所等	1/3	1/6	1/12	1/12	2/3		900
	避難所以外	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	600		
	【拡充】屋根瓦耐震対策	1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	300		
一般建築物	補助対象	補助率	負担割合				補助上限	5,535	
			国	県	市町村	所有者			
	耐震診断・改修設計	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	なし※		
	耐震改修・建替・除却	23%	11.5%	5.75%	5.75%	77%	なし※		
※補助上限がない場合でも、別途国による面積/m当たり単価の上限あり									
ブロック塀	補助対象	補助率	負担割合				上限	5,000	
			国	県	市町村	所有者			
	診断	診断義務付け	10/10	1/2	1/4	1/4	-		あり※
	除却	診断義務付け	2/5	2/5	1/5	1/5	1/5		400
		避難路沿い	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3		300
		不特定の者が通行	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3		150
	改修	診断義務付け	2/5	1/5	1/10	1/10	1/5		250
		避難路沿い	1/3	1/6	1/12	1/12	2/3		200
	不特定の者が通行	1/3	1/6	1/12	1/12	2/3	100		
※48+0.2L千円 (Lはブロックの長さ)									
標準事務費	消耗品費(40千円)、印刷製本費(207千円)							247	
合計							23,820		

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業 (3,000 千円)

がけ地に近接する危険住宅の除却費及び移転先の住宅の建設又は購入費等に係る借入金に対する利子補給に係る費用の一部を助成する。

[補助率] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

[限度額] 住宅除却：975 千円/戸

建物建設費等：4,650 千円/戸

土地取得費：2,060 千円/戸

敷地造成費：608 千円/戸

(3) 耐震化支援環境整備事業

(単位：千円)

区分	内容	予算額
木造住宅耐震化勉強会 開催事業	建築物の設計者等に対して耐震化に関する知識を普及するための講習会の開催経費を補助する。	400
木造住宅耐震化考査	県が登録する木造住宅耐震化業者登録のための考査を実施し、住宅耐震化の支援体制整備を図る。	550
低コスト講習会開催事業	県内設計者・施工者に対する低コスト工法の講習会を開催する。	335
耐震化対策地区別勉強会	補強設計・耐震工事に取り組む設計者・施工者を対象として、小人数の地区別勉強会の開催経費を補助する。	405
合計		1,690

(4) 応急危険度判定士育成事業

(単位：千円)

区分	内容	予算額
応急危険度判定士 養成講習会	認定希望の建築士を対象とした講習会、既認定判定士の判定技術維持のための講習会を実施する。	1,372
判定実地訓練事業	震災時に円滑な応急危険度判定が行われるよう、解体中の建物を利用した実施訓練を実施する。	500
合計		1,872

(5) 津波避難施設整備促進 (100 千円)

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援するための基金造成に係る事務を行う。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

<震災に強いまちづくり促進事業>

令和 7 年度末耐震化目標値

・住宅耐震化率（耐震住宅数/住宅総数）92.0%（令和 2 年度末見込 84.9%）

・耐震診断義務付建築物（※）耐震改修完了 23 施設（令和 3 年 1 月現在 19 施設）

※病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物（3 階以上かつ 5,000 m<sup>2</sup>以上等）で、耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた建築物。（県内 27 施設）

<応急危険度判定士育成事業>

令和 3 年度末判定士登録目標数 1,100 人（令和 3 年 1 月現在 1,070 人）

#### 【取組状況・改善点】

・令和元年度の住宅耐震化助成の実績は、耐震改修が 39 件で前年度から 3 件増え、過去最高となった。

・瓦の耐震対策は補助対象を耐震性のある住宅の屋根を軽量化するものに限っていたが、令和 3 年度から耐震性がない住宅でも土葺き瓦屋根の改修は対象に加え、耐震改修助成との併用を認めるよう緩和するとともに、瓦屋根ガイドライン工法の普及により屋根の耐風性能の向上を図る。

・令和 2 年度から鳥取県建築士事務所協会の協力を得て、住宅の耐震診断結果に加え、より安価な耐震改修工法による概算工事費や補助制度の説明を所有者に行うことにより、耐震診断から耐震改修工事につながるような取組を進めている。

・住宅耐震化助成を利用しやすくするため、代理受領制度の導入を市町村に働きかけている。

※代理受領制度は、施工業者が申請者に代わって補助金を受け取ることができる制度で、申請者は工事費全額ではなく補助金分を差し引いた額だけ施工業者に支払えばよいので、負担が軽減される。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
吹付アスベスト撤去等 支援事業	19,425	29,960	△10,535				19,425	
トータルコスト	22,593千円 (前年度 33,108千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

吹付アスベストの除却工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
アスベスト 撤去支援 事業補助金	<p>[補助対象者] 民間建築物の所有者 (市町村への間接補助)</p> <p>[補助対象建築物] 吹付アスベスト等が施工されている建築物 (除去等について他の補助金を受けてないもの)</p> <p>[補助対象経費] 吹付アスベスト等の除却、封じ込め、囲い込み及び建築物除却の費用</p> <p>[負担割合] 国 1/3、県 1/4、市町村 1/12、事業費 1/3</p> <p>[限度額] 20,000千円以内で市町村が定める額/件</p>	19,425

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

民間建築物に使用されている吹付アスベストの撤去等対策の推進

【取組状況・改善点】

- 平成30年度に県、19市町村及び関係機関による鳥取県建築物安全安心推進協議会を設置し、建築物のアスベスト調査・除却、耐震化、バリアフリー化の推進に取り組んでいる。  
 <参考>吹付アスベストの除却等の助成実績 (平成18年度～令和2年度12月末) 89件
- 建築物の所有者が吹付アスベストの有無を把握していない建築物も多いため、アスベストが使用されている可能性のある延べ面積300m<sup>2</sup>以上の建築物の台帳を作成し、4市と連携して所有者にアスベストの有無を調査するよう働きかけるとともに、補助制度の活用を推進している。



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

#### 4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	23,008	13,875	9,133				23,008	
トータルコスト	27,761千円 (前年度 18,597千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	補助事業の地方機関との調整、制度設計及び周知、補助事業の国機関との調整、国庫補助申請等、補助金事務指導、福祉のまちづくり条例に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

民間建築物のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー整備に係る経費について市町村との協調支援を行う。また、鳥取県福祉のまちづくり条例の改正時期を迎えることから、改正に向けた検討を行う。

##### 2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
鳥取県福祉のまちづくり推進事業	○バリアフリー環境整備を行う民間の特定建築物及び特別特定建築物に助成する。(市町村への間接補助) ・特別特定建築物の改修 [補助率]2/3 (県 1/3、市町村 1/3) 所有者 1/3 ・特定建築物の新築・改修、特別特定建築物の新築 [補助率]1/2 (県 1/4、市町村 1/4) 所有者 1/2	21,730
鳥取県バリアフリー環境整備促進事業	○バリアフリー法第17条に基づく認定特定建築物(商業系を除く)の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための誘導的な基準を満たすバリアフリー整備に対して助成する。(市町村への間接補助) [補助率]1/6 (国 1/3、県 1/6、市町村 1/6) 所有者 1/3	500
鳥取県福祉のまちづくり条例の改正に係る検討	○鳥取県福祉のまちづくり条例の改正にあたり、施設関係者や建築団体及び障がい者関連団体、学識経験者等で構成する検討委員会を開催する。	778
合計		23,008

##### ◎特定建築物

バリアフリー法施行令第4条に掲げる建築物で、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等多数の者が利用する建築物

##### ◎特別特定建築物

バリアフリー法施行令第5条に掲げる建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物

##### ◎認定特定建築物

建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けた特定建築物

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

誰もが安心して利用できる民間建築物を整備する。

###### 【取組状況・改善点】

- ・「全国障がい者芸術・文化祭」の開催(平成26年度)や、東京パラリンピックのキャンプ地誘致に向け、県外客等の利用が想定される既存施設に対する支援を拡充した。
- ・平成29年度は、大型施設等の複数年度にわたる改修に対応できるよう制度を見直すとともに、新築時の車いす使用者用駐車場の整備を補助対象に追加した。
- ・令和2年12月時点で4市・10町が補助制度を設けており、引き続き残り5町村への制度創設を働きかけている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7371）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能継承普及支援事業	3,500	3,500	0	1,575			1,925	
トータルコスト	4,292千円（前年度 4,287千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

木造建築に携わる建築大工、左官、板金、木製建具及び畳技能士の伝統建築技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会参加、普及啓発活動及び研究活動を支援する。

### 2 主な事業内容

<基本助成>

補助対象項目	補助率
○技術研修等事業 技能士試験・競技大会等を目的とした技術研修会の開催又は参加	1/2
○競技大会事業（※） 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催	1/2

<追加助成>（基本助成の対象事業に加えて、以下の事業を実施する場合に支援を行う。）

補助対象項目	補助率
○普及啓発活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催等の経費	2/3 (材料費10/10)
○研究活動事業（※） 伝統技能に関する研修、研究等事業	2/3

※県外研修は1団体20万円を上限とする。

[補助対象者]

（一社）鳥取県建築技能近代化協会、鳥取県左官業協同組合、鳥取県板金工業組合、鳥取県建具組合連合会、鳥取県畳振興協同組合

### 3 これまでの取組状況、改善点

#### 【事業目標】

建築技能士団体が実施する研修・競技大会及び技能継承普及活動等に助成を行い、技能の向上及び継承を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士の伝統技能の継承を推進するため、研修会等の開催に要する費用を助成してきた。また、鋳絵（こてえ）・なまこ壁の技能の継承に加え、情報発信に係る取組にも支援を行っている。
- ・本県から技能五輪の受賞者が出るなど、大工、左官等の伝統技能継承者の育成に寄与している。
- ・伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、後継者不足が懸念されていることから継続的な支援が必要である。
- ・未来を担う子どもたちに伝統技能に触れてもらうため、伝統木造の技術を用いた「木のジャングルジム」の制作・学校への貸出しや木工教室の開催（令和2年度はコロナ禍により木工キットの贈呈）などの活動に支援し、伝統技能の普及につながっている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7391）

#### 4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
建築・宅地建物取引業者指導費	3,549	3,473	76	59		(手数料) 3,490		
トータルコスト	81,967千円（前年度 81,386千円） [正職員：9.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
建築基準法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築審査会等に要する経費</li> <li>・ 全国建築審査会長協議会などへの参加費</li> <li>・ 建築行政共用データベースシステム使用料</li> <li>・ 全国建築審査会協議会負担金</li> <li>・ 日本建築行政会議負担金</li> <li>・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金</li> </ul>	2,512
建築士法に関する事務	建築士審査会に要する経費	132
宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士資格登録等に関する業務	宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料	523
宅地建物取引士証の交付等に関する業務	宅地建物取引士証交付申請事務委託料	360
宅地建物取引業法主管者協議会への参加	宅地建物取引業法主管者協議会負担金	22
合計		3,549

#### 〈主な関連法令〉

- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建築物耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 都市の低炭素化促進に関する法律（低炭素法）
- ・ 長期優良住宅の普及促進に関する法律
- ・ 宅地建物取引業法

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課(内線:7363)

1目 都市計画総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	631	608	23			(手数料) 631		
トータルコスト	6,968千円(前年度 6,904千円) [正職員:0.8人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 都市計画法に基づき、開発行為の審査など民間開発事業の指導を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 開発審査会を開催し、都市計画区域内の開発行為について審査を行う。</p>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	(債務負担行為) 75,332 402,696	(債務負担行為) 22,037 440,369	(債務負担行為) 53,295 △37,673			(債務負担行為) 75,332 (使用料) 400,191 (雑入) 2,505 402,696		
トータルコスト	506,483千円 (前年度 543,307千円) [正職員: 10.6人、会計年度任用職員: 7人]							
主な業務内容	入居者募集・決定・相談対応等、家賃滞納等法的処置、修繕・財産管理、補助金等業務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅 94 団地 3,828 戸 (令和3年4月1日見込) を適正に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等を行う。

区分	団地数	戸数	備考
鳥取県住宅供給公社管理代行	62	3,307	
市町管理代行	32	521	11市町が管理
計	94	3,828	

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	内容	予算額
市町への管理委託	○公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務及び家賃徴収事務を市町へ委託する。	23,613
家賃・駐車場使用料の徴収事務	○家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託及び県営住宅管理システムの改修を行う。[債務負担行為]4,420千円 (令和4～7年度) ○過年度分未収家賃等の回収強化のため債権回収専門員を配置し、未納家賃及び損害賠償金の回収を促進する。 ○家賃納付指導員による納付指導を徹底し、長期滞納を抑止する。 ○長期・高額滞納者への法的措置 (住宅明渡し等請求訴訟) を実施する。	12,057
県営住宅施設の維持修繕等	○県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。[債務負担行為] 70,912千円 (令和4～5年度)	250,356
県営住宅の維持管理に必要な負担金等	○国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金 ○火災共済保険料 ○県営住宅整備事業に伴う移転料	88,926
住宅管理人に係る経費	○県営住宅等の管理に関する事務の補佐をしていただくため、入居者の中から住宅管理人を選任する。	12,303
水道料金使用料等徴収事務	○水道局による直接検針、徴収が行われていない県営住宅において、水道料金等徴収業務の外部委託を行う。	12,721
空き住戸を活用したコミュニティ活性化事業	○県営住宅目的外使用指針に基づき、入居者の見守り、生活支援や団地コミュニティの活性化等の活動を行う法人に対し、空き住戸を有償で提供し、単身高齢者世帯等の見守り等を委託する。	2,720
合計		402,696

3 事業目標、取組状況、改善点

【事業目標】

早期に家賃等の納付指導を行うことにより、収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

【取組状況・改善点】

- ・県営住宅の適正な維持管理のため、納付指導員による滞納家賃等の納付指導、維持管理に必要な定期点検等の委託や入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等を行っている。
- ・平成30年度から債権回収専門員を配置し、債権回収体制を強化したことにより、平成30年度以降、明渡し訴訟に至る家賃滞納案件がなくなり、慢性的な滞納者が順調に支払うようになった。
- ・令和2年度は、県営住宅永江団地 (米子市) において社会福祉法人と協定を締結し、目的外使用制度を活用し、法人が空き住戸で小規模多機能型居宅介護事務所を運営しながら、団地内の高齢者の見守り、生活相談や緊急通報の受信対応を行っている。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7399）

1 目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	197,865	197,216 <small>（債務負担行為 5,595）</small>	649 <small>（債務負担行為 △5,595）</small>			(使用料) 197,865		
トータルコスト	198,657 千円（前年度 198,003 千円）[正職員：0.1 人]							
主な業務内容	業務調整、支払事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県営住宅の効率的な管理体制構築を図るため、県が管理する 62 団地 3,307 戸（令和3年4月1日見込）について、鳥取県住宅供給公社に住宅管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務</p> <p>○委託先・委託料等  <small>〔委託先〕</small> 鳥取県住宅供給公社  <small>〔委託期間〕</small> 5年間（令和元年度～令和5年度）  <small>〔委託料総額〕</small> 986,811 千円</p>								
鳥取県住宅供給公社運営費	635	638	△3				635	
トータルコスト	1,427 千円（前年度 1,425 千円）[正職員：0.1 人]							
主な業務内容	公社との連絡調整等に関する事、負担金の支払い等に関する事							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済費の県負担金。								
住まいまちづくり課管理運営事業	20,301	23,428	△3,127				20,301	
トータルコスト	21,093 千円（前年度 24,215 千円）[正職員：0.1 人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
住まいまちづくり課内・各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する経費。								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営住宅上栗島 団地建替事業	(債務負担行為 2,924) 6,822	0	(債務負担行為 2,924) 6,822	(債務負担行為 1,315) 3,069	(債務負担行為 1,000 <3,000> 3,000		(債務負担行為 609) 753	県費負担 3,753
トータルコスト	7,614千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基本計画策定、導入可能性調査							
工程表の政策目標(指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>老朽化が進んでいる上栗島団地（4棟48戸）、富益団地（22棟88戸）について集約を行い、上栗島団地（2棟60戸）として、PFI手法を前提とした建替を検討する。令和3年度から基本計画策定及び導入可能性調査を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>米子市にある県営住宅上栗島団地において、PFI手法による建替に関する基本計画策定及び導入可能性調査に令和3年度から着手する。</p> <p>(1) PFI手法による基本計画策定、導入可能性調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸の規模・仕様、配置計画及び平面計画の作成</li> <li>・余剰地の活用や併設する福祉施設の併設検討</li> </ul> </li> <li>○導入可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法の検討</li> <li>・事業者の参入意向の把握</li> <li>・費用軽減効果の検証によりPFI手法の実現可能性を調査</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 建替概要</p> <p>[事業実施期間] 令和3年度～令和11年度（設計・工事は令和7年度から着手予定）</p> <p>[建替戸数] 2棟60戸</p> <p>[概算事業費] 約11.6億円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p><b>【事業目標】</b></p> <p>必要な県営住宅の管理戸数を維持するため、PFI手法を活用し建替を行い、適正な型別供給、住戸面積の検討及び余剰地の有効活用を図る。</p> <p><b>【取組状況・改善点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約建替により生み出される余剰地活用などに民間のノウハウを導入し、事業費の削減及び団地、棟数の削減による維持管理コスト縮減に取り組む。</li> <li>・2080年の生活困窮世帯数の推計をもとに、最低限継続管理が必要な県営住宅の管理戸数を算出し、長寿命化改善ではライフサイクルコストの縮減効果が得られない県営住宅は、耐用年限を迎える前に前倒しで建替を行うことにより事業費の圧縮及び平準化を図る。</li> </ul>								

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 公営住宅整備事業 (IoTによる高齢者見守り・緊急通報モデル事業)	6,826	0	6,826	3,071			3,755	
トータルコスト	7,618千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	高齢者見守り・緊急通報システムの開発、貸与							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>県営住宅では65歳以上の単身高齢者世帯が増加していることから、住戸内における高齢者の急な体調異変を察知するため、IoT（※）を活用した高齢者見守り・緊急通報システム（以下「見守りシステム」とする。）を開発し、県営住宅永江団地においてモデル的に運用する。</p> <p>※IoT：様々な物をインターネットにつなげる技術。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
区 分	内 容						予算額	
見守りシステムの開発	見守りシステム構築のためのソフト及びクラウドの開発をする。						4,730	
見守りシステムの導入	モデル的に導入する単身高齢者世帯への機器設置費を負担する。 ※月額使用料（600円程度を想定）は入居者負担。						2,096	
合計						6,826		
<参考>								
<b>【高齢者見守り・緊急通報システム】</b>								
単身高齢者世帯に人感センサー付き専用端末を設置し、入居者にウェアラブル端末（装着又は着用することができる情報端末）を装着してもらい、異変を感知すると端末から配信されるメールを受信した敷地内の社会福祉法人の職員が安否確認を行う。								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<b>【事業目標】</b>								
緊急時に自動で通報する見守りシステムを開発し、単身高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。								
<b>【取組状況・改善点】</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営住宅入居世帯のうち、令和2年度時点で28%が65歳以上の単身高齢者世帯となっており、令和元年度には11件の孤独死が発生しているため、見守りシステムを開発し、令和3年4月より県営住宅永江団地に入居している単身高齢者を対象にモデル的に導入する。</li> <li>・ 米子市永江地区で進められているフレイル（虚弱）予防のデータと連携することにより、健康管理、フレイル改善度の予測などにも活用することを検討している。</li> </ul>								



令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
6項 住宅費  
2目 住宅建設費

住まいまちづくり課（内線：7412）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	(債務負担行為) 341,304	(債務負担行為) 143,320	(債務負担行為) 197,984	(債務負担行為) 149,266	(債務負担行為) 182,000 <494,000>		(債務負担行為) 10,038	県費負担 503,767
	880,201	847,603	32,598	376,434	494,000		9,767	
トータルコスト	931,590千円（前年度 898,532千円）[正職員：4.7人、会計年度任用職員：5人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務 等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され、老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち、全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から、順次長寿命化を図ることとし、全面的改善工事を実施する。

また、全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の改修を実施する。

2 主な事業内容

(1) 公営住宅整備事業（809,287千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	全面的改善（3期）工事
河北	倉吉市福庭町	鉄筋コンクリート造・4階・32戸	全面的改善（1期）工事 全面的改善（2期）設計
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（6期）工事
上福原第1	米子市上福原	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）工事 エコ改善（2期）設計
材木町	鳥取市材木町	鉄筋コンクリート造・5階・20戸	エコ改善（1期）設計

(2) 大規模改修事業（120,446千円）

- ・外壁改修、バルコニー防水工事（東町団地 1棟）
- ・外壁改修工事（清谷団地 1棟）
- ・外壁、屋根断熱改修（浜坂第2団地他 計3団地・4棟）
- ・集会所バリアフリー改修（福守第1団地他 計2団地・2棟）
- ・設備改修（東町団地他 計2団地・2棟）
- ・省エネ改修（東浜団地他 計2団地・8棟）

(3) その他（協議会負担金等）（468千円）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

鳥取県地域住宅計画に基づき、整備・改修事業を計画的に実施する。

【取組状況・改善点】

- ・平成29年度に鳥取県公営住宅長寿命化計画を改定し、計画に沿った整備・改修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と整備事業の平準化に取り組んでいる。
- ・令和2年度は、事業担当者で協議し、今後の全面的改善やエコ改善のスケジュールを立て、効率的に実施できるように調整を行った。

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7371)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	158,041	160,040	△1,999			(寄附金) 54,602 (財産収入) 3,439 58,041	100,000	
トータルコスト	158,833千円 (前年度 161,498千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	予算執行事務 (市町村拠出金の受入、基金積立、債券購入、利息収入)							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b> 鳥取県被災者住宅再建等支援条例 (平成13年鳥取県条例第40号) に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することにより被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。</p> <p>[令和3年度拠出額]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県拠出額 100,000千円 ※早期に積み戻すため、2億円/年のペースで拠出する。</li> <li>・ 市町村拠出額 54,602千円 ※市町村は状況に応じ、2億円/年又は1億円/年のペースで拠出する。</li> <li>・ 基金運用利息 3,439千円</li> </ul>                     合計 158,041千円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>  <b>【事業目標】</b>                      県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。(目標積立額 20億円)                      &lt;参考&gt; 令和2年度末基金残高見込 約 17.6億円  <b>【取組状況・改善点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度に、条例で目途としている積立額 20億円に到達した。平成25年度以降は、市町村と県による拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積立していた。</li> <li>・ 鳥取県中部地震 (平成28年10月) 及び台風18号 (平成29年9月) による住宅被害で支出したことにより、基金を約9億円取り崩したため、平成30年度から市町村と県による拠出を再開した。</li> <li>・ 令和5年度には再度基金の目標積立額 20億円に到達する見込みのため、令和3年度から積立目標額の見直しを検討する。</li> </ul> </p>								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7398)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	37,769	3,776	33,993	1,683			36,086	
トータルコスト	42,522千円(前年度7,711千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	技術研修資料作成、研修開催、広報物作成、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	とっとり健康省エネ住宅性能基準を満たす住宅を普及し、健康で快適、かつ環境にやさしい住まいづくりを推進し、良質な住宅ストックの形成を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される高性能省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。

2 主な事業内容

とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、基準に適合する新築住宅の認定及び助成、消費者向けの広報・普及啓発及び技術者の養成を行うほか、国のグリーン住宅ポイントの対象となる住宅に対し助成を行う。また、既存住宅の改修及び賃貸住宅の断熱化モデルを検討し、普及啓発を図る。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
【新規】とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業	○国のグリーン住宅ポイントを活用して省エネ住宅を新築する施主に対し、県独自に上乗せ助成を行うことで、健康省エネ住宅の普及を行うとともに、本県への移住等の促進を図る。 ・県内工務店が県産材を活用して新築する木造戸建て住宅(令和3年10月末までに契約した住宅が対象)に対し、県産材10m3以上使用する場合は20万円/戸、さらに健康省エネ住宅とする場合は20万円/戸、最大40万円/戸を助成する。 ・施主には補助金に加え、グリーン住宅ポイントが最大100万Pt付与される。	34,000
【新規】既存住宅の断熱改修の普及	○家庭部門のCO2排出量を減らすため既存住宅の断熱改修の普及啓発を行う。 ・既存住宅の断熱改修パターンごとに工事費、冷暖房費の削減効果を試算し、健康への効果や国等の支援制度と合わせてパンフレット等を作成する。	1,072
【新規】賃貸住宅における断熱化の推進	○高断熱化の事業モデルを示すことにより賃貸住宅の省エネ化を推進する。 ・新築における賃貸住宅の断熱工事費と家賃・光熱費を試算し、高断熱賃貸住宅の事業モデルを作成した上で、不動産事業者等に健康への効果や国等の支援制度と合わせて広くホームページ等で示す。 ・不動産事業者向けの説明会等を開催し事業化を啓発する。	586
設計事務所・工務店の研修等	○健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。 ・技術研修(集会形式とeラーニング形式(録画を配信))を開催する。 ・技術研修を修了し、審査に合格した者を技術者として登録する。	1,189
普及・情報発信等	○健康省エネ住宅居住者にモニターアンケートを実施、効果を検証し、その結果をもとに消費者向けの広報・啓発を行う。	895
認定住宅への助成事業(再掲)	○とっとり健康省エネ住宅の認定を受けた住宅に対し、適合する基準に応じて最大50万円を「とっとり住まいる支援事業」の助成金に上乗せして交付する。	(16,693)
標準事務費	基準に適合する住宅の認証に係る事務費	27
合計		37,769

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新築木造戸建て住宅に対する健康省エネ住宅の割合:30%(2025年)、50%(2030年)

【取組状況、改善点】

- ・令和2年7月からとっとり健康省エネ住宅の認定及び助成を開始し、令和2年12月末時点での認定申請件数は52件となっている。[申請内訳]東部20件、中部13件、西部19件 合計52件
- ・とっとり住まいる支援事業の申請件数のうち、14%が健康省エネ住宅の助成を活用している。
- ・令和3年度から住宅の省エネ計算(建築物のエネルギー性能を表す計算)の経験がない工務店等を県がサポートし、住宅の省エネ化を推進していく。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	361,000	375,047	△14,047	44,362			316,638	
トータルコスト	372,882千円(前年度 386,852千円) [正職員:1.5人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等、関係機関との連絡調整及び制度広報等、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策目標(指標)	在来軸組工法による木造住宅着工割合73% 県内建設業者の施工による木造住宅建設を推進することにより、県産材の活用や伝統技術を普及していくとともに、木造住宅の品質や技術力の向上、大工等の技術後継者育成を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

- (1) 住宅の新築に対する支援(336,740千円、最大100万円/戸(とっとり健康省エネ住宅を除く))
- ・県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。
  - ・木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を行う。
  - ・とっとり健康省エネ住宅の認証を受けた住宅への支援に、最大50万円/戸を上乗せして助成する。

(単位:千円)

区分	支援内容	交付決定見込額										
県産材活用(基本助成)	県産材10m3以上使用する場合、定額15万円の支援を行う。	105,000										
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。												
県産規格材活用	構造材、下地材の県産規格材使用量1m3につき1万円の支援を行う。ただし、使用量に応じた上限額は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用量</td> <td>1~14m3</td> <td>15~19m3</td> <td>20~24m3</td> <td>25m3~</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	使用量	1~14m3	15~19m3	20~24m3	25m3~	上限額	10万円	15万円	20万円	25万円	71,400
使用量	1~14m3	15~19m3	20~24m3	25m3~								
上限額	10万円	15万円	20万円	25万円								
県産機械等級区分構造材	県産規格材かつ機械等級区分による構造材を使用する場合、1m3につき2万円の支援を行う。ただし、20万円を上限とする。	52,150										
県産内装材等	県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円/戸、県産材を内外装仕上げ材、木扉に使用する場合1m2につき2千円の支援を行う。ただし、15万円を上限とする。	5,070										
伝統技能活用	活用する伝統技術が4ポイント以上の場合に20万円の支援を行う。 4ポイント: 木材手刻み加工 2ポイント: 下見板張り、瓦葺き(平板瓦を含む。) 1~2ポイント: 左官仕上げ、木製建具、構造材現し 1ポイント: 畳	22,400										
子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	60,200										
三世同居等世帯	子育て世帯等かつ新たに三世同居等を行う世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	8,400										
とっとり健康省エネ住宅	とっとり健康省エネ住宅の認証を受けた住宅に支援を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基準</td> <td>T-G1 CO2 30%削減</td> <td>T-G2 CO2 50%削減</td> <td>T-G3 CO2 70%削減</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>10万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※国の省エネ基準による住宅と比較して削減可能なCO2の目安	基準	T-G1 CO2 30%削減	T-G2 CO2 50%削減	T-G3 CO2 70%削減	定額	10万円	30万円	50万円	17,220		
基準	T-G1 CO2 30%削減	T-G2 CO2 50%削減	T-G3 CO2 70%削減									
定額	10万円	30万円	50万円									

○令和3年度交付決定見込額:341,840千円、うち令和3年度中完成分215,400千円

(2) 住宅の改修等に対する支援 (20,260 千円)

県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。

(単位：千円)

区分	支援内容	交付決定見込額
県産材活用 (基本助成)	県産構造材、下地材で0.3m <sup>3</sup> 以上使用する場合、1m <sup>3</sup> につき2万円、県産材を内外装仕上げ材、木塀に使用する場合、1m <sup>2</sup> につき2千円の支援を行う。ただし、25万円を上限とする。	9,310
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乘せ支援を行う。		
伝統技能活用	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸(大工技能/左官技能/建具技能)の支援を行う。	5,850
子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	3,900
三世帯同居等 世帯	新たに三世帯同居等を行う子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	1,200

○令和3年度交付決定見込額：20,260千円、うち令和3年度中完成分15,600千円

(3) 令和2年度に交付決定済で令和3年度に支払を行うもの (126,000 千円)

(4) 工務店等に対する支援 (4,000 千円 [補助率] 1/2 (上限 20 万円))

建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し、住宅見学会(リモート見学会含む。)等において県産材を活用した住宅の良さ等の普及など県の施策等の広報を行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

- ・県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を50%まで引上げる。
- ・県内木造住宅の品質向上を図る。

#### 【取組状況、改善点】

- ・工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により本制度の周知が進んだことや使いやすい制度に見直した結果、県内新築木造戸建住宅の約半分で活用され、県産材の需要拡大につながっている。

〈新築交付決定数 (H27～H29 は県産材 10m<sup>3</sup> 以上利用する件数) 〉

H27：624件、H28：738件、H29：733件、H30：850件、R1：719件、R2：700件 (※)

※R2は見込み数値、工程表目標数値は600件

- ・木造住宅の品質向上を図るため、令和2年度に強度性能、乾燥が担保された県産機械等級区分構造材への助成を新設した結果、新築申請の約半分で活用され、県産材及び木造住宅の品質向上に寄与した。また、新たに2社が県産機械等級区分構造材の生産体制の強化につながった。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	2,500	2,500	0	1,125			1,375	
トータルコスト	3,292千円（前年度 3,287千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発することにより、県民の住生活の向上や地域住宅産業の振興・育成を図ることを目的として、木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う活動を支援する。

### 2 主な事業内容

木造住宅及び伝統技術の魅力に関する普及啓発、施工技術向上に関する研修及び県民向けの情報発信を目的とした活動に要する経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区分	内容	補助率	予算額
【拡充】普及活動助成	県産材を使用した住宅の事例・模型等の展示、無料住宅相談会、伝統技術の体験型イベント、コロナ対策を盛り込んだ木造住宅普及活動に補助する。	1/2	2,200
技術研修費助成	県産材の効果的な活用手法、「とっとり健康省エネ住宅」など高断熱住宅の施工に係る技術研修及び情報発信に要する経費を補助する。		300
合計			2,500

[補助対象事業者] （一社）鳥取県木造住宅推進協議会

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業	1,000	1,000	0	450			550	
トータルコスト	2,584千円（前年度 2,574千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助制度周知、補助金交付事務、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策目標(指標)	—							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用場を創出し、技能の継承とともに空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

#### 2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物（住宅を除く）の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

#### [補助要件]

- ・ 県内に主たる事務所を有する業者に所属する又は個人である一級又は二級の技能士（大工、左官、建具）が行う10万円以上の改修工事であること。
- ・ 改修部分の床面積が7m<sup>2</sup>以上の内部改修工事又は外部改修工事を、伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。（ただし、各要件に規定する面積の2倍以上を行う場合は1種で可）
- ・ 住宅に付属する土蔵及び錨絵（こてえ）に限り住宅を補助対象とする。

[補助率]1/2 [補助上限額]500千円

[補助対象項目及び補助基準額]

区分	要件	補助単価 (m <sup>2</sup> あたり)
大工技能（室内造作）	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上仕上げるもの。	11千円
左官技能（漆喰）	小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上仕上げるもの。	13千円
建具技能	県内の建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3m <sup>2</sup> 以上使用するもの。	19千円
大工技能（外壁・羽目板）	県産材を使用して見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上見板張りとしたもの。	13千円
左官技能（外壁・漆喰等）	小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上仕上げるもの。	13千円
左官技能（塀・漆喰等）	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上仕上げるもの。	12千円
左官技能（なまこ壁）	見付け面積で7m <sup>2</sup> 以上仕上げるもの。	30千円
左官技能（錨絵）	0.1m <sup>2</sup> 以上の施工面積のもの。	200千円

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

既存建物に伝統技能を活用し、職人技の継承や建物の魅力アップを図る。

##### 【取組状況・改善点】

業界等からの要望を取り入れ、技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の事業見直しを行っているが、利用件数が少ないため、技能士団体だけでなくホテル、旅館、飲食店等の事業者団体や商工会等を通じて事業者への周知を行う。

（実績）H27：2件 H28：0件 H29：0件 H30：1件 R1：1件

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7398)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県住生活基本計画改定事業	4,367	4,498	△131	2,183			2,184	
トータルコスト	7,535千円(前年度7,646千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	検討委員会資料作成、計画策定							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県住生活基本計画は、住生活基本法第17条に基づき、県民の住生活安定確保及び向上の促進に関する基本的な計画として平成18年度に策定し、5年ごとに見直しを行うこととしている。前回改定(平成28年度)から5年となる令和3年度に改定を行う。

(令和2年度「鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業」から事業名を変更)

2 主な事業内容

計画改定にあたり、見直しに必要なデータ収集分析等を委託するとともに、有識者による検討委員会を開催する。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
鳥取県住生活基本計画検討委員会の開催	○鳥取県住生活基本計画の見直しに係る内容の検討を行うため、住宅関係や福祉団体、学識経験者等で構成する検討委員会を開催する。 [開催回数] 4回	847
鳥取県住生活基本計画策定業務委託	○住生活基本計画の見直しに必要なデータの収集分析、計画版下作成に係る業務を委託する。 [事業期間] 令和2~3年度	3,520
合計		4,367



令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課(内線:7408)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
住宅セーフティネット支援事業	12,234	10,918	1,316	3,707		(受託収入) 250 (雑入) 3,022 3,272	5,255		
トータルコスト	14,610千円(前年度13,279千円) [正職員:0.3人]								
主な業務内容	補助金事務、家賃債務保証事業、実施主体との調整、審査業務								
工程表の政策目標(指標)	鳥取県あんしん賃貸支援事業の相談業務において、これまで入居につながらなかった方が入居できる制度の検討を行う。								
事業内容の説明									
<b>1 事業の目的・概要</b>									
住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録及び登録住宅(セーフティネット住宅)の改修費及び家賃低廉化を助成する市町村に支援を行う。また、住宅確保要配慮者の住生活向上及び安定化等を確保するため、あんしん賃貸支援事業及び家賃債務保証事業を行う鳥取県居住支援協議会の活動に対して支援を行う。 住宅金融支援機構の融資を利用予定の住宅に係る、機構が定める融資基準の適合審査を受託して行う。 (令和2年度「住生活向上・安定化確保事業」から事業名を変更)									
<b>2 主な事業内容</b>									
(1) 住宅セーフティネット事業(11,984千円) (単位:千円)									
項目	内容			実施主体	予算額				
セーフティネット住宅改修費助成	○登録住宅の事業者(賃貸人)が行うバリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [上限] 1,000千円/戸(耐震等2,000千円/戸)			登録住宅の事業者(市町村間接補助)	500				
セーフティネット住宅家賃等の低廉化助成	○登録住宅に住宅確保要配慮者が入居する場合に家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助対象経費] 家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した費用 [家賃低廉化対象者] 扶養等控除後の月額所得158千円以下の世帯 [補助対象限度額] 家賃:40千円/月 家賃債務保証:60千円/年 合計:480千円/年 [補助期間] 10年間(最長20年) [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4			・家賃登録住宅の事業者(市町村間接補助) ・家賃債務保証国が登録する家賃債務保証業者(市町村間接補助)	1,824				
居住支援協議会活動支援事業	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] ・協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ・あんしん賃貸相談員に係る人件費及び旅費等 ・会議、セミナー等の開催に係る経費 ・普及啓発及び広報に係る経費 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5%			鳥取県居住支援協議会	8,143				
家賃債務保証事業	○既存の家賃債務保証制度を利用できない者に対し4市と連携し、本県独自の保証制度を実施する鳥取県居住支援協議会(鳥取県社会福祉協議会に委託)を支援する。 [制度概要] ・想定利用者数:55名 ・保証料:15,000円/2年 [保証限度額] 家賃5ヶ月分 [補助対象経費] ・家賃債務保証事務に要する事務費 ・補償金支払いに要する積立金 [負担割合] 県1/2、4市1/2			鳥取県居住支援協議会	1,517				
合計								11,984	

- (2) 住宅金融支援機構審査受託等事務費（250千円）  
住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準に係る審査を機構から受託する。

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

- ・県内のセーフティネット住宅の登録を推進する。  
目標登録戸数 1,000 戸（令和3年度末）
- ・住宅確保要配慮者の住宅確保が進むよう鳥取県居住支援協議会の活動を通じて、入居支援体制の充実を図る。

#### 【取組状況・改善点】

- ・セーフティネット住宅登録制度を開始した当初は登録手数料を徴収していたが、平成31年1月に手数料を廃止し、手続きも簡素化した。さらに令和元年度から、県が手続きの一部を代行することで、登録戸数が800戸（全国第18位、中四国第2位（令和3年1月現在））まで増加した。
- ・セーフティネット住宅に対する家賃低廉化助成制度の創設について、鳥取県居住支援協議会を通じて要請した結果、令和2年度から鳥取市に加えて倉吉市と南部町が事業に取り組んでいる。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源														
公的賃貸住宅供給促進事業	49,221	64,901	△15,680	24,610			24,611														
トータルコスト	51,597千円(前年度67,262千円) [正職員:0.3人]																				
主な業務内容	補助金申請の審査、認定事業者への管理等の指導、国費申請事務																				
工程表の政策目標(指標)	-																				
事業内容の説明																					
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県が供給計画を認定した「高齢者向け優良賃貸住宅」及び「地域優良賃貸住宅」を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。新規認定は既に終了しており、これまでに認定した住宅に対する補助を継続して行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象戸数           <table border="1"> <tr> <td>高齢者向け優良賃貸住宅</td> <td>2団地</td> <td>計129戸</td> </tr> <tr> <td>地域優良賃貸住宅</td> <td>1団地</td> <td>計3戸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3団地</td> <td>計132戸</td> </tr> </table> </li> <li>補助対象期間           <table border="1"> <tr> <td>高齢者向け優良賃貸住宅</td> <td>管理開始日から最長20年間(令和6年度で終了)</td> </tr> <tr> <td>地域優良賃貸住宅</td> <td>管理開始日から最長10年間(令和3年度で終了)</td> </tr> </table> </li> </ul>									高齢者向け優良賃貸住宅	2団地	計129戸	地域優良賃貸住宅	1団地	計3戸	合計	3団地	計132戸	高齢者向け優良賃貸住宅	管理開始日から最長20年間(令和6年度で終了)	地域優良賃貸住宅	管理開始日から最長10年間(令和3年度で終了)
高齢者向け優良賃貸住宅	2団地	計129戸																			
地域優良賃貸住宅	1団地	計3戸																			
合計	3団地	計132戸																			
高齢者向け優良賃貸住宅	管理開始日から最長20年間(令和6年度で終了)																				
地域優良賃貸住宅	管理開始日から最長10年間(令和3年度で終了)																				
住宅新築資金等貸付助成事業	14,613	20,339	△5,726	9,721			4,892														
トータルコスト	16,197千円(前年度21,913千円) [正職員:0.2人]																				
主な業務内容	補助金事務、協議、相談対応等、会議、研修会等、調査統計等																				
工程表の政策目標(指標)	-																				
事業内容の説明																					
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、地方債償還に係る利子負担及び償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>住宅新築資金等貸付金の回収業務に係る市町村の事務費の負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能となった債権及びその利子に対して助成を行う。</p>																					
(単位:千円)																					
区分	内容							予算額													
償還推進助成事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収業務に要する費用の財政負担の軽減(回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等)</li> <li>回収不能となった債権及びその利子の補填 [助成対象] 14市町(要件:償還未了、財政力指数0.8未満) [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4</li> </ul>							14,582													
償還推進指導費	市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催							31													
合計							14,613														
<p>※住宅新築資金等貸付事業</p> <p>歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境改善を図るため、その地域において宅地取得、住宅新築または住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。 (「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了しており、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)</p>																					

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7371)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
住宅貸付助成事業	1,254	2,876	△1,622			(貸付金元利収入) 1,254																		
トータルコスト	2,046千円(前年度 3,663千円) [正職員:0.1人]																							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																							
工程表の政策目標(指標)	-																							
事業内容の説明																								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和3年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。</p>																								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○個人住宅建設資金貸付事業(201千円)          県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。          (継続分のみ) 令和3年度予定残高:1,472千円、貸付件数:5件(令和9年度で終了)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付利率</th> <th>貸付限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者</td> <td style="text-align: center;">公庫基準金利 +0.5%</td> <td>建設:400万円 改良:200万円</td> <td>建設:20年以内 改良:10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業(1,053千円)          鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行う。          (継続分のみ) 令和3年度予定残高:2,289千円、貸付件数:8件(令和5年度で終了)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付利率</th> <th>貸付限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者</td> <td style="text-align: center;">2.1%</td> <td>建設:400万円 補修:200万円</td> <td>建設:20年以内 補修:10年以内</td> </tr> </tbody> </table>									貸付対象	貸付利率	貸付限度額	返済期間	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	建設:400万円 改良:200万円	建設:20年以内 改良:10年以内	貸付対象	貸付利率	貸付限度額	返済期間	公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者	2.1%	建設:400万円 補修:200万円	建設:20年以内 補修:10年以内
貸付対象	貸付利率	貸付限度額	返済期間																					
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	建設:400万円 改良:200万円	建設:20年以内 改良:10年以内																					
貸付対象	貸付利率	貸付限度額	返済期間																					
公庫等から住宅資金を借り受けた者であって住宅資金の不足する者	2.1%	建設:400万円 補修:200万円	建設:20年以内 補修:10年以内																					
[終了] 鳥取県応急仮設住宅供給体制等整備事業	0	671	△671																					
トータルコスト	0千円(前年度 1,574千円) [正職員:0人]																							
事業内容の説明																								
事業終了。																								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課(内線:7413)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
上・下水道広域化・共同化計画調整事業	28,613	28,687	△74	13,986			14,627	
トータルコスト	38,118千円(前年度38,131千円) [正職員:1.2人]							
主な業務内容	広域連携シミュレーションの委託、広域連携メニューの検討(県実施分)、広域化検討会の開催							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

上下水道事業は、人口減少による料金収入の減少、高度経済成長期に整備した施設・設備等の老朽化、技術職員の減少など、解決すべき課題が多い。

令和3年度は、「上下水道広域化・共同化検討会」を継続し、令和4年度に策定目標とする「水道広域化推進プラン(水道)」、「広域化・共同化計画(下水道)」及び「下水汚泥広域利活用構想(下水道)」に係る広域連携効果シミュレーションや計画案の策定等を実施する。

2 主な事業内容

(1) 広域連携効果シミュレーション業務の委託

(単位:千円)

区分	業務名	内容	予算額
水道	水道広域化推進プラン策定に係る業務	経営・事業統合、経営の一体化、施設統廃合などの広域連携検討メニューに係る効果を測定する。	13,365
下水道	広域化・共同化計画策定に係る業務(下水汚泥広域利活用構想を含む)	施設統廃合(汚水処理)、し尿・浄化槽汚泥等との連携など広域連携検討メニューに係る効果を測定する。	14,608
合計			27,973

(2) 先進事例勉強会 640千円

広域化計画等の策定に係るハード連携(広域化)のほか、ソフト連携(共同化)も含め、県内で主に想定される連携メニューに係る先進事例の勉強会を開催する。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

令和4年度までに広域化・共同化計画等を策定する。

【取組状況・改善点】

- 平成30年度から、県内の市町村等が参加する「上・下水道広域化・共同化検討会」を県内3流域別に設置し、上下水道等の施設・設備等の情報共有や若手職員によるワーキングの提案等も含めて、施設統廃合等の広域化及び一部事務の共同化について意見交換を継続している。
- 令和2年度から、自然体での将来推計や広域化の効果等を測定するシミュレーション等の業務を外部委託して実施している。

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
水道水源監視指導等事務費	851	800	51				851													
トータルコスト	6,396千円（前年度6,309千円） [正職員：0.7人]																			
主な業務内容	事業許可、水源等水道施設の監視指導、国庫補助事務等																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>市町村が行う水道施設整備事業について市町村へ指導・助言等を行うとともに、水道事業についての衛生管理指導や水道法に基づいた事務を行う。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業に係る衛生管理指導及び水道法に基づく事務</td> <td>市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続に関する事務及び水道施設の衛生指導等を行う。</td> <td style="text-align: center;">354</td> </tr> <tr> <td>水道水質検査方法の妥当性評価・精度管理</td> <td>厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。</td> <td style="text-align: center;">497</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">851</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	水道事業に係る衛生管理指導及び水道法に基づく事務	市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続に関する事務及び水道施設の衛生指導等を行う。	354	水道水質検査方法の妥当性評価・精度管理	厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。	497	合 計		851
区 分	内 容	予算額																		
水道事業に係る衛生管理指導及び水道法に基づく事務	市町村等が行う水道事業に係る許認可等手続に関する事務及び水道施設の衛生指導等を行う。	354																		
水道水質検査方法の妥当性評価・精度管理	厚生労働省が示す「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、衛生環境研究所で実施する水質検査方法について妥当性評価を実施する。	497																		
合 計		851																		

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7870）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
”ラムサール条約登録湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	（債務負担行為） 1,300 8,743	13,250	（債務負担行為） 1,300 △4,507			（基金繰入金） 1,250	（債務負担行為） 1,300 7,493	
トータルコスト	24,585千円（前年度28,990千円） [正職員：2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策目標（指標）	三大湖沼の浄化と利活用の推進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	細事業	内容					予算額	
調査研究	各種調査・研究（島根県との連携事業）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究を行う。					1,800	
	加茂川水質調査	中海に流入する河川（加茂川等）の流入負荷等を把握するため、水質調査を実施する。					1,423	
	ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	米子高専との共同研究により、ファインバブル技術を活用した中海の水質浄化実証試験を実施する。					2,000	
	中海の藻場生物調査	海藻の採取地点や付着生物の調査により、各地点の適正な採取量や付着生物の長期的変化を調査する。					500	
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。					170	
	中海湖沼環境モニター等	県民モニターが五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）により、湖沼環境を評価する。					200	
交流学習	こどもラムサール交流（島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこども達と他のラムサール条約登録湿地で活動するこども達との交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。					400	
	美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金（米子市との連携事業）	（公財）中海水鳥国際交流基金財団が行う環境教育に係る観察会や出張講座等に要する経費の一部を支援する。 [補助率] 県 1/2、米子市 1/2					1,250	
賢明な利用	中海利活用イベント（島根県との連携事業）	ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。					600	
	中海・宍道湖一斉清掃の開始式運営（島根県との連携事業）	中海・宍道湖一斉清掃の開始式を米子市で開催する。（令和3年度は本県が実施）					400	
合計						8,743		

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

水質目標 化学的酸素要求量(COD)：4.4等（令和5年度に達成）

#### 【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にある。引き続き各種モニタリングを継続しつつ、効果的な対策を講じていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県と連携して交流学習やワイズユースなどの取組を進めており、継続することにより次世代の人材育成等を進める。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	（債務負担行為） 4,734 21,625	14,508	（債務負担行為） 4,734 7,117			（基金繰入金） 885	（債務負担行為） 4,734 20,740	
トータルコスト	39,051千円（前年度31,822千円） [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発（イベント等）の各種業務							
工程表の政策目標（指標）	三大湖沼の浄化と利活用の推進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース（賢明な利用）」を目的として、「湖山池将来ビジョン推進計画（平成24年度～令和3年度）」及び「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（平成28年度～令和7年度）」等に基づく各種施策を実施する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
	区 分	内 容					予算額	
湖山池	湖山池環境モニタリング委員会の運営（鳥取市との連携事業）	水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。					160 (240)	
	湖山池水質テレメータシステムの保守・管理	水質監視モニタリングシステムの保守・管理を委託する。					7,720	
	生態系モニタリング調査（鳥取市との連携事業）	汽水化による各種動植物等の影響や変化等について、追跡調査する。					634 (951)	
	魚斃死の監視及び回収	魚斃死に係る土日監視パトロール及び発生時の回収作業について、体制を整備する。					336	
	環境教育・イベント	湖山池情報プラザに野鳥観察会等、各種環境学習の実施を委託する。					385	
	【新規】水質予測計算	令和4年度に次期水質管理計画を策定するため、水質予測シミュレーションの実施を委託する。 〔債務負担行為〕4,734千円（令和4年度）					7,816 (11,724)	
東郷池	湖沼環境モニター（五感モニター）	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）により、湖沼環境を評価する。					100	
	愛らぶ東郷池イベント（湯梨浜町との連携事業）	東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。					500 (1,000)	
湖沼共通	湖沼のプランクトン調査（一部鳥取市との連携事業）	湖山池、東郷池において、プランクトンの状態を毎月調査する。					3,089 (3,971)	
	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	住民団体やNPO法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要な経費の一部を支援する。					885	
合 計						21,625 (27,312)		

※（ ）内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。

**3 事業目標・取組状況・改善点**

【事業目標】水質目標 化学的酸素要求量(COD)：湖山池 5.5（令和3年度に達成）  
東郷池 4.5（令和7年度に達成） 等

【取組状況・改善点】

- 湖山池は、平成24年3月の汽水化以降ヒシ・アオコ抑制による生活環境の改善（景観悪化や腐敗による悪臭の解消）など一定の成果を得ているが、塩分管理、淡水性動植物の保全等の対応が必要となっている。また、水質目標については、CODは達成(H29～R1)、全窒素、全リンは未達成で、水質改善に向けた各種取組を継続して実施する。
- 東郷池は、流域の生活排水対策がほぼ完了しているが水質目標は未達成なので、湯梨浜町と連携して、自然系負荷削減や生態系保全等に係る取組を継続して実施する。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7197)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業	(債務負担行為) 11,640 9,064	7,238	(債務負担行為) 11,640 1,826				(債務負担行為) 11,640 9,064	

トータルコスト 39,164千円 (前年度 37,144千円) [正職員: 3.8人]

主な業務内容 地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務

工程表の政策目標(指標) 「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき、地下水環境の保全と利活用を図る。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「水循環基本法」及び「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の趣旨を広く県民等へ周知し水環境の保全について普及啓発を図るとともに、地下水や水循環に関する各種モニタリングや調査研究を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
普及啓発事業	水循環基本法で定められている「水の日(毎年8月1日)」に合わせ、水資源や水環境に関するイベントの実施を委託するほか、出前学習等を実施する。	285
地下水研究プロジェクトの運営	大学等の研究者で構成する「鳥取県地下水研究プロジェクト」を開催し、モニタリングデータ等の評価を行う。	777
地下水モニタリング	地下水位、融雪量、河川流量等の測定装置を用いたモニタリング、データ収集及び測定装置の保守点検を行う。	3,254
	鳥取県の地下水について新たな知見を得るため、湧水の分析を行うとともに、河川流量の測定装置等を増設する。	4,748
合計		9,064

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地下水の枯渇や塩水化等が生じないように、継続して監視モニタリングを強化し適正に評価する。

【取組状況・改善点】

- ・県は地下水研究プロジェクトにより地下水流動解析等に取り組み、地下水採取事業者は地下水位モニタリング、涵養活動及び普及啓発等の取組を進めてきた。
- ・地下水流動解析等には、地盤・地質のボーリングデータや水位の実測データの蓄積が必要であり、可能な限りのデータを解析モデル等に組み入れ、解析を進めている。
- ・引き続き降水量、融雪、河川流量等の基礎的なデータを収集していく。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課(内線:7197)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水質汚濁防止対策費	45,712	45,370	342				45,712	
トータルコスト	81,357千円(前年度80,785千円) [正職員:4.5人]							
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査							
工程表の政策目標(指標)	公共用水域、事業場排水等の継続的な監視・測定・指導等を実施し、水環境を保全する							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)								
区 分	内 容							予算額
公共用水域等 水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。 (参考) 令和3年度公共用水域等測定地点数(予定)							45,712
	測定内容		測定地点数					
	公共用水域水質		172(うち県実施76)					
	地下水質		67(うち県実施27)					
事業場立入検査	特定事業場への立入検査及び排出水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。							
鉍山鉍害・土壌汚染防止事業	68,513	50,643	17,870	50,670			17,843	
トータルコスト	77,226千円(前年度59,300千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	国庫補助申請・報告、国との調整、町との調整、現場との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
旧岩美鉍山及び旧太宝(たほう)鉍山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉍害防止等を図る。								
<b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)								
区 分	内 容							予算額
旧岩美鉍山 鉍害防止事業	坑廃水の中和処理業務等を岩美町に委託する。また、中和処理過程で発生する澱物(無機性汚泥)を産業廃棄物として処理委託する。 [補助率] 国3/4、県1/4							67,610
旧太宝鉍山 鉍害防止事業	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。 ※総事業費の1%(義務者の行為に起因する汚染分)を同センターが負担し、99%(義務者の行為に起因しない汚染分)を国と県が負担する。 [負担割合] 国3/4、県1/4							783
土壌汚染防止 対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。							120
合 計							68,513	

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	31,897	31,781	116	38		153	31,706	
トータルコスト	33,481円（前年度33,355千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	指導・監督、連絡調整、交付金事務、周知説明、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	公共下水道、集落排水施設、浄化槽の整備等により、生活排水処理の普及、改善を図る。							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。  
また、合併処理浄化槽の設置推進、台帳整備及び浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

**2 主な事業内容**

(1) 個人設置型浄化槽への補助（31,388千円）

浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助する市町村に対し、費用の一部を補助する。  
(補助対象団体は、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。)

[補助対象経費] 国が定める設置基準額の40%

[国庫補助率] 13.3%（補助対象経費の1/3）

[県費補助率] 13.3% + 嵩上10%（上限）※嵩上は市町村が嵩上する場合の1/2

(2) 市町村設置型浄化槽への補助（132千円）

市町村が自ら浄化槽を設置する場合に、費用の一部を補助する。

[県補助額] 前年度事業費の5%

[補助上限] 事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額

(3) 浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等（377千円）

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」97.6%（令和8年度）

**【取組状況・改善点】**

- ・各市町村において、公共下水道、流域下水道、集落排水施設、浄化槽を整備地域の人口密度等を勘案して整備しており、令和元年度末の汚水処理人口普及率は94.8%となっている。
- ・各市町村において、浄化槽整備に係る補助制度の嵩上げや公共下水道料金と浄化槽での経費負担に不公平が生じない支援策を講じるとともに、本補助金の活用と併せて整備を進めている。

<合併浄化槽設置補助実績>

（単位：基）

種類	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績 (見込)	R3 見込
個人設置型	7市町 40	6市町 39	7市町 102	7市町 108	11市町 132
市町村設置型	—	1町 2	—	1町 1	1町 3

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
浄化槽適正管理推進事業	344	214	130				344													
トータルコスト	1,928千円（前年度1,788千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	関係団体との調整、台帳システム検討事務、浄化槽管理士研修事務、協議会事務																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>保守点検、法定検査等の適正な実施、浄化槽台帳の整備、浄化槽管理士に対する研修等について、行政及び浄化槽事業関係者等が協議会を設置し、浄化槽の適正管理の促進や技術向上を図る。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽管理士研修</td> <td>浄化槽技術の進展に伴い、浄化槽管理士の技術向上を図るため研修を行う。研修は、全国統一的事項と地域実情に応じた事項の2部構成とする。（年1回開催）</td> <td style="text-align: center;">109</td> </tr> <tr> <td>鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（仮称）</td> <td>県、権限移譲市町及び浄化槽事業関係者等で協議会を設置し、適正な浄化槽設置、管理に向けた協議を行う。</td> <td style="text-align: center;">235</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">344</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	浄化槽管理士研修	浄化槽技術の進展に伴い、浄化槽管理士の技術向上を図るため研修を行う。研修は、全国統一的事項と地域実情に応じた事項の2部構成とする。（年1回開催）	109	鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（仮称）	県、権限移譲市町及び浄化槽事業関係者等で協議会を設置し、適正な浄化槽設置、管理に向けた協議を行う。	235	合 計		344
区 分	内 容	予算額																		
浄化槽管理士研修	浄化槽技術の進展に伴い、浄化槽管理士の技術向上を図るため研修を行う。研修は、全国統一的事項と地域実情に応じた事項の2部構成とする。（年1回開催）	109																		
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（仮称）	県、権限移譲市町及び浄化槽事業関係者等で協議会を設置し、適正な浄化槽設置、管理に向けた協議を行う。	235																		
合 計		344																		
水需給動態調査費	164	164	0	164																
トータルコスト	956千円（前年度951千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	水需給の調査、国（国土交通省）への報告																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p>県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。（国土交通省委託事業）</p>																				
水環境保全課管理運営費	16,052	16,728	△676				16,052													
トータルコスト	17,636千円（前年度18,302千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水環境保全課の実施する事業及び地方機関との連絡調整に要する事務的経費。</li> <li>・ 災害時協力井戸登録の運営に要する経費。</li> </ul>																				

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 生活基盤施設耐震化等 事業(水道)	289,816	176,776	113,040	289,316			500	
トータルコスト	294,569千円（前年度 181,498千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務（国・市町村との調整）							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的・概要

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道施設の老朽管更新・耐震化等の整備を行う。

### 2 主な事業内容

(1) 水道施設整備等事業 (288,816千円)

（単位：千円）

新規/継続 区分	事業主体	全体計画			令和3年度事業
		事業概要	期間	総事業費	予算額
継続	鳥取市	重要給水施設配水管	R1～R7	910,786	33,750
新規		緊急遮断弁	R3～R5	90,000	7,500
継続		基幹改良	R1～R3	246,256	50,000
新規	米子市	水道管路緊急改善	R3～R6	784,791	55,090
新規	倉吉市	水道管路緊急改善	R3～R7	975,000	65,000
継続	岩美町	基幹構造物の耐震化	R2～R9	1,151,062	40,425
継続		老朽管更新	H27～R10	293,040	9,166
継続	大山町	基幹構造物の耐震化	R2～R3	131,009	27,885
合計					288,816

[補助率] 国 1/4, 1/3、市町村 3/4, 2/3（事業内容等により異なる）

(2) 水道施設整備事業に係る市町村との連絡調整費 (1,000千円)

市町村等の水道事業者が実施する国庫補助・交付金事業に関して、生活基盤施設耐震化計画への調整・助言、国・市町村との連絡調整を行う [補助・交付率] 国 1/2、県 1/2

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	145,321	170,163	△24,842	138,325			6,996	
トータルコスト	155,618千円（前年度 180,394千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	公共下水道、集落排水施設、浄化槽の整備等により、生活排水処理の普及、改善を図る。							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

農村の生活環境改善を行い、農業用水の水質保全を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設の整備・改築を行う。

#### 2 主な事業内容

[補助率] 国 1/2、市町村 1/2

（単位：千円）

新規／継続 区分	事業 主体	地区名	全体 事業期間	令和3年度事業概要	予算額
新規	米子市	成美第一	R3～R4	実施設計一式	2,750
	倉吉市	津原・尾原	R3～R4	非常通報装置 23 箇所 実施設計一式	20,900
	岩美町	長谷・白地	R3～R5	非常通報装置 8 箇所 実施設計一式	7,975
継続	鳥取市	東郷	H29～R4	管路 L=1,300m マンホールポンプ 3 箇所	90,200
	伯耆町	伯耆	R1～R4	処理施設改築 1 箇所 管路 L=729m	16,500
合 計					138,325

※人件費（一般職員 1 名分）は県負担（一般財源 6,996 千円）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費  
5項 都市計画費  
4目 下水道費

水環境保全課（7402）  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	2,519	2,951	△432	1,852			667	
トータルコスト	12,024千円（前年度12,395千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	申請の受付、審査、交付金事務、国との調整、会議出席							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道事業に係る資材価格の調査等に要する経費</li> <li>・ 市町村が行う下水道事業の連絡調整に要する経費</li> </ul>								
公共下水道推進基金造成事業	1,022	2,460	△1,438				1,022	
トータルコスト	1,814千円（前年度3,247千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	実績及び進捗状況報告書の受付、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>市町村が公共下水道整備の財源に充てるために発行した地方債の償還に要する経費を基金として造成した場合における基金積立額に対し補助金を交付する。 (補助金額：前年度実績に3～7%を乗じて得た金額を上限とする。)</p> <p>※新規の交付決定は、平成25年度で終了し、平成26年度以降は、過年度交付決定分の交付のみ。</p>								
天神川流域下水道事業会計繰出金	81,339	88,034	△6,695				81,339	
トータルコスト	82,131千円（前年度88,821千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業、減価償却等に係る天神川流域下水道事業会計への繰出金。								

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 6 款 農林水産業費

#### 3 項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

#### 2 目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[休止] 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	0	26,200	△26,200					
トータルコスト	0千円（前年度 26,987千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	下水道、農業等集落排水処理施設、浄化槽の各種生活排水処理施設の整備を推進する。							
事業内容の説明 令和3年度は、事業予定なし（進度調整）。								
[終了] 農林漁業集落排水事業推進基金造成事業	0	72	△72					
トータルコスト	0千円（前年度 859千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明 事業終了。								

### 1 1 款 災害復旧費

#### 1 項 農林水産施設災害復旧費

水環境保全課（内線：7401）

#### 1 目 耕地災害復旧費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[休止] (公共事業) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	0	20,268	△20,268					
トータルコスト	0千円（前年度 21,055千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 令和3年度は、事業予定なし（進度調整）。								



## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

西部地域振興局 → 事業実施：西部県民福祉局（電話：0859-31-9363）

#### 4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	1,656	811	845				1,656	
トータルコスト	5,617千円（前年度 3,959千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	指定管理に係る業務（指定管理者との調整、管理状況点検・調査等） 指定管理候補者審査委員会に係る業務							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行うとともに、外部有識者等で構成する委員会により次期指定管理者選定に向けた審査等を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
大山駐車場融雪装置維持管理	無散水融雪装置の保守点検委託料、電気代	1,538
指定管理候補者審査委員会の開催	次期（令和4年4月1日～令和9年3月31日）指定管理候補者の審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を開催する。	118
合 計		1,656

（参考）県立大山駐車場指定管理状況等

[指定管理者] (一社) 大山観光局

[指定管理期間] 5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

[指定管理料] なし（利用料金等収入により業務実施）

[次期指定管理] 現指定管理者への指名指定の継続

（外部委員による審査委員会（令和2年11月開催）にて継続適否検討済み）

## 令和3年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

西部生活環境局 → 事業実施：西部環境建築局（電話：0859-31-9325）

#### 4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森 保全事業	13,184	11,381	1,803	5,514		(財産収入) 1,646	6,024	

トータルコスト 13,976千円（前年度 12,168千円） [正職員：0.1人]

主な業務内容 管理委託契約事務、管理委託監督業務、関係機関との調整、許認可事務

工程表の政策目標  
(指標) ー

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松食い虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。

##### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
営巣環境整備	マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却、松食い虫被害木の駆除	13,184
合 計		13,184

大山自然歴史館管理 運営費	(債務負担行為) 164,555	30,614	(債務負担行為) 164,555			(債務負担行為) 164,555	
	31,335		721			31,335	

トータルコスト 34,503千円（前年度 33,762千円） [正職員：0.4人]

主な業務内容 委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整

工程表の政策目標  
(指標) ー

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため指定管理者による管理運営等を実施する。

##### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
指定管理料	[ 指定管理者 ] (一社) 大山観光局 [ 指定管理期間 ] 5年間 (平成29年4月1日～令和4年3月31日) [ 指定管理料 ] 151,347千円 (債務負担行為設定済)	30,556
指定管理候補 者審査委員会 の開催	次期 (令和4年4月1日～令和9年3月31日) 指定管理候補者の審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を開催する。	174
エレベーター 耐震対策工事	施設内のエレベーターの耐震化工事を行う。	605
合 計		31,335

## 令和3年度公共事業当初予算総括表

生活環境部(単位:千円)

事業名	令和2年度 当初計上予算額 (A)	令和3年度 当初計上予算額 (B)	財 源 内 訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一 般 公 共 事 業	417,439	599,977	510,061	<58,000> 74,000		15,916	143.7%	県費負担 73,916	
水 道 事 業	176,776	289,816	289,316			500	163.9%	県費負担 500	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、大山町
農 業 集 落 排 水 事 業	170,163	145,321	138,325			6,996	85.4%	県費負担 6,996	
県 営 農 業 集 落 排 水 事 業	-	-				-			
団 体 営 農 業 集 落 排 水 事 業	170,163	145,321	138,325			6,996	85.4%	県費負担 6,996	鳥取市、岩美町、倉吉市、米子市、伯耆町
公 園 事 業	70,500	164,840	82,420	<58,000> 74,000		8,420	233.8%	県費負担 66,420	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園
単 県 公 共 事 業	166,662	148,904		<42,000> 42,000		106,904	89.3%	県費負担 148,904	
公 園 事 業	166,662	148,904	-	<42,000> 42,000		106,904	89.3%	県費負担 148,904	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
計 ( C ) (一 般 公 共 + 単 県 公 共)	584,101	748,881	510,061	<100,000> 116,000		122,820	128.2%	県費負担 222,820	
災 害 公 共 事 業 ( D )	20,268						-		
生 活 環 境 部 合 計 ( C + D )	604,369	748,881	510,061	<100,000> 116,000		122,820	123.9%	県費負担 222,820	

(注)起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

# 令和3年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和3年度 事業費 (千円)	令和3年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	R1~R7	213,709 (910,786)	重要給水施設配水管	33,750 (135,000)	重要給水施設配水管
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	鳥取市	R3~R5	22,500 (90,000)	緊急遮断弁	7,500 (30,000)	緊急遮断弁
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	R1~R3	80,256 (246,256)	基幹改良	50,000 (150,000)	基幹改良
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	米子市	R3~R6	261,595 (784,791)	水道管路緊急改善	55,090 (165,272)	水道管路緊急改善
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	倉吉市	R3~R7	325,000 (975,000)	水道管路緊急改善	65,000 (195,000)	水道管路緊急改善
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	R2~R9	287,765 (1,151,062)	基幹構造物の耐震化	40,425 (161,700)	基幹構造物の耐震化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	H27~R10	97,545 (293,040)	老朽管更新	9,166 (27,500)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	大山町	R2~R3	32,202 (131,009)	基幹構造物の耐震化	27,885 (113,740)	基幹構造物の耐震化
団体営 農業集落排水事業【新規】	米子市 成美第一	R3~R4	8,250 (15,000)	マンホールトイレ:1箇所	2,750 (5,000)	実施設計一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	倉吉市 津原・尾原	R3~R4	21,450 (39,000)	非常通報装置:23箇所	20,900 (38,000)	非常通報装置:23箇所 実施設計一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	岩美町 長谷・白地	R3~R5	20,081 (36,510)	非常通報装置:8箇所 ポンプ施設:14箇所	7,975 (14,500)	非常通報装置:8箇所 実施設計一式
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 東郷	H29~R4	247,000 (494,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=5,420m ポンプ施設:5箇所	90,200 (164,000)	管路:L=1,300m ポンプ施設:3箇所
団体営 農業集落排水事業	伯耆町 伯耆	R1~R4	64,000 (128,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=2,055m ポンプ施設:2箇所 非常通報装置:24箇所	16,500 (30,000)	処理施設改築:1箇所 管路:L=729m
都市公園機能向上推進事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R3~R5	134,560	利便性向上に係る公園 施設の整備	14,000	工事:1箇所
都市公園機能向上推進事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R3~R4	73,904	利便性向上に係る公園 施設の整備	43,904	工事:2箇所 測量設計:2箇所
都市公園安全・安心対策事 業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R2~R5	490,000	公園施設のバリアフ リー化及び耐震化	84,840	工事:2箇所 測量設計:2箇所

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和3年度 事業費 (千円)	令和3年度 事業内容
公園施設長寿命化事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	H30~R4	689,000	老朽化等した公園施設 の更新	13,500	工事:1箇所
公園施設長寿命化事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	H30~R4	161,000	老朽化等した公園施設 の更新	66,500	工事:4箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R3	70,475	施設修繕	70,475	施設修繕:6箇所
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R3	5,906	施設修繕	5,906	施設修繕:2箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 (湯梨浜町)	R3	9,619	施設修繕	9,619	設備更新:1箇所
単県 都市公園維持費	—	R3	5,000	緊急修繕対策費	5,000	緊急修繕対策費
合計	21地区		3,320,817 (5,294,454)		740,885 (1,229,712)	上段 : 県予算 下段( ): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費							
	款項目	うち生活環境部						
		2項 企画費	1目 企画総務費			2目 計画調査費		3目 交通対策費
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費		1目 防災総務費	
1 報酬	600,032	4,610	4,610	4,068	470	72		
2 給料	3,150,584	15,304	15,304	15,304				
3 職員手当等	4,702,501	8,294	8,294	8,294				
4 共済費	1,137,113	5,862	5,862	5,862				
5 災害補償費	500							
6 恩給及び退職年金	5,424							
7 報償費	250,349	1,766	1,766		971	795		
8 旅費	231,504	1,998	900	144	400	356	1,098	1,098
費用弁償	37,852	522	522	144	206	172		
普通旅費	151,560	1,207	109			109	1,098	1,098
特別旅費	42,092	269	269		194	75		
9 交際費	2,900							
10 需用費	563,150	5,111	762		150	612	4,349	4,349
11 役務費	570,028	1,253	145		90	55	1,108	1,108
12 委託料	5,472,480	16,585	2,024			2,024	14,561	14,561
13 使用料及び賃借料	1,144,873	529	434		160	274	95	95
14 工事請負費	2,744,511							
15 原材料費	565							
16 公有財産購入費								
17 備品購入費	93,574							
18 負担金、補助及び交付金	10,756,556	23,680	23,640		16,379	7,261	40	40
19 扶助費								
20 貸付金								
21 補償、補填及び賠償金	1,800							
22 償還金、利子及び割引料	170,200							
23 投資及び出資金								
24 積立金	35,528							
25 寄附金								
26 公課費	225							
27 繰出金								
予備費								
計	31,634,397	84,992	63,741	33,672	18,620	11,449	21,251	21,251
財源								
内 国庫支出金	4,953,449	21,251					21,251	21,251
内 地方債	2,817,000							
内 その他	1,523,310	554	554	300	254			
内 一般財源	22,340,638	63,187	63,187	33,372	18,366	11,449		

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
			1項 社会福祉費			
				1目 社会福祉 総務費	7目 消費者支援 対策費	
1	報酬	340,890	4,910	4,910	204	4,706
2	給料	1,656,658	19,130	19,130		19,130
3	職員手当等	957,398	10,217	10,217		10,217
4	共済費	591,939	7,149	7,149		7,149
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費	66,928	2,654	2,654	226	2,428
8	旅費	56,477	2,865	2,865	480	2,385
	費用弁償	14,387	735	735	57	678
	普通旅費	19,663	1,254	1,254	254	1,000
	特別旅費	22,427	876	876	169	707
9	交際費	200				
10	需用費	129,462	3,158	3,158	320	2,838
11	役務費	60,815	2,150	2,150	50	2,100
12	委託料	3,374,959	37,821	37,821		37,821
13	使用料及び賃借料	69,895	1,692	1,692	110	1,582
14	工事請負費	152,154				
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費	12,010				
18	負担金、補助及び交付金	35,797,988	33,875	33,875	20,727	13,148
19	扶助費	1,593,171				
20	貸付金	19,340	20	20		20
21	補償、補填及び賠償金					
22	償還金、利子及び割引料	400	400	400		400
23	投資及び出資金					
24	積立金	740,046				
25	寄附金	950				
26	公課費	44				
27	繰出金	3,077,226				
	予備費					
	計	48,698,950	126,041	126,041	22,117	103,924
財	国庫支出金	3,738,521	22,338	22,338	7,494	14,844
源	地方債	199,000				
内	その他	1,552,383	414	414		414
訳	一般財源	43,209,046	103,289	103,289	14,623	88,666

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費								
	款項目	うち生活環境部							
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費			
			1目 公衆衛生 総務費	3目 予防費	6目 衛生環境 研究所費		1目 環境衛生 総務費		
1 報酬	351,755	74,614	13,136	13,052	10	74	36,579	33,895	
2 給料	1,377,360	711,636	103,302	103,302			417,034	417,034	
3 職員手当等	852,751	375,260	57,096	57,096			218,498	218,498	
4 共済費	509,377	249,603	36,763	36,763			144,648	144,648	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	52,918	15,404	758		642	116	14,646		
8 旅費	60,657	28,026	7,065	516	1,253	5,296	20,025	1,224	
費用弁償	11,846	4,845	907	516	230	161	3,002	1,224	
普通旅費	24,516	15,375	4,482		330	4,152	10,893		
特別旅費	24,295	7,806	1,676		693	983	6,130		
9 交際費	100	100					100		
10 需用費	487,265	145,051	49,371		3,721	45,650	95,680		
11 役務費	95,433	30,761	4,848		1,000	3,848	25,913		
12 委託料	1,885,467	886,031	114,361		32,478	81,883	771,670		
13 使用料及び賃借料	718,810	693,101	8,505			8,505	684,596		
14 工事請負費	460,530	460,530	229,803			229,803	230,727		
15 原材料費	360	360					360		
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	16,260	15,492	5,808			5,808	9,684		
18 負担金、補助及び交付金	14,812,599	730,049	5,954		5,858	96	724,095		
19 扶助費	1,330,058								
20 貸付金	972,243	14,880					14,880		
21 補償、補填及び賠償金	1,000	1,000					1,000		
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金	390,800	7,349					7,349		
25 寄附金	77,830	5,930					5,930		
26 公課費	25								
27 繰出金									
予備費									
計	24,453,598	4,445,177	636,770	210,729	44,962	381,079	3,423,414	815,299	
財	国庫支出金	13,214,532	1,666,143	18,278	8,220		10,058	1,647,865	7,405
源	地方債	344,000	344,000	216,000			216,000	128,000	
内	その他	1,225,764	245,158	30,249	16,732	1,613	11,904	214,825	117,088
訳	一般財源	9,669,302	2,189,876	372,243	185,777	43,349	143,117	1,432,724	690,806



令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生 指導費	3目 環境衛生 連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	72	317	2,295	24,899	24,899
2 給料				191,300	191,300
3 職員手当等				99,666	99,666
4 共済費				68,192	68,192
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	6,667	3,498	4,481		
8 旅費	2,278	700	15,823	936	936
費用弁償	28	27	1,723	936	936
普通旅費	1,275	433	9,185		
特別旅費	975	240	4,915		
9 交際費			100		
10 需用費	18,456	39,810	37,414		
11 役務費	2,954	3,480	19,479		
12 委託料	26,357	232,322	512,991		
13 使用料及び賃借料	6,335	650,057	28,204		
14 工事請負費			230,727		
15 原材料費			360		
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	1,920		7,764		
18 負担金、補助及び交付金	17,255	115,683	591,157		
19 扶助費					
20 貸付金			14,880		
21 補償、補填及び賠償金		1,000			
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金			7,349		
25 寄附金			5,930		
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	82,294	1,046,867	1,478,954	384,993	384,993
財	国庫支出金	190	1,017,848	622,422	
源	地方債		128,000		
内	その他	35,238	2,096	60,403	84
訳	一般財源	46,866	26,923	668,129	384,909

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部								
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物 対策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費	
1 報酬	329,244	148						148	148
2 給料	2,425,684	3,826				3,826	3,826		
3 職員手当等	1,271,939	1,904				1,904	1,904		
4 共済費	863,262	1,266				1,266	1,266		
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	42,680	841						841	841
8 旅費	86,345	965	292	180	112			673	673
費用弁償	16,324	65						65	65
普通旅費	59,480	550	292	180	112			258	258
特別旅費	10,541	350						350	350
9 交際費	100								
10 需用費	467,286	6,555	337	50	287			6,218	6,218
11 役務費	110,644	756	178	130	48			578	578
12 委託料	1,935,494	100,458						100,458	100,458
13 使用料及び賃借料	145,996	1,541	193	140	53			1,348	1,348
14 工事請負費	3,996,295								
15 原材料費	3,573								
16 公有財産購入費	2,500								
17 備品購入費	137,681								
18 負担金、補助及び交付金	9,659,625	143,840				138,325	138,325	5,515	5,515
19 扶助費									
20 貸付金	384,993								
21 補償、補填及び賠償金	51,126								
22 償還金、利子及び割引料	208,143								
23 投資及び出資金	10								
24 積立金	611,479								
25 寄附金									
26 公課費	387								
27 繰出金	173,916								
予備費									
計	22,908,402	262,100	1,000	500	500	145,321	145,321	115,779	115,779
財源									
内 国庫支出金	7,488,925	179,729	159		159	138,325	138,325	41,245	41,245
内 地方債	2,055,000								
内 その他	2,264,545	4,826	126		126			4,700	4,700
内 一般財源	11,099,932	77,545	715	500	215	6,996	6,996	69,834	69,834

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
		2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費		4目 計量検定費	3項 観光費	1目 観光費
1 報酬	54,617	99				99	99
2 給料	371,122	11,478	11,478	11,478			
3 職員手当等	193,463	5,712	5,712	5,712			
4 共済費	155,656	3,798	3,798	3,798			
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	186,374	681				681	681
8 旅費	47,261	2,429	700		700	1,729	1,729
費用弁償	7,885	286				286	286
普通旅費	32,148	2,083	700		700	1,383	1,383
特別旅費	7,228	60				60	60
9 交際費	100						
10 需用費	43,764	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役務費	42,493	3,521	631		631	2,890	2,890
12 委託料	727,575	21,141				21,141	21,141
13 使用料及び賃借料	142,816	5,802	670		670	5,132	5,132
14 工事請負費	72,541	49,313				49,313	49,313
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費	2,935	435				435	435
18 負担金、補助及び交付金	13,775,507	30,832	16		16	30,816	30,816
19 扶助費							
20 貸付金	342,324						
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金							
25 寄附金							
26 公課費							
27 繰出金	32,995						
予備費							
計	16,191,543	140,584	23,805	20,988	2,817	116,779	116,779
財源							
内 国庫支出金	1,178,642	8,800				8,800	8,800
地方債	100,000	44,000				44,000	44,000
その他	4,289,042	2,996	2,817		2,817	179	179
訳 一般財源	10,623,859	84,788	20,988	20,988		63,800	63,800

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費						
	款項目	うち生活環境部					
		1項 土木管理費	4目 建築指導費		5項 都市計画費		1目 都市計画総務費
1 報酬	257,808	27,475	756		756	500	500
2 給料	1,981,868	237,212	19,130	19,130		11,478	7,652
3 職員手当等	1,028,854	122,206	9,520	9,520		5,712	3,808
4 共済費	702,943	83,514	6,330	6,330		3,798	2,532
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	19,110	12,826	326		326	317	
8 旅費	47,339	6,016	1,099		1,099	824	131
費用弁償	12,799	2,380	659		659	131	131
普通旅費	31,913	3,056	4		4	550	
特別旅費	2,627	580	436		436	143	
9 交際費	100						
10 需用費	715,240	21,913	1,547		1,547	2,096	
11 役務費	188,186	10,663	55		55	292	
12 委託料	6,918,775	971,619	1,829		1,829	539,176	
13 使用料及び賃借料	261,031	18,558	1,627		1,627	5,103	
14 工事請負費	24,392,353	1,235,049				295,894	
15 原材料費	9,526						
16 公有財産購入費	514,617						
17 備品購入費	307,271	16,635	32		32	16,503	
18 負担金、補助及び交付金	6,786,724	721,925	72,693		72,693	87,903	
19 扶助費							
20 貸付金	1,254	1,254					
21 補償、補填及び賠償金	1,154,178	10,584					
22 償還金、利子及び割引料	4,000						
23 投資及び出資金							
24 積立金	158,041	158,041					
25 寄附金							
26 公課費	7,874						
27 繰出金							
予備費							
計	45,457,092	3,655,490	114,944	34,980	79,964	969,596	14,623
財源							
内 国庫支出金	13,700,328	565,918	3,415		3,415	87,827	3,555
内 地方債	16,459,000	613,000				116,000	
内 その他	1,499,775	725,222	3,490		3,490	20,450	631
訳 一般財源	13,797,989	1,751,350	108,039	34,980	73,059	745,319	10,437

令和3年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費					生活環境部 合計	
	うち生活環境部						
	5項 都市計画費		6項 住宅費				
	3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬			26,219	25,777	442	111,856	
2 給料	3,826		206,604	206,604		998,586	
3 職員手当等	1,904		106,974	106,974		523,593	
4 共済費	1,266		73,386	73,386		351,192	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	317		12,183	12,153	30	34,172	
8 旅費	343	350	4,093	3,637	456	42,299	
費用弁償			1,590	1,185	405	8,833	
普通旅費	200	350	2,502	2,452	50	23,525	
特別旅費	143		1		1	9,941	
9 交際費						100	
10 需用費	1,496	600	18,270	18,193	77	187,131	
11 役務費	132	160	10,316	10,286	30	49,104	
12 委託料	538,941	235	430,614	330,876	99,738	2,033,655	
13 使用料及び賃借料	4,361	742	11,828	11,808	20	721,223	
14 工事請負費	295,894		939,155	151,721	787,434	1,744,892	
15 原材料費						360	
16 公有財産購入費							
17 備品購入費	16,503		100		100	32,562	
18 負担金、補助及び交付金	5,110	82,793	561,329	82,495	478,834	1,684,201	
19 扶助費							
20 貸付金			1,254		1,254	16,154	
21 補償、補填及び賠償金			10,584	1,192	9,392	11,584	
22 償還金、利子及び割引料						400	
23 投資及び出資金							
24 積立金			158,041		158,041	165,390	
25 寄附金						5,930	
26 公課費							
27 繰出金							
予備費							
計	870,093	84,880	2,570,950	1,035,102	1,535,848	8,714,384	
財源内訳	国庫支出金	82,420	1,852	474,676	4,261	470,415	2,464,179
	地方債	116,000		497,000		497,000	1,001,000
	その他	19,819		701,282	638,715	62,567	979,170
	一般財源	651,854	83,028	897,992	392,126	505,866	4,270,035

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	・一般職員	4人
報酬	・会計年度任用職員	2人
2目 計画調査費		
報酬	・景観審議会委員	12人
	・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金	・全国景観会議負担金	40
	・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	12,939
	・広域景観形成支援事業補助金	3,400
3目 交通対策費		
報酬	・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	7,061
	・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
6項 防災費		
1目 防災総務費		
負担金、補助及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金	・地域安全フォーラム開催補助金	541
	・性暴力被害者支援連携事業補助金	19,386
	・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	800
7目 消費者支援対策費		
給料	・一般職員	5人
報酬	・会計年度任用職員	2人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
	・苦情処理委員会委員	5人
	・消費生活審議会委員	13人
負担金、補助及び交付金	・中部消費生活センター施設管理費負担金	171
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,577
	・消費者団体等活動支援補助金	200
	・市町村消費者行政強化交付金	11,000
	・日本エシカル推進協議会会費	200
貸付金	・訴訟費用貸付金	20
償還金、利子及び割引料	・消費者行政活性化基金償還金	400

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給 料	・一般職員	27人
報 酬	・会計年度任用職員	7人
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・動物愛護センター施設費補助金	965
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	1,638
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	2,745
	・地域猫活動モデル事業費補助金	485
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・衛生環境研究所外部評価委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	35
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	109人
報 酬	・会計年度任用職員	18人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県食品衛生協会補助金	1,708
	・鳥取県食の安全・安心HACCP推進事業補助金	15,000
	・食品衛生申請等システム負担金	500
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,475
	・生活衛生営業振興事業補助金	451
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	1,750
	・観光需要回復支援事業補助金	6,000
	・新型コロナ感染予防対策推進補助金	91,000

項 目		金額(千円)等
4目 環境保全費		
報 酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会委員 30人</li> <li>・環境影響評価審査会委員 13人</li> <li>・放射能調査専門家会議委員 3人</li> <li>・湖山池環境モニタリング委員会委員 6人</li> <li>・廃棄物審議会委員 7人</li> <li>・施設管理運営評価委員会委員 4人</li> <li>・大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会委員 4人</li> </ul>	
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・星空保全型LED防犯灯普及補助金 11,000</li> <li>・星空保全地域屋外照明器具改修支援補助金 3,000</li> <li>・星空保全地域振興補助金 3,000</li> <li>・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金 2,000</li> <li>・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金 300</li> <li>・こどもエコクラブ活動支援補助金 1,800</li> <li>・鳥取県環境推進企業協議会会費 10</li> <li>・グリーン購入ネットワーク会費 20</li> <li>・電源立地地域対策交付金 68,061</li> <li>・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金 21,000</li> <li>・再生可能エネルギー発電事業支援補助金 20,000</li> <li>・自然エネルギー協議会負担金 50</li> <li>・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金 300</li> <li>・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金 100</li> <li>・家庭用小規模発電設備等導入推進補助金 26,588</li> <li>・環境保全活動支援事業補助金 1,000</li> <li>・地域エネルギー社会推進事業補助金 900</li> <li>・実証拠点整備プロジェクト負担金 3,466</li> <li>・鳥取県エネルギーシェア・スポット新設等補助金 750</li> <li>・鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金 8,300</li> <li>・CO2削減・省エネ普及啓発事業補助金 1,500</li> <li>・Let's4R実践活動推進補助金 5,854</li> <li>・鳥取県4R推進交付金 1,535</li> <li>・プラスチック資源循環等支援事業補助金 5,000</li> <li>・不法投棄廃棄物処理事業補助金 1,138</li> <li>・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金 7</li> <li>・鳥取県環境管理事業センター整備事業補助金 13,378</li> <li>・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金 31,248</li> <li>・プラスチック・フィッシング事業補助金 4,500</li> <li>・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金 2,000</li> <li>・生物多様性保全活動支援事業補助金 700</li> <li>・鳥取県国立公園清掃活動費補助金 2,870</li> <li>・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金 1,500</li> <li>・鳥取県立自然公園施設整備事業補助金 6,177</li> <li>・「とっつりの山」魅力発信事業補助金 800</li> </ul>	



項		目	金額(千円)等
		・全国山の日協議会負担金	35
		・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
		・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	11,634
		・鳥取県自然環境整備交付金	6,162
		・合併処理浄化槽設置費補助金	31,520
		・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
		・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	783
		・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
		・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	885
		・生活基盤施設耐震化等交付金	288,816
		・美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金	1,250
		・湖山池環境モニタリング委員会運営高速代負担金	10
	貸付金	・産業廃棄物処理施設確保資金貸付金	12,313
		・産業廃棄物管理型最終処分場整備資金貸付金	2,567
	積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	7,349
	寄附金	・鳥取大学奨学寄附金	5,930
3項 保健所費			
1目 保健所費			
	給料	・一般職員	50人
	報酬	・会計年度任用職員	13人
6款 農林水産業費			
3項 農地費			
2目 土地改良費			
	給料	・一般職員	1人
	負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	138,325
4項 林業費			
9目 狩猟費			
	報酬	・自然環境保全コンクール審査会委員	5人
		・カワウ対策検討会委員	6人
	負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	984
		・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	500
		・新規狩猟者参入促進補助金	3,400
		・鳥取県射撃環境改善事業補助金	626
		・狩猟用ライフル等の使用許可に係る技能講習受講者支援補助金	5

項		目	金額(千円)等
7款 商工費			
2項 工鉦業費			
1目 工鉦業総務費			
給	料	・一般職員	3人
4目 計量検定費			
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費		16
3項 観光費			
1目 観光費			
報	酬	・鳥取県政ジオバイザリースタッフ	1人
負担金、補助 及び交付金	・「日本一のすなば」魅力〇ごと事業負担金		6,800
	・山陰海岸ジオウォーク補助金		1,500
	・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金		4,908
	・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金		17,606
	・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金		2
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
給	料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
報	酬	・建築審査会委員	5人
		・建築士審査会委員	5人
		・福祉のまちづくり整備基準専門委員会	3人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金		48
	・日本建築行政会議負担金		450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金		45
	・伝統建築技能者団体支援事業補助金		3,500
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金		23,573
	・耐震化支援環境整備事業補助金		400
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金		3,000
	・バリアフリー環境整備促進事業補助金		500
	・福祉のまちづくり推進事業補助金		21,730
	・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金		22
	・アスベスト撤去支援事業補助金		19,425

項 目		金額(千円)等
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費 ・中国「道の駅」連絡会会費 ・全国「道の駅」連絡会会費 ・花と緑のフェア実行委員会負担金 ・地域緑化活動育成支援補助金 ・花と緑のまちづくり支援事業補助金	100 40 20 1,350 3,000 600
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・公共下水道推進基金造成事業補助金 ・天神川流域下水道事業会計繰出金 ・下水道協会会費負担金	1,022 81,339 432
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	54人
報 酬	・会計年度任用職員	12人
負担金、補助 及び交付金	・下水道・集落排水受益者負担金 ・国有資産等所在市町村交付金 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	1,910 79,950 635
2目 住宅建設費		
報 酬	・鳥取県住生活基本計画検討委員会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・とっとり住まいる支援事業補助金 ・とっとり住まいる支援事業補助金(とっとり健康省エネ住宅分) ・とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業補助金 ・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金 ・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金 ・水道負担金 ・日本住宅協会負担金 ・ケーブルテレビ加入負担金 ・公共住宅事業者等連絡協議会負担金 ・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金 ・住宅新築資金等貸付助成補助金 ・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金	344,007 16,993 34,000 2,324 9,660 2,816 18 1,363 350 2,500 49,221 14,582 1,000
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	1,254
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	158,041

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県推進課	48,763			令和4年度から 令和13年度まで	48,763					48,763
令和3年度 次世代自動車普及促進事業	低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	20,119			令和4年度から 令和11年度まで	20,119					20,119
令和3年度 家庭の省エネ・再エネ快適生活 促進事業補助	低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	補助金総額26,588千円 を限度として、令和3年 度に交付決定した額から 令和3年度に交付し た額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ					
令和3年度 鳥取発地産エネルギー活用推進 事業補助(計画策定・可能性調査支援)	低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	補助金総額12,000千円 を限度として、令和3年 度に交付決定した額から 令和3年度に交付し た額を差し引いた額			令和4年度から 令和5年度まで	限度額に同じ					
令和3年度 鳥取発地産エネルギー活用推進 事業補助(事業化支援)	低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進課	補助金総額15,000千円 を限度として、令和3年 度に交付決定した額から 令和3年度に交付し た額を差し引いた額			令和4年度から 令和5年度まで	限度額に同じ					
令和3年度 ISO17025認定維持及び 精度管理事業	衛生環境研究所	委託料総額532千円を 限度として、令和3年度 に契約した額から令和 3年度に支出した額を 差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ					
令和3年度 気候変動による水環境への影響 調査等事業 (気候変動適応センター事業)	衛生環境研究所	12,383			令和4年度から 令和5年度まで	12,383					12,383
令和3年度 産業廃棄物適正処理推進事業	循環型社会推進課	3,504			令和4年度	3,504					3,504
令和3年度 地域で進める緑のまちづくり事業	緑豊かな自然課	1,000			令和4年度から 令和5年度まで	1,000					1,000
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	75,332			令和4年度から 令和7年度まで	75,332				75,332	
令和3年度 公営住宅整備事業	住まいまちづくり課	341,304			令和4年度	341,304	149,266	182,000			10,038

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 とっとり住まいる支援事業補助	住まいまちづくり課	補助金総額362,100千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				
令和3年度 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	住まいまちづくり課	補助金総額34,000千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				
令和3年度 「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助	住まいまちづくり課	補助金総額1,000千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				
令和3年度 県営住宅上粟島団地建替事業	住まいまちづくり課	2,924			令和4年度	2,924	1,315	1,000		609
令和3年度 湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	水環境保全課	4,734			令和4年度	4,734				4,734
令和3年度 “ラムサール条約登録湿地” 中海の水質浄化対策と ワイズユース推進事業	水環境保全課	1,300			令和4年度	1,300				1,300
令和3年度 とっりの豊かで良質な地下水の 保全及び持続的な利用事業	水環境保全課	11,640			令和4年度から 令和5年度まで	11,640				11,640
令和3年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部生活環境局 →西部環境建築局	164,555			令和4年度から 令和8年度まで	164,555				164,555

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度 再生可能エネルギー発電設備 導入事業補助	低炭素社会推進課 →脱炭素社会推進 課	補助金総額10,000千 円を限度として、令 和2年度に交付決定 した額から令和2年 度に交付した額を差 し引いた額			令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同じ				
令和元年度 高圧蒸気減菌器 保守点検業務委託	衛生環境研究所	1,032	令和2年度	343	令和3年度から 令和4年度まで	686				686
令和元年度 衛生環境研究所 植栽管理業務委託	衛生環境研究所	2,871	令和2年度	891	令和3年度から 令和4年度まで	1,782				1,782
令和元年度 原子力環境センター 排水配管漏水点検業務委託	原子力環境センター	918	令和2年度	275	令和3年度から 令和4年度まで	550	550			
平成30年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館 指定管理料	緑豊かな自然課	261,000	令和元年度から 令和2年度まで	104,100	令和3年度から 令和5年度まで	156,900				156,900
平成30年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 指定管理料	緑豊かな自然課	630,750	令和元年度から 令和2年度まで	251,610	令和3年度から 令和5年度まで	379,140				379,140
平成30年度 燕趙園指定管理料	緑豊かな自然課	486,100	令和元年度から 令和2年度まで	193,900	令和3年度から 令和5年度まで	292,200				292,200
平成30年度 鳥取県立布勢総合運動公園 指定管理料	緑豊かな自然課	1,437,280	令和元年度から 令和2年度まで	573,340	令和3年度から 令和5年度まで	863,940				863,940
令和元年度 自然公園等管理費	緑豊かな自然課	17,280	令和2年度	5,310	令和3年度から 令和4年度まで	11,970				11,970
平成29年度 山陰海岸ジオパーク映像資料 投影機器賃借料	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	8,407	平成30年度から 令和2年度まで	5,404	令和3年度から 令和4年度まで	3,003				3,003
令和元年度 山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク デジタルサイネージ運用 保守業務委託	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	1,696	令和2年度	424	令和3年度から 令和5年度まで	1,272				1,272

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 動物愛護センター機能支援事業	くらしの安心推進課	42,424			令和3年度から 令和4年度まで	42,424					42,424
令和元年度 ガスクロマトグラフタンDEM型質量 分析計賃借料	くらしの安心推進課	47,646	令和2年度	5,080	令和3年度から 令和10年度まで	40,640				4,608	36,032
令和元年度 消費生活センター等 清掃業務委託	消費生活センター	2,108	令和2年度	328	令和3年度から 令和5年度まで	983					983
令和2年度 県営住宅管理効率化事業	住まいまちづくり課	5,595			令和3年度から 令和5年度まで	5,595				5,595	
令和2年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	22,037			令和3年度から 令和5年度まで	22,037				22,037	
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	住まいまちづくり課	140,008	平成17年度から 令和2年度まで	86,229	令和3年度から 令和6年度まで	53,779					53,779
令和元年度 公営住宅管理委託	住まいまちづくり課	784,000	令和2年度	197,216	令和3年度から 令和5年度まで	586,784				#####	
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	水環境保全課	9,369	平成26年度から 令和2年度まで	7,287	令和3年度から 令和4年度まで	2,082					2,082

# 令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

## 1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

## 2 主な事業内容

### (1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

### (2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・幹線管渠におけるライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な維持管理の実施

## 3 予算実施計画

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明																																
収 益 的 収 入 ・ 支 出	(款)流域下水道事業収益	1,321,382	1,294,124	27,258	流入予定量7,162千m <sup>3</sup>  交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外)  行政財産使用料等																																
	(項)営業収益	666,399	482,237	184,162																																	
	(目)管理事業費負担金	666,066	476,000	190,066																																	
	(目)固定資産除却費負担金	333	6,237	△ 5,904																																	
	(項)営業外収益	654,983	805,930	△ 150,947																																	
	(目)受取利息	3	2	1																																	
	(目)管理事業費負担金	0	175,000	△ 175,000																																	
	(目)他会計負担金	334	1,500	△ 1,166																																	
	(目)他会計補助金	15,508	19,401	△ 3,893																																	
	(目)資本費繰入収益	51,162	46,906	4,256																																	
	(目)長期前受金戻入	577,550	551,435	26,115																																	
	(目)雑収益	2,975	2,975	0																																	
	(目)消費税及び地方消費税還付金	7,451	8,711	△ 1,260																																	
	(項)特別利益	0	5,957	△ 5,957																																	
	(款)流域下水道事業費用	1,247,184	1,254,458	△ 7,274		経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>委託料</td><td>496,142</td><td>流域下水道指定管理料</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>8,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>修繕費</td><td>2,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>修繕費</td><td>3,000</td><td>管路施設補修工事等</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>予算額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>人件費</td><td>15,080</td><td>職員2名分</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>858</td><td>会計システム保守</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,089</td><td>クラウドサーバ使用料等</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	委託料	496,142	流域下水道指定管理料	修繕費	8,000	緊急修繕費	区分	予算額	備考	修繕費	2,000	緊急修繕費	区分	予算額	備考	修繕費	3,000	管路施設補修工事等	区分	予算額	備考	人件費	15,080	職員2名分	委託料	858	会計システム保守	使用料
区分	予算額	備考																																			
委託料	496,142	流域下水道指定管理料																																			
修繕費	8,000	緊急修繕費																																			
区分	予算額	備考																																			
修繕費	2,000	緊急修繕費																																			
区分	予算額	備考																																			
修繕費	3,000	管路施設補修工事等																																			
区分	予算額	備考																																			
人件費	15,080	職員2名分																																			
委託料	858	会計システム保守																																			
使用料	1,089	クラウドサーバ使用料等																																			
(項)営業費用	1,226,374	1,231,100	△ 4,726																																		
(目)処理場費	506,351	504,410	1,941																																		
(目)ポンプ場費	2,000	1,000	1,000																																		
(目)管渠費	4,196	4,196	0																																		
(目)総係費	19,192	22,264	△ 3,072																																		
(目)減価償却費	694,635	656,207	38,428																																		
(目)資産減耗費	0	43,023	△ 43,023																																		
(項)営業外費用	20,810	23,358	△ 2,548																																		
(目)支払利息	20,810	22,427	△ 1,617																																		
(目)雑支出	0	931	△ 931																																		
(目)消費税及び地方消費税	0	0	0																																		
差 引	74,198	39,666	34,532																																		



(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
資 本 的 収 入 ・ 支 出	(款)資本の収入	436,543	750,073	△ 313,530	
	(項)企業債	101,000	150,000	△ 49,000	
	(目)企業債	101,000	150,000	△ 49,000	建設改良事業
	(項)国庫補助金	214,583	422,166	△ 207,583	
	(目)国庫補助金	214,583	422,166	△ 207,583	建設改良事業
	(項)建設事業費負担金	106,625	157,680	△ 51,055	
	(目)建設事業費負担金	106,625	157,680	△ 51,055	建設改良事業
	(項)他会計負担金	5,625	12,417	△ 6,792	
	(目)他会計負担金	5,625	12,417	△ 6,792	建設改良事業
	(項)他会計補助金	8,710	7,810	900	
	(目)他会計補助金	8,710	7,810	900	交付税措置相当分
	(款)資本の支出	669,014	881,576	△ 212,562	
	(項)建設改良費	431,731	719,253	△ 287,522	
	(目)処理場建設改良費	26,500	318,577	△ 292,077	
	(目)管渠建設改良費	400,000	400,000	0	
	(目)有形固定資産購入費	5,231	676	4,555	
(項)企業債償還金	93,283	90,814	2,469		
(目)企業債償還金	93,283	90,814	2,469		
(項)他会計借入金償還金	144,000	71,509	72,491		
(目)他会計借入金償還金	144,000	71,509	72,491		
差 引	△ 232,471	△ 131,503	△ 100,968	補てん財源 引継金 227,549 当年度分消費税及び地方消費税 4,922 資本的収支調整額	

区分	予算額	備考
委託料	11,500	主ポンプ設備改築設計
	15,000	耐水化計画策定
区分	予算額	備考
委託料	10,000	管渠防食工事設計
	5,000	管渠防食工事積算等
工事請負費	385,000	管渠防食工事

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	69,277
減価償却費	696,595
引当金の増減額 (△は減少)	△ 15
長期前受金戻入額	△ 577,550
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	20,810
資本費繰入収益	△ 51,162
有形固定資産除却損	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 18,203
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,500
小計	138,249
利息及び配当金の受取額	3
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 20,810
業務活動によるキャッシュ・フロー	117,442
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 599,883
国庫補助金等による収入	301,600
建設事業費負担金による収入	147,397
一般会計からの繰入金による収入	65,451
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,435
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	156,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 93,283
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 81,283
資金増加額 (又は減少額)	△ 49,276
資金期首残高	414,380
資金期末残高	365,104

# 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職	一般職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
	(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
本 年 度	損益勘定支弁職員	2		7,652		4,762	12,414	2,532	14,946
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		7,652		4,762	12,414	2,532	14,946
前 年 度	損益勘定支弁職員	2		7,678		4,508	12,186	2,602	14,788
	資本勘定支弁職員								
	合 計	2		7,678		4,508	12,186	2,602	14,788
比 較	損益勘定支弁職員	0		△ 26		254	228	△ 70	158
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0		△ 26		254	228	△ 70	158
手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本 年 度	222	1,222	1,696	1,090	206	156	0	154
	前 年 度	230	932	1,704	1,128	196	154	0	148
	比 較	△ 8	290	△ 8	△ 38	10	2	0	6
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	本 年 度	2	0	0	14	0			
	前 年 度	2	0	0	14	0			
比 較	0	0	0	0	0				

## 2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 26	1 昇給に伴う 増加分	92	(1) 本年度昇給発令に係る 所要額	平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 2人
		2 その他の 増減分	△ 118	(1) 新陳代謝等に係る増減分	△ 118
職 員 手 当	254	1 その他の 増減分	254	(1) 新陳代謝等に係る増減分	254

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	325,100
	平均給与月額(円)	416,056
	平均年齢(歳)	42.00
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	308,400
	平均給与月額(円)	404,312
	平均年齢(歳)	38.50

(2) 初任給

区 分			行 政 職 (円)
高	校	卒	152,000
大	学	卒	186,400
一般会計の制度	高	校 卒	152,000
	大	学 卒	186,400

(3) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年1月1日現在	1級		
	2級	1	50.0
	3級		
	4級		
	5級	1	50.0
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
	計	2	100.0
令和2年1月1日現在	1級		
	2級	1	50.0
	3級		
	4級		
	5級	1	50.0
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。)及び課(課に相当するものを含む。)をいう。)の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

## (4) 昇給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 ( A ) ( 人 )	2	
	昇給に係る職員数 ( B ) ( 人 )	2	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 ( 人 )	
		2 号 給 ( 人 )	
		3 号 給 ( 人 )	
		4 号 給 ( 人 )	2
		5 号 給 ( 人 )	
比 率 ( B ) / ( A ) ( % )	100.0		
前 年 度	職 員 数 ( A ) ( 人 )	2	
	昇給に係る職員数 ( B ) ( 人 )	2	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 ( 人 )	
		2 号 給 ( 人 )	
		3 号 給 ( 人 )	
		4 号 給 ( 人 )	2
		5 号 給 ( 人 )	
比 率 ( B ) / ( A ) ( % )	100.0		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
本 年 度	2	2	4	有	
前 年 度	2.025	2.025	4.05	有	
一般会計の制度	2	2	4.00	有	

## (6) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	2 0 年 勤 続 の 者 (月分)	2 5 年 勤 続 の 者 (月分)	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
一般会計の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	—
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	同 じ	—

令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 企 業 債		1,550,066
イ 土 地		989,596	(2) 他 会 計 借 入 金		1,152,835
ロ 建 物	1,997,066		(3) 預 り 金		50
減 価 償 却 累 計 額	160,344	1,836,722	固 定 負 債 合 計		2,702,951
ハ 構 築 物	9,073,214		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	768,312	8,304,902	(1) 企 業 債		95,386
ニ 機 械 及 び 装 置	3,025,955		(2) 他 会 計 借 入 金		144,000
減 価 償 却 累 計 額	412,672	2,613,283	(3) 未 払 金		2,546
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	100		(4) 引 当 金		929
減 価 償 却 累 計 額	0	100	流 動 負 債 合 計		242,861
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	31,374		5 繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	9,514	21,860	(1) 長 期 前 受 金		
ト 建 設 仮 勘 定		184,326	イ 国 庫 補 助 金	8,941,034	
有 形 固 定 資 産 合 計		13,950,789	収 益 化 累 計 額	879,138	8,061,896
(2) 無 形 固 定 資 産			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金	2,648,724	
イ ソ フ ト ウ ェ ア	9,800		収 益 化 累 計 額	227,580	2,421,144
減 価 償 却 累 計 額	3,920	5,880	ハ 他 会 計 負 担 金	25,559	
無 形 固 定 資 産 合 計		5,880	収 益 化 累 計 額	0	25,559
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			ニ 他 会 計 補 助 金	16,520	
イ 出 資 金		1,500	収 益 化 累 計 額	12,485	4,035
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,500	繰 延 収 益 合 計		10,512,634
固 定 資 産 合 計		13,958,169	負 債 合 計		13,458,446
2 流 動 資 産			資 本 の 部		
(1) 現 金 預 金		365,104	6 資 本 金		61,932
(2) 未 収 金		98,407	7 剰 余 金		
流 動 資 産 合 計		463,511	(1) 資 本 剰 余 金		
			イ 国 庫 補 助 金		575,941
			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金		192,165
			ハ 受 贈 財 産 評 価 額		29,324
			資 本 剰 余 金 合 計		797,430
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		103,872
			利 益 剰 余 金 合 計		103,872
			剰 余 金 合 計		901,302
			資 本 合 計		963,234
資 産 合 計		14,421,680	負 債 資 本 合 計		14,421,680

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	432,727		
(2) 建設事業費負担金	5,670	438,397	
2 営業費用			
(1) 処理場費	458,574		
(2) ポンプ場費	909		
(3) 管路費	3,815		
(4) 総係費	21,579		
(5) 減価償却費	658,167		
(6) 資産減耗費	40,439	1,183,483	
営業損失			△ 745,086
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2		
(2) 他会計負担金	175,000		
(3) 他会計負担金	1,500		
(4) 他会計補助金	19,401		
(5) 資本費繰入収益	46,906		
(6) 長期前受金戻入	551,435		
(7) 雑収益	2,838	797,082	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	22,427		
(2) 雑支出	931	23,358	773,724
経常利益			28,638
5 特別利益			
(1) その他特別利益	5,957	5,957	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	5,957
当年度純利益			34,595
前年度繰越剰余金			0
その他の未処分利益			0
剰余金変動額			
当年度未処分利益			34,595
剰余金			

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和3年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,489,452
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		1,296,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	80,172	1,916,894	固定負債合計		2,786,337
ハ 構築物	8,518,913		4 流動負債		
減価償却累計額	364,942	8,153,971	(1) 企業債		93,283
二 機械及び装置	3,009,167		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	206,336	2,802,831	(3) 未払金		4,046
ホ 車両及び運搬具	100		(4) 引当金		944
減価償却累計額	0	100	流動負債合計		242,273
ヘ 工具、器具及び備品	26,671		繰延収益		
減価償却累計額	4,757	21,914	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		160,235	イ 国庫補助金	8,639,434	
有形固定資産合計		14,045,541	収益化累計額	430,033	8,209,401
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,501,327	
イ ソフトウェア	9,800		収益化累計額	107,708	2,393,619
減価償却累計額	1,960	7,840	ハ 他会計負担金	19,980	
無形固定資産合計		7,840	収益化累計額	0	19,980
(3) 投資その他の資産			二 他会計補助金	7,810	
イ 出資金		1,500	収益化累計額	3,912	3,898
投資その他の資産合計		1,500	繰延収益合計		10,626,898
固定資産合計		14,054,881	負債合計		13,655,508
2 流動資産			資本の部		
(1) 現金預金		414,380	6 資本金		61,932
(2) 未収金		80,204	7 剰余金		
流動資産合計		494,584	(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		34,595
			利益剰余金合計		34,595
			剰余金合計		832,025
			資本合計		893,957
資産合計		14,549,465	負債資本合計		14,549,465



## 注記

### I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～21年

##### (2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は、一般会計で負担するため、計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び同手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

条例名等	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例																																	
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                      食品衛生法の一部が改正されたこと等に伴い、鳥取県食品衛生条例及び鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例について所要の改正を行うとともに、同法の一部改正により、魚介類行商を営もうとする者は都道府県知事に届け出なければならないこととされたことに伴い、魚介類行商の許可等について定めた鳥取県魚介類行商条例を廃止する。</p> <p>2 概要                      (1) 鳥取県食品衛生条例の一部改正                      ア 公衆衛生の見地から必要な基準として、施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること等の基準を定める。                      イ 営業の許可に係る事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">11,500 円</td> </tr> <tr> <td>水産製品製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">17,600 円</td> </tr> <tr> <td>液卵製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">21,000 円</td> </tr> <tr> <td>みそ又はしょうゆ製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">17,600 円</td> </tr> <tr> <td>複合型そうざい製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">28,500 円</td> </tr> <tr> <td>冷凍食品製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">21,000 円</td> </tr> <tr> <td>複合型冷凍食品製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">28,500 円</td> </tr> <tr> <td>漬物製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">17,600 円</td> </tr> <tr> <td>密封包装食品製造業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">21,000 円</td> </tr> <tr> <td>食品の小分け業</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">11,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正                      ア ふぐの処理を行う施設について、改正後の食品衛生法に基づく新たな営業許可が必要となることに伴い、ふぐ取扱い営業に係る認証を廃止する。                      イ ふぐ処理師の免許は、知識及び技術をふぐ処理師試験により客観的に確認した上で付与すべきものであることに鑑み、ふぐ処理師試験に係る受験資格を設けないこととする。                      ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 鳥取県魚介類行商条例は、廃止する。</p> <p>(4) 施行期日等                      ア 施行期日は、令和3年6月1日とする。                      イ 所要の経過措置を講ずる。                      ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。</p>	区 分	単 位	金 額	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1 件につき	11,500 円	水産製品製造業	1 件につき	17,600 円	液卵製造業	1 件につき	21,000 円	みそ又はしょうゆ製造業	1 件につき	17,600 円	複合型そうざい製造業	1 件につき	28,500 円	冷凍食品製造業	1 件につき	21,000 円	複合型冷凍食品製造業	1 件につき	28,500 円	漬物製造業	1 件につき	17,600 円	密封包装食品製造業	1 件につき	21,000 円	食品の小分け業	1 件につき	11,500 円
区 分	単 位	金 額																																
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1 件につき	11,500 円																																
水産製品製造業	1 件につき	17,600 円																																
液卵製造業	1 件につき	21,000 円																																
みそ又はしょうゆ製造業	1 件につき	17,600 円																																
複合型そうざい製造業	1 件につき	28,500 円																																
冷凍食品製造業	1 件につき	21,000 円																																
複合型冷凍食品製造業	1 件につき	28,500 円																																
漬物製造業	1 件につき	17,600 円																																
密封包装食品製造業	1 件につき	21,000 円																																
食品の小分け業	1 件につき	11,500 円																																

## 【参考】

### 1 改正の背景

食品衛生法の一部改正により（平成30年6月公布、令和3年6月施行）、食品を取り扱う営業に係る許可制度が見直され、また、ふぐ処理師の知識及び技術の水準の全国的な平準化が図られることから、関係する条例について所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 鳥取県食品衛生条例の一部改正

ア 食品を取り扱う営業のうち県知事の許可を受けなければならない施設の基準について、厚生労働省令（以下「省令」という。）を参考に改める。ただし、現在の基準で十分な衛生管理が確保されていると判断される一部の基準は現行どおりとする。

また、漬物製造業等の新設業種については、県内において大規模な食中毒等発生していないことに鑑み省令を緩和して施設基準を定める。

イ 許可業種の区分が34から32業種に再編されたことから、新たに許可の対象となる業種を条例に規定し、営業許可事務について手数料を定める。

ウ 自動車営業等の移動型の店舗等に係る施設基準について、固定店舗と同様の基準を課すことは事業者の負担となることから、現行の緩和的措置を継続して設ける。

#### (2) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正

ア これまで認証制度によりふぐ取扱い施設の把握及び指導を行ってきたが、食品衛生法上の食品の営業許可制度により施設の把握及び指導が可能となったことから、当該認証制度を廃止する。

イ 本県では独自の基準によりふぐ処理師試験を実施してきたが、ふぐ処理師の知識及び技術の水準の全国的な平準化のため、国が統一したふぐ処理師の認定基準を示したことから、当該基準に合わせるよう試験の受験資格の削除等を行う。

#### (3) 行商を営もうとする者は県に届け出なければならないこととされたことに伴い、魚介類行商の許可等について独自に定めた鳥取県魚介類行商条例を廃止する。

### 3 施行期日等

この度の改正は、令和3年6月1日に施行される食品衛生法の改正等に伴うものである。

ただし、ふぐ取扱い営業の認証制度については営業許可に付随することから、改正前の食品衛生法に基づく営業許可の期限まで認証を有効とする経過措置を設けることとする。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

第1条 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、<u>法第55条第1項</u>の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し、当該許可を受けたことを証する書面(以下「許可証」という。)を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者(以下「<u>自動車業者等</u>」という。)であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識(以下「許可標識」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>自動車業者等</u>以外の者 前項前段の規定により交付された許可証を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) <u>自動車業者等</u> 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する<u>全て</u>の自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、<u>法第52条第1項</u>の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し、当該許可を受けたことを証する書面(以下「許可証」という。)を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者(以下「<u>自動業者</u>」という。)であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識(以下「許可標識」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>自動業者</u>以外の者 前項前段の規定により交付された許可証を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) <u>自動業者</u> 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する<u>すべての</u>自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。</p> <p>3・4 略</p>

第2条 鳥取県食品衛生条例を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

1 共通基準

- (1) 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- (2) 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- (3) 施設の構造及び設備
  - ア じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
  - イ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び

- 結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- ウ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易に行うことができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- エ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- オ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- カ 水道事業等により供給される水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。以下この号において同じ。）又は水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
- キ 法第13条第1項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあってはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあってはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- ク 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた専用の流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- ケ 排水設備は次の要件を満たすこと。
- （ア）十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- （イ）汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- （ウ）配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- コ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第1項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- サ 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- シ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。
- （ア）作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- （イ）専用の流水式手洗い設備を有すること。
- ス 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。
- セ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- ソ 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- タ 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- チ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の専用の洗浄設備を有すること。
- ツ 添加物を使用する施設にあっては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を

備えること。

(4) 機械器具

ア 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

イ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

ウ 食品又は添加物に直接接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

エ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄しやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

オ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

カ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、必要に応じて温度計、圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

キ 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

(5) その他

ア 政令第35条第1号に規定する飲食店営業にあつては、第3号ソの基準を適用しない。

イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。）をする場合にあつては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(イ) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(ウ) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(エ) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあつては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第3号シ、ス及びタ並びに第4号オの基準を適用しない。

オ 政令第35条第16号、第29号及び第31号に掲げる営業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。以下同じ。）を製造する営業を除く。）にあつては、第3号エ、ク後段及びケの基準を適用せず、また、第3号ク前段及びチの規定にかかわらず、これらの規定に規定する従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備と食品等を洗浄するための洗浄設備とは兼用とすることができる。

カ 政令第35条第27号及び第28号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第1号から第4号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

(ア) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(イ) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(ウ) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(エ) 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍設備及び保管

設備を有すること。

キ 政令第35条第30号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第1号から第4号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

(ア) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

(イ) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。

(ウ) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

(6) 適用除外

前各号の基準は、政令第35条第2号及び第6号に掲げる営業並びに4の項が適用される営業施設については、適用しない。

2 個別基準

(1) 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分の量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するための必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

ア ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。

イ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

(3) 食肉販売業

ア 処理室を有すること。

イ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

エ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 魚介類販売業

ア 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

ウ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

エ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、食品衛生上の危害が発生するおそれが少ない場合として知事が規則で定める場合は、この限りでない。

(ア) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(イ) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(ウ) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

オ 自動車において販売する場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分の量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

カ 自動車において販売する場合であって、魚介類を処理しないときは、アからエまでの基準は、適用しない。

(5) 魚介類競り売り営業

- ア 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- イ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ウ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

(6) 集乳業

- ア 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- イ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

(7) 乳処理業

- ア 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ウ 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること。ただし、常温保存可能品のみを製造する場合はこの限りでない。
- エ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

(8) 特別牛乳搾取処理業

- ア 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- ウ 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

(9) 食肉処理業

- ア 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- エ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- オ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
  - (ア) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
  - (イ) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。
  - (ウ) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
  - (エ) 洗浄消毒設備は、摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供



- 給する湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (ア) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
- (イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。
- (ウ) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- (エ) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。
- キ 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (ア) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
- (イ) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
- (ウ) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- (10) 食品の放射線照射業
- ア 専用の照射室を有すること。
- イ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- ウ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- (11) 菓子製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。
- イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。
- ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- エ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんに製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あんに及び水さらしに必要な設備を有すること。
- (12) アイスクリーム類製造業
- ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。
- (13) 乳製品製造業
- ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。
- (14) 清涼飲料水製造業

- ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。
- (15) 食肉製品製造業
- ア 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- イ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。
- (16) 水産製品製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- エ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- オ 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- カ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- （ア） 必要に応じて浄化設備を有すること。
- （イ） かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- （ウ） かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- (17) 氷雪製造業
- 製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (18) 液卵製造業
- ア 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (19) 食用油脂製造業
- ア 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にある場合は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- ウ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にある場合は、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。
- (20) みそ又はしょうゆ製造業
- ア 製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にある場合は、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立を

する設備を有すること。

イ しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

ウ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

(21) 酒類製造業

ア 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。

ウ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

(22) 豆腐製造業

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

ウ 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

エ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

(23) 納豆製造業

ア 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

(24) 麺類製造業

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

(25) そうざい製造業及び複合型そうざい製造業

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(26) 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

エ 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍設備及び保管設備を有すること。

(27) 漬物製造業

- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等を有する設備を有すること。
- (28) 密封包装食品製造業
- ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (29) 食品の小分け業
- ア 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- イ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (30) 添加物製造業
- ア 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- ウ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。
- エ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。
- 3 法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉（以下この項において「生食用食肉」という。）又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準
- (1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- イ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- ウ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- エ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- オ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- (2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
- イ ふぐを処理するための専用の器具を備えること。
- ウ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷

凍設備を有すること。

#### 4 露店形態による営業施設についての特例

##### 飲食店営業

ア 営業施設は、一定の区画をすること。

イ 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有し、かつ、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備を設けること。

ウ 営業施設の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

エ 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

オ 営業施設には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

カ 耐水性の洗浄設備を設けること。

キ 食品に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。

ク 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。

ケ 営業施設には、冷却保存をする必要がある食品を取り扱う場合は冷蔵又は冷凍設備を設けること。

コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を設けること。

サ 営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、排水を保管することのできる貯水設備を設けること。

シ 貯水槽には、水道水を供給すること。

ス 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

#### 別表第2(第6条関係)

- (1) 飲食店営業 1件につき17,600円
- (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 1件につき11,500円
- (3) 食肉販売業 1件につき11,500円
- (4) 魚介類販売業 1件につき11,500円
- (5) 魚介類競り売り営業 1件につき21,000円
- (6) 集乳業 1件につき11,500円
- (7) 乳処理業 1件につき21,000円
- (8) 特別牛乳搾取処理業 1件につき21,000円
- (9) 食肉処理業 1件につき21,000円
- (10) 食品の放射線照射業 1件につき21,000円
- (11) 菓子製造業 1件につき15,700円
- (12) アイスクリーム類製造業 1件につき15,700円
- (13) 乳製品製造業 1件につき21,000円
- (14) 清涼飲料水製造業 1件につき21,000円
- (15) 食肉製品製造業 1件につき21,000円
- (16) 水産製品製造業 1件につき17,600円
- (17) 氷雪製造業 1件につき21,000円
- (18) 液卵製造業 1件につき21,000円
- (19) 食用油脂製造業 1件につき21,000円
- (20) みそ又はしょうゆ製造業 1件につき17,600円
- (21) 酒類製造業 1件につき17,600円
- (22) 豆腐製造業 1件につき15,700円
- (23) 納豆製造業 1件につき15,700円
- (24) 麺類製造業 1件につき15,700円

- (25) そうざい製造業 1件につき21,000円
- (26) 複合型そうざい製造業 1件につき28,500円
- (27) 冷凍食品製造業 1件につき21,000円
- (28) 複合型冷凍食品製造業 1件につき28,500円
- (29) 漬物製造業 1件につき17,600円
- (30) 密封包装食品製造業 1件につき21,000円
- (31) 食品の小分け業 1件につき11,500円
- (32) 添加物製造業 1件につき21,000円

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 ふぐ処理師（第4条—<u>第10条</u>）</p> <p><u>第3章 ふぐ取扱い等の規制（第11条—第13条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第14条—第16条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第17条・第18条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの<u>取扱い等</u>について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（ふぐの加工等の制限）</p> <p>第3条 ふぐは、処理を行ったものでなければ、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、これを食用として加工し、調理し、又は販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。</p> <p>（1） <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第4号、第16号、第26号又は第28号に規定する営業に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条の規定による許可を受けた者であつて、ふぐを処理する者として規則で定める書類の交付を受けたもの（以下</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 ふぐ処理師（第4条—<u>第11条</u>）</p> <p><u>第3章 ふぐ取扱い営業（第12条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 ふぐ取扱い等の規制（第16条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第19条—第21条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第22条・第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの<u>取扱い及び営業</u>について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） ふぐ取扱い営業 業として、ふぐ取扱いを行うことをいう。</u></p> <p>（ふぐの加工等の制限）</p> <p>第3条 ふぐは、処理を行ったものでなければ、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、これを食用として加工し、調理し、又は販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。</p> <p>（1） <u>第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者に販売をするとき。</u></p>

<p>「許可業者」という。)に販売をするとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(免許)</p> <p>第4条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ふぐの処理ができる者として都道府県の知事<u>(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に基づき保健所を設置する市又は特別区の長を含む。以下同じ。)</u>に認められている者</p> <p>2～6 略</p> <p>(絶対的欠格事由)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、ふぐ処理師の免許を与えない。</p> <p>(1) <u>第10条第1項第2号</u>又は第3号に該当し、同項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>(2) <u>第11条</u>の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者</p> <p>(3) <u>かつて第4条第1項第2号に該当していた者であって、同号に該当しないこととなった後1年を経過しないもの</u></p> <p>(相対的欠格事由)</p> <p>第8条 略</p> <p>(ふぐ処理師の遵守事項)</p>	<p>(2) 略</p> <p>(免許)</p> <p>第4条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ふぐの処理ができる者として規則で定める都道府県の知事<u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の市長を含む。)</u>の免許を受けている者</p> <p>2～6 略</p> <p>(受験資格)</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) <u>調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師</u></p> <p>(2) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者で、認証施設(第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。)</u>において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに<u>2年以上従事しているもの</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第57条に規定する者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</u></p> <p>(絶対的欠格事由)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、ふぐ処理師の免許を与えない。</p> <p>(1) <u>第11条第1項第2号</u>又は第3号に該当し、同項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者</p> <p>(2) <u>第16条</u>の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者</p> <p>(3) <u>第4条第1項第2号に掲げる者のうち、当該免許を取り消された後1年を経過しないもの</u></p> <p>(相対的欠格事由)</p> <p>第9条 略</p> <p>(ふぐ処理師の遵守事項)</p>
---	---

第9条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) ふぐの毒性のある部分は、施錠できる専用容器に収容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。

(4) 許可業者が行う営業に係る施設（以下「営業施設」という。）以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(免許の取消し)

第10条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

(1) 略

(2) ふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により法第6条の規定に違反したとき。

(3) 略

(4) 第7条第3号に該当するに至ったとき。

2 第8条第2項の規定は、前項第1号に該当する場合の取消しについて準用する。

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に収容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。

(4) 認証施設以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(免許の取消し)

第11条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

(1) 略

(2) ふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第6条の規定に違反したとき。

(3) 略

(4) 第8条第3号に該当するに至ったとき。

2 第9条第2項の規定は、前項第1号に該当する場合の取消しについて準用する。

### 第3章 ふぐ取扱い営業

(認証)

第12条 ふぐ取扱い営業を営もうとする者は、知事に申請して認証を受けなければならない。ただし、専ら第3条各号に掲げる販売のみを行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ふぐ取扱い営業を認証しない。

(1) 認証施設に専任のふぐ処理師を置いていないとき。

(2) 第15条第1項又は第2項の規定により、認証を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しないとき。

(3) 前項の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しないとき。

3 知事は、ふぐ取扱い営業を認証したときは、認証営業台帳に登録し、認証書を交付する。

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者（以下「認証業者」という。）は、前項に規定する認証書（以下「認証書」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるとこ



ろにより、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

5 認証業者は、認証書を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、認証書の再交付を知事に申請しなければならない。

6 前3項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

(認証業者の遵守事項)

第13条 認証業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 認証書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(2) 認証施設の利用者の見やすい箇所に認証書を掲示しなければならない。

(認証業者の地位の承継)

第14条 認証業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、認証業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換交付を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換交付する。

4 前項の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

(認証の取消し)

第15条 知事は、認証業者が第12条第2項第1号に該当するに至ったときは、その認証を取り消す。

2 知事は、認証業者がふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により法第6条の規定に違反したときは、認証を取り消すことができる。

第3章 ふぐ取扱い等の規制

(ふぐ取扱いの禁止)

第4章 ふぐ取扱い等の規制

(ふぐ取扱いの禁止)

**第11条** ふぐ処理師でない者は、ふぐ取扱いを行ってはならない。ただし、営業施設において、当該営業施設のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事する場合は、この限りでない。

(ふぐ処理師による処理の確認)

**第12条** 略

(処理に係る確認事項の記録等)

**第13条** 肝臓、卵巣その他人の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及びふぐ加工製品を食用として加工し、調理し、又は販売をしようとする者は、ふぐに対する処理が適切に行われたことが確認できる事項で規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。ただし、許可営業者については、この限りでない。

#### 第4章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

**第14条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、許可営業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、営業施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(手数料)

**第15条** 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(4) 略

**第16条** ふぐ処理師でない者は、ふぐ取扱いを行ってはならない。ただし、認証施設において、当該認証施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事する場合は、この限りでない。

(ふぐ処理師による処理の確認)

**第17条** 略

(処理に係る確認事項の記録等)

**第18条** 肝臓、卵巣その他人の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及びふぐ加工製品を食用として加工し、調理し、又は販売をしようとする者は、ふぐに対する処理が適切に行われたことが確認できる事項で規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。ただし、認証営業者については、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

**第19条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、認証営業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、認証施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(手数料)

**第20条** 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(4) 略

(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき2,430円

(6) 第12条第4項の規定に基づく認証書の書換交付 1件につき1,700円

(7) 第12条第5項の規定に基づく認証書の再交付 1件につき1,700円

(8) 第14条第2項の規定に基づく認証営業者の地位を継承した者に係る認証書の書換交付 1件につき1,700円

<p>(委任) 第16条 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 罰則</p> <p>(罰則) 第17条 第3条又は第11条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) 第9条第3号の規定に違反した者 (2) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第14条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第18条 略</p>	<p>(委任) 第21条 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p> <p>(罰則) 第22条 第3条、第12条第1項又は第16条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) 第10条第3号の規定に違反した者 (2) 第19条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第23条 略</p>
---	--

(鳥取県魚介類行商条例の廃止)

第4条 鳥取県魚介類行商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第52条第1項の規定による許可及び第3条の規定による改正前の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項の規定による知事の認証を受けている者にあつては、旧法第52条第1項の規定による許可の有効期間の満了の日までの間は、当該者を第3条の規定による改正後の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1号に規定する許可営業者と、当該者が行う営業に係る旧条例第7条第2号に規定する認証施設を新条例第9条第4号に規定する営業施設とみなし、新条例の規定を適用する。

3 前項の規定により新条例第3条第1号に規定する許可営業者とみなされた者については、旧条例第3章及び第20条の規定は、当該者に係る旧法第52条第1項の規定による許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

5 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
19の20 略	
19の21 略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
19の20 略	
19の21 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第2条第1項の規定による魚介類行商の許可 （2）第2条第3項の規定による許可に係る条件の付加 （3）第4条の規定による行商鑑札の交付 （4）第6条の規定による行商鑑札の返納の受理 （5）第10条第1項の規定による魚介類行商者に対する報告の要求及び検査 （6）第11条の規定による必要な措置の命令 （7）第12条の規定による営業の停止の命令及び許可の取消し	鳥取市
19の22 鳥取県魚介類行商条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市
19の23 略	
19の24 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5）略 （6） <u>第9条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u> （7） <u>第11条第1項の規定による免許の取消し</u> （8） <u>第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証</u> （9） <u>第12条第3項の規定による認証営業台帳への登録及び認証書の交付</u> （10） <u>第12条第4項の規定による認証書の書換交付</u> （11） <u>第12条第5項の規定による認証書の再交付</u> （12） <u>第14条第2項の規定による</u>	鳥取市



条 例 名 等	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      大気汚染防止法等の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制対象とされたほか、特定粉じん排出に係る規制基準の適用対象が広がったこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                      (1) 解体等工事の元請業者（現行 解体等工事を施工しようとする者）は、当該工事の発注者及び下請負人（現行 発注者）に対し、事前調査結果を説明しなければならないものとする。                      (2) 届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類等を知事に届け出た元請業者は、当該工事における特定粉じん排出等作業が完了し、発注者にその結果の報告を行ったときは、当該報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならないこととする。                      (3) その他所要の規定の整備を行う。                      (4) 施行期日等                      ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。                      イ 所要の経過措置を講ずる。                      ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>【参考】法改正の内容と条例の改正概要について                      現行条例に基づく規制の水準を維持しながら法改正に対応するための所要の改正を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法改正の内容</th> <th>条例の改正概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①石綿を含有する建築材料の有無等に係る事前調査についての実施主体が「元請業者」と明記された(従来は「施工者」)。</td> <td>・法に合わせ、事前調査の実施主体を「元請業者」と明記する。 ・施工者間で情報共有が必要であり、元請業者が下請業者に事前調査結果を説明することを明記する。</td> </tr> <tr> <td>②元請業者は、石綿除去作業完了後に、その結果を発注者に対し書面で報告し、また作業記録を作成・保存することとされた。</td> <td>・適切に作業等が実施されたことを確認するため元請業者に対して、発注者へ報告した書面の写しを知事に提出する手続きを追加する。</td> </tr> <tr> <td>③元請業者は、下請業者に対し、作業方法等を説明しなければならないこととされた。</td> <td>・法に合わせ、元請業者が下請業者に作業方法等を説明する手続きを追加する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の法改正事項                      元請業者は、事前調査の結果を知事へ報告することとされた（令和4年4月1日施行）が、条例改正の要否については、県内の現状を把握した上で今後検討する。</p>	法改正の内容	条例の改正概要	①石綿を含有する建築材料の有無等に係る事前調査についての実施主体が「元請業者」と明記された(従来は「施工者」)。	・法に合わせ、事前調査の実施主体を「元請業者」と明記する。 ・施工者間で情報共有が必要であり、元請業者が下請業者に事前調査結果を説明することを明記する。	②元請業者は、石綿除去作業完了後に、その結果を発注者に対し書面で報告し、また作業記録を作成・保存することとされた。	・適切に作業等が実施されたことを確認するため元請業者に対して、発注者へ報告した書面の写しを知事に提出する手続きを追加する。	③元請業者は、下請業者に対し、作業方法等を説明しなければならないこととされた。	・法に合わせ、元請業者が下請業者に作業方法等を説明する手続きを追加する。
法改正の内容	条例の改正概要								
①石綿を含有する建築材料の有無等に係る事前調査についての実施主体が「元請業者」と明記された(従来は「施工者」)。	・法に合わせ、事前調査の実施主体を「元請業者」と明記する。 ・施工者間で情報共有が必要であり、元請業者が下請業者に事前調査結果を説明することを明記する。								
②元請業者は、石綿除去作業完了後に、その結果を発注者に対し書面で報告し、また作業記録を作成・保存することとされた。	・適切に作業等が実施されたことを確認するため元請業者に対して、発注者へ報告した書面の写しを知事に提出する手続きを追加する。								
③元請業者は、下請業者に対し、作業方法等を説明しなければならないこととされた。	・法に合わせ、元請業者が下請業者に作業方法等を説明する手続きを追加する。								

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第10条の3</u>—第15条）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業のうち規則で定める特定建築材料に係るものをいう。</p> <p>（6） <u>特定建築物等 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。）をいう。</u></p> <p>（7） <u>県特定工事 特定工事のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（8） <u>県届出対象特定工事 県特定工事のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（9） <u>県作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—<u>第10条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第10条の2</u>—第15条）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 <u>石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に該当しないものをいう。</u></p> <p>（6） <u>作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（7） <u>発注者等 発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。</u></p>

用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(県の責務)

第3条 県は、特定建築材料の使用の状況等に関する情報を収集し、特定建築材料が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 特定建築材料を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、特定粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、特定粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 特定建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 略

(事前調査の実施)

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 略

(事前調査の実施)



第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- (1) 略
- (2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、当該調査（法第18条の17第1項の規定による調査を含む。）の結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。
- 3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事（他の者から請け負ったものに限る。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必

緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る法第18条の15第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(県届出対象特定工事の実施の届出)

第7条 県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 請負契約による場合にあつては、元請業者又は下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 県届出対象特定工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項

要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 届出対象工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を

各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が県作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を県作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、法第18条の14に規定する作業基準及び県作業基準を遵守しなければならない。

(特定工事に係る揭示)

第7条の3 特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事の元請業者又は自主施工者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、揭示の内容を修正しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、県特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が県作業基準に適合していないと認めるときは、県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 県特定工事の発注者は、当該県特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、県作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る揭示)

第7条の3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、揭示の内容を修正しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象特定工事及び県届出対象特定工事

(以下「届出対象特定工事等」という。)の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、届出対象特定工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法(処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。)を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象特定工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該届出対象特定工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の3 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 法第18条の15第5項の規定による揭示が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 略
- (3) 第7条第1項又は法第18条の17第1項の規定による届出が行われずに届出対象特定工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準又は県作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事(以下「届出対象工事等」という。)

を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法(処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。)を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。
- (2) 略
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工されていること。
- (4) 作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出

エ 第10条の2の規定による報告

オ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による報告

エ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例第4条、第5条及び第6条の2から第11条までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事、第7条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事等であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の3</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の2</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市
略	

条例名等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例														
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県営住宅の老朽化及び町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。</p> <p>2 概要 次のとおり、県営住宅を廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>廃止の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほきもと団地</td> <td>鳥取市佐治町葛谷</td> <td>施設の老朽化</td> </tr> <tr> <td>智頭第2団地</td> <td>八頭郡智頭町大字山根</td> <td>智頭町へ無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>中南団地</td> <td>八頭郡八頭町南</td> <td>八頭町へ無償譲渡</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、令和3年4月1日とする。</p>			名称	位置	廃止の理由	ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷	施設の老朽化	智頭第2団地	八頭郡智頭町大字山根	智頭町へ無償譲渡	中南団地	八頭郡八頭町南	八頭町へ無償譲渡
名称	位置	廃止の理由													
ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷	施設の老朽化													
智頭第2団地	八頭郡智頭町大字山根	智頭町へ無償譲渡													
中南団地	八頭郡八頭町南	八頭町へ無償譲渡													

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
西郷団地	鳥取市河原町中井	西郷団地	鳥取市河原町中井
略		<u>ほきもと団地</u>	鳥取市佐治町葛谷
略		略	
智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭	智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭
略		<u>智頭第2団地</u>	八頭郡智頭町大字山根
略		略	
隼団地	八頭郡八頭町見槻中	隼団地	八頭郡八頭町見槻中
略		<u>中南団地</u>	八頭郡八頭町南
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西 品治団地 湖南団地 美 穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第 2団地 西郷団地 宝木 団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西 品治団地 湖南団地 美 穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第 2団地 <u>西郷団地</u> <u>ほき もと団地</u> 宝木団地	鳥取市
土師百井団地 船岡団地 隼団地	八頭町	土師百井団地 船岡団地 隼団地 <u>中南団地</u>	八頭町
智頭第1団地 杉の香団 地	智頭町	智頭第1団地 <u>智頭第2 団地</u> 杉の香団地	智頭町
略		略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



条 例 名 等	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例																																												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、政令で定める特別特定建築物に公立小学校等が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                      特別特定建築物の建築主等の基準適合義務の対象となる建築の規模について定めた別表について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日                      施行期日は、令和3年4月1日とする。</p> <p><b>【参 考】</b></p> <p>1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令一部改正の概要                      特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）を追加する。</p> <p>(1) 施行期日                      令和3年4月1日</p> <p>(2) 特別特定建築物に対するバリアフリー基準の適合義務付け                      高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」）では、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する用途の建築物を特別特定建築物とし、床面積 2,000 ㎡以上の新築、増築、用途変更を行う場合は、建築物移動等円滑化基準（バリアフリー基準）に適合させるよう義務付けている。</p> <p>2 鳥取県福祉のまちづくり条例による上乗せ                      条例では、法に基づき特別特定建築物の建物用途の追加、独自のバリアフリー基準の追加、基準への適合を義務付ける建物規模（床面積）の引き下げを行い、法に加えてより小規模な建築物に対してバリアフリー化を義務付けている。</p> <p>○特別特定建築物として法及び条例に定める学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法に定める学校</th> <th>条例に追加して定める学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>・特別支援学校</td> <td>・各種学校等（各種学校又は専修学校） ・特別支援学校又は各種学校等以外の学校</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>・公立小学校等又は特別支援学校</td> <td>・各種学校等 ・公立小学校等、特別支援学校又は各種学校等以外の学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>○学校に係るバリアフリー基準の適合義務付け面積（㎡）                      ※今回の条例改正によるバリアフリー基準の適合を義務付ける建物規模は変更なし</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>廊下の幅 120 cm以 上</th> <th>車いす用 トイレ</th> <th>オストメ イト</th> <th>出入口の 構造</th> <th>屋外出入 り口の庇</th> <th>エレベ ーター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小学校等</td> <td>全て</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>各種学校等</td> <td>500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>公立小学校等、特別 支援学校、各種学校 等以外の学校</td> <td>全て</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>		法に定める学校	条例に追加して定める学校	改正前	・特別支援学校	・各種学校等（各種学校又は専修学校） ・特別支援学校又は各種学校等以外の学校	改正後	・公立小学校等又は特別支援学校	・各種学校等 ・公立小学校等、特別支援学校又は各種学校等以外の学校		廊下の幅 120 cm以 上	車いす用 トイレ	オストメ イト	出入口の 構造	屋外出入 り口の庇	エレベ ーター	公立小学校等	全て	2,000	2,000	全て	全て	1,000	特別支援学校	全て	全て	全て	全て	全て	1,000	各種学校等	500	2,000	2,000	全て	全て	1,000	公立小学校等、特別 支援学校、各種学校 等以外の学校	全て	2,000	2,000	全て	全て	1,000
	法に定める学校	条例に追加して定める学校																																											
改正前	・特別支援学校	・各種学校等（各種学校又は専修学校） ・特別支援学校又は各種学校等以外の学校																																											
改正後	・公立小学校等又は特別支援学校	・各種学校等 ・公立小学校等、特別支援学校又は各種学校等以外の学校																																											
	廊下の幅 120 cm以 上	車いす用 トイレ	オストメ イト	出入口の 構造	屋外出入 り口の庇	エレベ ーター																																							
公立小学校等	全て	2,000	2,000	全て	全て	1,000																																							
特別支援学校	全て	全て	全て	全て	全て	1,000																																							
各種学校等	500	2,000	2,000	全て	全て	1,000																																							
公立小学校等、特別 支援学校、各種学校 等以外の学校	全て	2,000	2,000	全て	全て	1,000																																							

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第14条関係）			別表第1（第14条関係）		
区分		規模	区分		規模
<b>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）</b>	<b>令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）</b>	<b>床面積の合計1,000平方メートル以上</b>	特別支援学校	<u>令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）</u>	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準（令第14条第1項に定める基準を除く。）を適用する場合	全て		略	
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	略	略	略
略			略		
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略		特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略	
略			略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例												
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 市街化調整区域内の空家の利活用を推進し、及び空家の放置を防止するため、住宅建築等の許可の基準を緩和する。</p> <p>2 概要 市街化を促進しない開発行為として、次の目的で行う開発行為を加える。 (1) 建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない空家又は空家等対策の推進に関する特別措置法の規定の適用を受け除却された空家の敷地に新設する自己用住宅に居住する目的 (2) 次の場合において、農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物として開発許可を受けることなく建設された自己用住宅であって建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又は改築する目的 ア 当該自己用住宅の居住者が農業、林業又は漁業を営む者でなくなった場合 イ 相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合</p> <p>3 施行期日 (1) 施行期日は、令和3年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講じる。</p> <p>【参考】</p> <p>1 条例の概要 都市計画法第34条第11号及び第12号に基づき、市街化調整区域のうち市街化区域と一体的な区域で自己用住宅の建築を認める区域を指定し、市街化を促進しない開発行為として立地を認める建築物等の基準を定めている。(条例の適用対象は境港市及び日吉津村で、中核市である鳥取市と独自条例を持つ米子市は適用対象外)</p> <p>2 条例改正の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現行基準(要件)</th> <th>改正案の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 空家利活用の緩和</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者は同一市町村に住宅、土地を所有していない県外からの移住者又は県内農業者に限定</li> <li>移住者で農業者以外は所有権を有すること(賃貸は不可)</li> <li>用途は専用住宅に限定</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者、県内農業者の限定を廃止(同一市町村内に住宅、土地を所有していないという条件のみとする)</li> <li>農業者に限らず賃貸を認める</li> <li>兼用住宅(住宅以外は延べ面積の1/2かつ50㎡以下)とすることも認める</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2) 空家除却後の土地利用の緩和</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体後の更地は、新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は建築ができない)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空家対策特措法により指導又は助言がされた空家に限り、解体前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の新築を認める(既存住宅の改築に係る許可基準と同様)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(3) 元農林漁者の住宅の増改築の緩和</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は増改築ができない)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の増改築を認める</li> <li>兼用住宅への増改築も認める</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 市街化調整区域の空家・住宅に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者が空家を利活用する場合、農業者以外は購入が要件であるためハードルが高く利活用が進まない。</li> <li>老朽空家を解体して更地にすると再築ができない場合があり、空家のまま放置されてしまう。</li> <li>農林漁業者は開発許可不要で住宅が建てられるが、高齢化等で生産規模を一定規模以下に縮小すると、住宅の増改築に開発許可が必要になり、「市街化区域と一体的な区域」以外は増改築ができない。</li> </ul>	項目	現行基準(要件)	改正案の内容	(1) 空家利活用の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者は同一市町村に住宅、土地を所有していない県外からの移住者又は県内農業者に限定</li> <li>移住者で農業者以外は所有権を有すること(賃貸は不可)</li> <li>用途は専用住宅に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者、県内農業者の限定を廃止(同一市町村内に住宅、土地を所有していないという条件のみとする)</li> <li>農業者に限らず賃貸を認める</li> <li>兼用住宅(住宅以外は延べ面積の1/2かつ50㎡以下)とすることも認める</li> </ul>	(2) 空家除却後の土地利用の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体後の更地は、新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は建築ができない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家対策特措法により指導又は助言がされた空家に限り、解体前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の新築を認める(既存住宅の改築に係る許可基準と同様)</li> </ul>	(3) 元農林漁者の住宅の増改築の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は増改築ができない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の増改築を認める</li> <li>兼用住宅への増改築も認める</li> </ul>
項目	現行基準(要件)	改正案の内容											
(1) 空家利活用の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者は同一市町村に住宅、土地を所有していない県外からの移住者又は県内農業者に限定</li> <li>移住者で農業者以外は所有権を有すること(賃貸は不可)</li> <li>用途は専用住宅に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者、県内農業者の限定を廃止(同一市町村内に住宅、土地を所有していないという条件のみとする)</li> <li>農業者に限らず賃貸を認める</li> <li>兼用住宅(住宅以外は延べ面積の1/2かつ50㎡以下)とすることも認める</li> </ul>											
(2) 空家除却後の土地利用の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体後の更地は、新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は建築ができない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家対策特措法により指導又は助言がされた空家に限り、解体前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の新築を認める(既存住宅の改築に係る許可基準と同様)</li> </ul>											
(3) 元農林漁者の住宅の増改築の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな開発行為として基準に合致する場合に認める(市街化区域と一体的な区域以外は増改築ができない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の住宅の延べ面積の2倍以内の住宅の増改築を認める</li> <li>兼用住宅への増改築も認める</li> </ul>											

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地の区域	略	6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地（ <u>公共の用に供される道路その他の施設によって当該施設の敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。</u> ）の区域	略
略			略		
12 次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（ <u>当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村</u>	空家の敷地の区域又は除却された空家の敷地若しくはその隣接地の区域	建築基準法別表第2（い）項第1号又は第2号に掲げる建築物（ <u>除却された空家の敷地に建設する場合は、敷地</u>	12 次のいずれかに該当する者が、 <u>建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）に居住する目的（その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町村の区域内に他</u>	空家の敷地の区域	建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物

<p>の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) <u>建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物</u> (以下「<u>空家</u>」という。)</p> <p>(2) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第1項に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家</u> (以下「<u>除却された空家</u>」という。)の敷地に新たに建設する自己用住宅</p>		<p>の面積が除却された空家の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が除却された空家の延床面積の2倍を超えないものに限る。)</p>	<p>に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合限り、<u>第1号に掲げる者</u> (農業者を除く。)にあっては、<u>当該空家の所有権を取得する場合に限る。</u>)</p> <p>(1) <u>県内に移住しようとする者であつて、過去5年間県内に居住したことがないもの</u></p> <p>(2) <u>現に耕作する農地の存する市町村に移住しようとする農業者であつて、過去5年間当該市町村に居住したことがないもの</u></p>		
<p>13 次に掲げる場合において、法第29条第1項第2号に該当することにより同項の許可を受けることなく建設された自己用住宅であつて、建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又は改築する目的</p> <p>(1) 当該自己用住宅の居住者が法第29条第1項第2号に規定</p>	<p>既存の建築物の敷地又はその隣接地の区域</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物(敷地の面積が既存の建築物の敷地面積の1.5倍を超え</p>			

<p>する者に該当しなくなった場合 (2) 相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合</p>	<p>ず、かつ、延床面積が既存の建築物の延床面積の2倍を超えないものに限る。)</p>			
<p>備考 この表において「隣接地」とは、既存の建築物、既存の建築物等又は除却された空家の敷地に隣接する土地及び公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合に当該敷地に隣接することとなるものをいう。</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用し、同日前にされた開発許可の申請については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例																												
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                      建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                      (1) 次のとおり手数料の額を引き下げる。                      ア 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等以外の建築物の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300㎡以上1,000㎡未満</td> <td>1件</td> <td>346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)</td> <td>268,000円 (簡易評価法の場合は104,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>1件</td> <td>346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)</td> <td>346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300㎡以上1,000㎡未満</td> <td>1件</td> <td>40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)</td> <td>29,000円 (簡易評価法の場合は25,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>1件</td> <td>40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)</td> <td>40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 条例の規定中引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項を改める。</p> <p>3 施行期日                      施行期日は、令和3年4月1日とする。</p> <p><b>【参 考】</b>                      建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律改正の概要                      (1) 改正の概要                      建築物省エネ基準への適合を義務付ける建築物の規模について、非住宅部分の床面積を2000㎡以上から300㎡以上に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。(基準への適合は、建築確認申請時に建築物エネルギー消費性能適合判定の提出を求めて確認)                      (2) 施行期日                      令和3年4月1日                      (3) その他                      国は手数料算定の根拠となる所要審査時間を床面積300㎡以上2000㎡未満で一律としていたが、法改正に伴い床面積300㎡以上1000㎡未満の所要審査時間を新たに示した。</p>	区 分	単 位	金 額		現 行	改正後	300㎡以上1,000㎡未満	1件	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)	268,000円 (簡易評価法の場合は104,000円)	1,000㎡以上2,000㎡未満	1件	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)	区 分	単 位	金 額		現 行	改正後	300㎡以上1,000㎡未満	1件	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)	29,000円 (簡易評価法の場合は25,000円)	1,000㎡以上2,000㎡未満	1件	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)
区 分	単 位			金 額																									
		現 行	改正後																										
300㎡以上1,000㎡未満	1件	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)	268,000円 (簡易評価法の場合は104,000円)																										
1,000㎡以上2,000㎡未満	1件	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)	346,000円 (簡易評価法の場合は137,000円)																										
区 分	単 位	金 額																											
		現 行	改正後																										
300㎡以上1,000㎡未満	1件	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)	29,000円 (簡易評価法の場合は25,000円)																										
1,000㎡以上2,000㎡未満	1件	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)	40,000円 (簡易評価法の場合は35,000円)																										

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の6) 略</p> <p>(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の6) 略</p> <p>(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 300平方メートル以上、<u>1,000平方メートル未満</u></td> <td>1件につき <u>268,000円</u>（簡易評価法の場合は、<u>104,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>3 <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満</u></td> <td>1件につき <u>346,000円</u>（簡易評価法の場合は、<u>137,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 略	略	2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>268,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>104,000円</u> ）	3 <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>346,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u> ）	4 略	略	5 略	略	6 略	略	7 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 300平方メートル以上、<u>2,000平方メートル未満</u></td> <td>1件につき <u>346,000円</u>（簡易評価法の場合は、<u>137,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 略	略	2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>346,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u> ）	3 略	略	4 略	略	5 略	略	6 略	略
区分	金額																																
1 略	略																																
2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>268,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>104,000円</u> ）																																
3 <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>346,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u> ）																																
4 略	略																																
5 略	略																																
6 略	略																																
7 略	略																																
区分	金額																																
1 略	略																																
2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>346,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u> ）																																
3 略	略																																
4 略	略																																
5 略	略																																
6 略	略																																
<p>(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 300平方メートル以上、<u>1,000平方メートル</u></td> <td>1件につき <u>29,000円</u>（簡易評価法の場合は、</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 略	略	2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル</u>	1件につき <u>29,000円</u> （簡易評価法の場合は、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 300平方メートル以上、<u>2,000平方メートル</u></td> <td>1件につき <u>40,000円</u>（簡易評価法の場合は、</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 略	略	2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル</u>	1件につき <u>40,000円</u> （簡易評価法の場合は、																		
区分	金額																																
1 略	略																																
2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル</u>	1件につき <u>29,000円</u> （簡易評価法の場合は、																																
区分	金額																																
1 略	略																																
2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル</u>	1件につき <u>40,000円</u> （簡易評価法の場合は、																																



<p>ル未満</p> <p>3 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>25,000円)</p> <p>1件につき40,000円(簡易評価法の場合は、35,000円)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>ル未満</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>35,000円)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>イ～エ 略</p> <p>(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>イ～エ 略</p> <p>(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
<p>区分</p>	<p>金額</p> <p>建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合</p>	<p>区分</p>	<p>金額</p> <p>建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合</p>
<p>1 略</p> <p>2 一戸建ての住宅以外の住宅(共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除</p>	<p>略</p>	<p>1 略</p> <p>2 一戸建ての住宅以外の住宅(共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあっては、共用部分を除</p>	<p>略</p>

<p>く。)</p> <p>(1)～(4) 略</p>			<p>く。)</p> <p>(1)～(4) 略</p>		
<p>(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(315の10) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(316)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(316)～(328) 略</p> <p>2 略</p>				

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例名等	財産を無償で譲渡すること(県営住宅中南団地)について										
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>八頭郡八頭町南字下古城409番3</td> <td>2,162.48平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>八頭郡八頭町南字下古城409番3</td> <td>4棟(10戸)、倉庫10棟 571.80平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町</p> <p>(3) 理由 県営住宅中南団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、この度正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和3年4月1日</p>		種類	所在地	数量	土地	八頭郡八頭町南字下古城409番3	2,162.48平方メートル	建物	八頭郡八頭町南字下古城409番3	4棟(10戸)、倉庫10棟 571.80平方メートル
種類	所在地	数量									
土地	八頭郡八頭町南字下古城409番3	2,162.48平方メートル									
建物	八頭郡八頭町南字下古城409番3	4棟(10戸)、倉庫10棟 571.80平方メートル									

条例名等	財産を無償で譲渡すること(県営住宅智頭第2団地)について										
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆</td> <td>1,193.79平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆</td> <td>3棟(6戸) 405.72平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 智頭町</p> <p>(3) 理由 県営住宅智頭第2団地は、既に智頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、この度正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、智頭町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和3年4月1日</p>		種類	所在地	数量	土地	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	1,193.79平方メートル	建物	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	3棟(6戸) 405.72平方メートル
種類	所在地	数量									
土地	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	1,193.79平方メートル									
建物	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	3棟(6戸) 405.72平方メートル									